



平成30年第1回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月8日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1		会議録署名議員の指名について（4番・6番）
日程第 2		会期決定について
		議長諸般報告
		村長行政報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	議案第 17号	平成29年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第 5	議案第 18号	平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第 19号	平成29年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第 20号	平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第 8	議案第 21号	平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 22号	平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 10	議案第 23号	平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（6人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	3番	大谷 元江 君		4番	長谷川 耿聰 君
	6番	五十嵐 正雄 君		7番	佐野 一紀 君

○欠席議員（1人）

5番 山本 敬介 君

○出席説明員

（長部局）

占冠村 長	田中正治	副 村 長	松永英敬
会計 管理 者	平岡 卓	総 務 課 長	多田淳史
企画 商工 課 長	三浦康幸	地域 振興 対策 室 長	野村直広
保健 福祉 課 長	伊藤俊幸	産業 建設 課 長	小林昌弘
林業 振興 室 長	今野良彦	ト マ ム 支 所 長	平川満彦

総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
村立診療所主幹	合田幸	農業担当係長	杉岡裕二
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
環境衛生担当主幹	石坂勝美	林業振興室主幹	鈴木智宏
(教育委員会)			
教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕
(農業委員会)			
会長	安田堅吾	事務局長	小林昌弘
(選挙管理委員会)			
書記長	多田淳史		
(監査委員)			
監査委員	木村英記	事務局長	小尾雅彦

**○出席事務局職員**

事務局長	小尾雅彦	主事	久保璃華
------	------	----	------

開会 午前10時

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第1回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 2月28日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日8日から14日までの7日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、4番、長谷川耿聰君、6番、五十嵐正雄君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月14日までの7日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（小尾雅彦君） 審議資料の1ページお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は、議案第1号から議案第31号までの計31件です。2、議員提案による案件は、意見書案第1号から第3号までの計3件です。審議資料の2ページをお願いいたします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

4、平成29年第7回定例会以降の議員の動向は、12月15日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の6ページから7ページは平成29年度11月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは平成29年12月分の例月出納検査結果です。審議資料10ページから11ページは平成30年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長よりお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。まず、1、報告事項でございますが、本日お配りしました別紙の内容でご報告をさせていただきますと思います。

(1) 旭川信用金庫との包括連携協定について。3月1日、旭川信用金庫富良野支店にて、中富良野町とともに旭川信用金庫との包括連携に関する協定の調印式を行いました。旭川信用金庫は、村の指定金融機関として、地域の商工業の振興において、重要な役割を担っております。3月6日にも占冠郵便局と包括的連携に関する協定を締結し、3月16日には北海道銀行と包括連携協定締結式を予定しています。これらの協定のもと、金融面だけでなく、地方創生、災害時における協力支援など、より幅広い面において連携協力を行ってまいります。

(2) 暴風雪対応について。3月1日から2日の猛烈に発達した低気圧の影響により、村内において発生した風雪被害と対応についてご報告いたします。トマム地区においては、1日午後から風雪が強まり、吹溜り等による住宅等の被害が懸念される中、道道及び道東自動車道が通行止めになった影響で一時孤立状態に陥り、中トマムから下トマムにかけては300台以上の車両が滞留する事態が発生いたしました。

村の対応としましては、状況確認のため午後4時30分、消防職員にトマム地区の状況確認を依頼し、停電等が予想されたため、午後5時、トマムコミュニティセンターを一時避難所として開設するように指示しました。消防職員の情報で、車両の滞留が予想以上に深刻で経過時間も長時間であったことから運転者の安否確認等の対応が必要と判断し、午後

8時、村職員8名、消防職員9名、消防団員20名とともに現場に赴き、警察及び道路管理者の指示のもと滞留車の整理を行っています。滞留車の整理は関係機関、リゾートの協力により午前1時30分の道東自動車道の開通時には収束し、避難者も目的地に向かうことができました。一時避難所への避難状況はトマムコミュニティセンター8名、総合センター3名、消防占冠支署1名を受け入れています。

2日においては、通行止めが続いていたものの大きな混乱はありませんでしたが、降り続く雪のため、独居者等の安否確認や除雪対応などを村職員3名、消防職員3名において行うとともに通行止め状況等の情報収集を行ってまいりました。午後5時05分に暴風雪警報が解除になり、天気のリセットを確認したうえで担当の待機解除を行っています。

この度の暴風雪においては、幸いにも停電、地域住民の避難はありませんでしたが、風雪による車両の立ち往生が発生し、その対応について道路管理者及び警察と村との情報共有などの連携が課題であると強く認識いたしました。今後も予想される様々な気象・災害状況を想定した対応について、万全を期してまいります。

次に、2、主な用務等でございますが、12月5日から5ページの3月6日まで記載のとおりでございます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ま

したので一般質問をさせていただきます。まず1点目です。高齢者や障がい者に優しい占冠駅・トママ駅を。

それぞれの駅で跨線橋を渡っての列車の乗り降りは、高齢者や障がい者、また、大きな荷物を持った旅行者にとっては大変きつい状態になっています。以前にもこのことについて改善要求が出されていますが、いまだ改善されていません。JR北海道の経営状況からいって、以前にありました跨線橋の両サイドにエレベーターを設置して欲しいと言っても、これはなかなか現状無理なことであり改善策がありません。

そこで一つ提案ですけれども、占冠駅・トママ駅は、1番ホーム・2番ホームを使って跨線橋を渡っての乗り降りという状況になっていますが、これを1番ホームだけを使用して、上下線の列車の乗り降りをすれば跨線橋を渡らないで利用することができ、高齢者や障がい者、また、大きな荷物を持った人たちにとっては利便性があるというふうに考えています。JR北海道に対して、強力に要請すべきと考えますが、村長の考え方をまず伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えしたいと思います。かねてよりJR北海道などに対し、要望を継続しているのが現状でございます。去る11月10日にJR北海道の専務、それから駅業務部、工務部、地域交通改革部との意見交換を含めて3回ほど要望を申し上げてきました。この内容について、一定のご回答をいただいたわけではありますが、中身については片側乗降につきましては、トママ駅については、時期は未定であるものの、今後のダイヤ改正に併せて対応が可能であるとの回答がJR北海道からなされて

おります。占冠駅におきましては、ポイントの切り替えのみで対応することができず設備の改修が必要であることから、実施は現状難しい旨の回答を受けております。いずれにせよ、今後におきましてもJR北海道のみならず、北海道運輸局など各種関係機関との連携も深めながら改善に向けて協議を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今、村長の回答では、トママについては改善していくと。それから占冠駅についてはポイントの切り替え等が難しいのでできないということだと思います。現実にJRを利用している、私も定期的に病院通いのために使うわけですけれども、一緒に乗っている人たちで高齢者の人たちについては下り線、札幌から帰ってくるときに、あそこの跨線橋を渡るのに大変苦勞して渡っているという状況なわけです。障がい者、特に目の不自由な方についてもこういった状況です。

これらについては行政監察局のほうにもこういった要望が実は出されているわけです。なかなかJRがそれに応えないと。こういう状況ですから、ぜひ、このへんについては再度に渡って要望をしていかなければならないというふうに思っています。

地域では、住民のボランティア団体がJRの駅の中の椅子に座布団をこの間、実は設置しました。地域の人たちは占冠駅を利用する人たちのためにそういったボランティア活動等やって、なんとか駅の利用率を上げていこうと、こういう地域からの活動もあるわけです。そういったことも含めて、やはり地域の活動もあるわけですから、それらを受けてJRに企業努力をやってもらうということで、ぜひ、取組みをしていく必要があると考えて

いますので、再度そのへんの考え方について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状、占冠駅・トマム駅を見ましてもバリアフリー化がされておらず、大きな荷物を抱えて跨線橋を渡るという風景、景色は私も目にしています、大変不便だということは感じております。したがって、JR北海道との意見交換・要望会におきましては、私のほうからそれらの現状を訴えながら、ぜひ改善をして、バリアフリー化を含めてやっていただきたいということを強く要望をしたところでございます。

併せて、なかなかJRだけの力では難しいという面もあろうかと思っておりますので、北海道運輸局の交通政策部、鉄道部長などと通じて、これらの働きかけも含めて私のほうでやりたいというふうに思っています。幸い今年の2月19日に北海道運輸局から本村に見えられて、トマム駅の改築を含めた協議を進めたいというようなご意見をいただいている現状でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） トマム駅については、観光客が大変多くなってきているということでJRもそれに答えていくと。逆に言えば、本来住民のためにあるそういった鉄道網が、今あっちこちで廃止されようという状況にあります。特に隣の南富良野町の状況を考えれば、新得町と南富良野町の根室線がまったく元に復旧するという状況にないということですので。つまり儲けられるところについてはそれぞれ応えていくけれども、地域の本当に困っている人たちに対しては、そういう考え方がないということが明らかだというふうに思います。そういった意味では大変憤りを感じるわけです。

したがって、こういった弱者に対する公共交通機関が地域に根差したものになっていくような形を強かに訴えていく必要があるというふうに考えています。そのへんについて、先ほども言いましたけれども、地域では地域のボランティアの人たちが、なんとか占冠駅を多くの人たちに利用してもらえるように椅子に手作りの座布団を作って、先日から置かれていると。また、地域の造花をやっているサークルの人たちがそういった花を飾ると。こういったことでなんとかJR占冠駅の利用を拡大して、それを利用する人たちに気持ち良く利用できるようなことをやりたいということで、地域からそういった形が出ているにも関わらず、なかなかJR本体はそういったことに応えないということですから、このへんについても地域の実情をきちんと訴えて、これらの解決に向けて再度努力していただきたいというふうに考えています。このへんについての答弁がありませんでしたので、再度村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、鉄道の現在のおかれている状況ということで、議員おっしゃるとおり、JRについては採算が合わない路線をバス化、あるいは廃線という方向性を示している中で、根室本線、沿線の市町村においては協議会を作りながらぜひ存続をしていただきたいという運動を続けているところでございます。先般におきましては根室線でも東鹿越駅と新得間の開通について、本村の議会、それから新得町、南富良野町議会の皆さんが直接北海道議会に陳情されたということで、存続のために陳情されたということで、大変敬意を表していると共に、私もその一員として共に歩いていくべきだというふうに考えてございます。

私自身も地域におけるJR路線の必要性は絶対であるというふうに考えておきまして、占冠の振興にも大きな役割を果たすだろうということでその立場は守っていきたいというふうに考えております。それから地域の皆様方がボランティア活動を含めて占冠駅の利用向上に向けて努力をされているという現状を見ますと、やはり、なんとしてもそういった利用、利便の向上のために私たちも各種機関を通じながらもそういった要請をしてまいりたいというふうに思っております。

小さな取組みなのかもしれませんが、村としても占冠駅を利用する、それから鉄道を利用する実績を上げたいということで、本年度の予算におきまして、一人で札幌出張の場合はJRを利用していただく。これまでは公用車、高速道路ということでしたけども、そういった利用向上に向けて、小さいながらもそういった利用方法を入れて、このJR存続に向けての取組みを前へ進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 次に、公共施設の地域材の活用をということで質問をいたします。「占冠地域材利用推進方針」が平成25年5月1日に施行されました。方針では、公共建築物については可能な限り木造化・木質化を図ることとなっています。今般、占冠保育所の新築に向けた設計が今年度から始まりますが、設計にあたって「占冠地域材利用推進方針」がどのように生かされていくのか、このへんについて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 「占冠村地域材利用推進方針」では、建築材料としての地域材の利用促進、建築材料以外の木製品導入の促進、

森林バイオマスの利用の促進など公共施設における地域材の利用促進のための具体的な方向性が示されております。コスト面の問題もございしますが、保育所の新築においてもこれらの方向性に基づきまして、建築材料のみならず、遊具や暖房設備などにおいても利用について検討し、可能な限り地域材の導入、活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 地域材の活用については考えていくということでありまして。そこでこの設計また建築にあたっては、やはり北海道の林産試験場等のアドバイスを受けながら取り組んでいく必要があるというふうに思っております。今までは、こういったものをやるには企画会社に、または設計会社に丸投げとこういうことでもありますけれども、今、林産試験場では北海道のいろいろな材を試験研究しながらよりよいものを作って、できるだけ地域材を利用して、そういったものを建築材に使っていくということで、かなり研究が進んでおります。

できれば、林産試験場等に直接出向いて、保育所の建築にあたって、または設計にあたって、どういったものが利用できるかということをやったり担当職員が勉強しながら設計会社と十分に意思疎通を図って林産試験場のアドバイスで進めていくということが今、必要だろうというふうに考えています。このへんの取組みについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 林産試験場等のアドバイスというご質問でございしますが、私としては地域材の利活用については、道産材の集成材の利用など様々なノウハウを有する林産試験場の協力も必要ではないかというふうに考えております。木造化、内装材の木質化を

する場合には、林産試験場等への派遣について林業振興室長をはじめ、担当者を派遣しまして、アドバイスを受けながら進めてまいりたいと思っています。併せて、設計・建築にあたっては、庁内各課室の連携を強化して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 次に、地域材の確保については、ご承知のように乾燥とか製材を考えた時には、できるだけ早く用意することが必要だというふうに考えています。林業振興室を始め、関係部署との十分な打ち合わせ等が必要であります。

過去の問題でいけば、福祉施設建設の時に、林業振興室を中心にして建築用材を確保していたにも関わらず、残念ながらほとんど使わなかったという失敗例もありますから、このへんについては、十分な連携を図りながら、用材確保等について、できるだけ占冠産材が使えるような形で取り組んでいくというふうにしていかなければならないというふうに考えています。そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域材確保についてのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、できるだけ早い時期から材を確保していく必要があるというふうに考えております。どのような地域材が必要となるかは、事業全体計画、実施計画によりますけれども今後においては、村有林経営計画により実施される森林施業により搬出される素材を確保する計画であります。幸い現在行われている林業専用道路支障木や季節労働者対策事業で搬出される素材丸太の中で適木があれば積極的に確保していく予定でございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 最後になりますけれども、施設内の遊具等についてです。木材を利用した物をできるだけ多く取り入れていくべきだというふうに考えています。これらについては、結構実例がありますので、先進地を十分に視察して、木材を使った遊具を子どもたちに使わせるということをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。併せて、暖房についても、できれば薪ボイラーを取り入れるべきだというふうに考えています。いろいろな難しさもありますけれども、このへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の建替えにあたっては、私としては遊具等の更新も必要だと考えておりますので、導入する遊具を検討する際には、安全性や耐久性等も考慮した中で木材を利用した遊具なども検討してまいりたいというふうに思っております。

また、薪ボイラーにつきましては、村の木質バイオマス資源の有効活用はもとより、燃料生産の過大な設備投資をすることなくエネルギーの地産地消や雇用の創出にもつながることから、平成25年に薪を生産する組合の設立と湯の沢温泉への薪ボイラーの導入を行ったところですので。こうした木質バイオマスエネルギーの取組みにより一層推進する観点から、新設する占冠保育所への薪ボイラーの導入について検討してまいりたいと思います。

薪ボイラーの現状でございますけれども、新エネルギーの取組みは、平成18年度から始まりまして、平成25年の総合計画の中間見直しで、具体的に進めるべき施策として位置付けられております。薪ボイラーについては、単に燃料単価のみで考えれば必ずしもコスト低減には繋がらない。しかし、地元材の活用

から雇用が創出され、さらにそこから地域の消費が促されるなど経済循環が生まれる。石油においては外に出ていくはずのお金が薪であれば地域内で循環するメリットは大きいということで、これらの有利性を生かしながらそういった内容の検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 次に3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） おはようございます。議長の許しを得ましたので質問させていただきます。質問1です。字占冠の集落対策について伺います。(1)ですが、字占冠地区を占冠村のベットタウンに。こういうふうにあげましたけれども、3年前にまとめられました占冠地区の方向性、集落対策の概要が各全戸に送られてきましたけれども、双珠別地区、トマム地区、占冠地区、それぞれ過疎地になっておりますけれども、占冠地区におきましては目玉というものがありませんで、まったく手つかずの集落対策というような内容になっておりまして、残念に思っております。

この間3年間、議員活動しておりまして、やっと浄化槽が公営住宅に設置される運びになりましたのでそれは嬉しく思っております。ただ、高齢化が本当に進みました。占冠小学校閉校しまして10年あまり、子どもの声は全く聞こえません。双珠別の地区も学校が閉校になって以来、子どもの声が聞こえないというようなことが要望書にもありました。

そこで1つ提案でございます。占冠地区、高齢化が進んでおりますので、若い人の定住をとということが議員の懇談会でも住民要求が出ておりました。私もそれは望んでおります。ベットタウンということで、中央地区に通うにも5分足らずで着きますし、住宅街にするには最適かなというふうに思っております

が、土地の分譲、住宅建設に村有地がどのくらいあるのか役場の担当者に確認いたしましたところ、あまり多い土地がございません。ですが、そこをなんとか村政、行政の力で土地を確保し、分譲地、住宅建設をしていただきたいと思っておりますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。占冠地区の集落対策についてということでございますが、集落の定住促進のために良好な住環境の整備が必要と考えております。

まず、占冠地区において新年度においては議員もおっしゃっておりましたけれども、占冠団地合併浄化槽設置工事を行い、公営住宅の水洗化を進めてまいります。

また、占冠地域限定ではございませんが、ボイラーの設置を希望する新たな公営住宅入居者に対する有償貸付を開始いたします。このような取組みにより、占冠地区の良好な住環境の整備を進めてまいりたいというふうに思います。定住につきましては空き家バンクの活用のほか、土地の分譲につきましても、希望者があれば村として村有地の斡旋などを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 住民の要望があればという、いつもそういうふうに要望があればという返答をいただくんですが、それではなかなか進んでいかないと思うんですね。ここにこういうものがあるよ、というものがあればそこに住んでみようかなというふうに思いますけれども、何もない時点でそこに行きたいんだよって言って、それからっていうことになれば、ますます年数が経ち過ぎて、定住、移住にはならないと思うんです。それでいつ

も後手の状況になるのではないかなというふうに考えますので、先に先という方向に進めていただきたいと思いますと思うのですが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私の印象としましては、かねてより良好な地域コミュニティを維持してきた占冠地区において地域協働ボランティア活動が定着しております。地域力を高め、人々が地域で支え合う地域を目指して、住民自治活動の推進事業などの活用などにより様々な活動をされているということで、こういった活動について今後も必要な支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 地域活動に関してお褒めをいただいているということにはありがたいと思いますけれども、地域活動も年々、年齢が進んでおります。参加する若い人は皆無に等しいくらい少ないので、50代後半、60代、70代が活動している状況です。それに対して若い人を入れていただかないとなかなか継続は無理かなと。地域活動もやっぱり若い人が入っていかないと継続にはなりませんので、そのへんのことを考えて若い人の移住、定住を望んでいるところであります。そのへんの考えをもう一度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 若者の移住、定住を含めて、これについては全村的な課題かなというふうに考えております。全村的に定住をしていただく、移住をしていただく、そういった環境を整えながらそれを地域にも拡大をしていくという取組みが必要かなというふうには思いますが、現状即そこに対応できる環境がまだ整っていないのかなということを私自身は思っております。そういった意味で、な

んとか議員言われるように、占冠地域においてもそういった定住される方がいれば村としても土地を含めて積極的にご支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 集落対策(2)、人の集まる公共施設の建設をとということで、新年度において占冠保育所の建設に向けて設計がなされることを伺っております。そこで提案ですが、その土地を今、旧占冠小学校であります占冠地域交流館に、お聞きしますと教育関連に対する土地ということで村有地でないのを確認しておりますが、それでも要はグラウンドがかなり空いている、何も使用されずに空いているという現状にあります。

保育所を建設していただければ避難所としても有効活用できますし、子どもの声が聞こえるということにもなります。そしてそこに保育所があれば若い人の定住・移住もなされていくのではないかと考えます。良い方向に向かっていけるのではないかとこの思いもあります。建設に占冠地区を選んでいただければと思いますけれども、そのへんの考えを村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の具体的な建設場所につきましては、今後、住民、利用者を含めて皆様との協議を行いながら決定をしていくことになろうかというふうに考えております。村といたしましては、利用者の住まいの場所、利便性などを鑑みまして中央地区に建設する方向で検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今、保育所を利用している人たちはほとんど中央地区に固まっております。その意見を聞けばまさにそのと

おりになってしまいます。そこで分散化と言ったら失礼なのかもしれませんが、公共施設を分散化していただいて、土地の有効活用で人の流れを進めていただきたいと思います。すけれども、もう一度考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 住民の地域での分散化、それから公共施設の分散化ということでございますが、先ほども若干申し上げたと思いますけれども、なんといいても利用者の利便性等を考慮することが現状においては必要じゃないのかなということです。なかなかすべてを分散することによって本当に住みやすいのかどうかという問題もありますので、議員おっしゃるとおり、様々なところにあらゆる方法でそういった住んでいただくということは必要とは思いますが、できる範囲内で、そういったことも考えながら仮に占冠でおきますと湯の沢温泉を利用した人たちなり、そういった人たちが占冠地区に住んでもらうとか、このへんはちょっと具体化している話ではないんですが、そういったことで地域の方向性に沿った形で進めざるを得ないのかなというふうに現状は考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） いろいろな事情があるのは分かるんですけども、今、村長がおっしゃいました湯の沢に勤めていらっしゃる方の居住をと言いましても、今の公営住宅的に言って土地の分譲もなされていない、土地もない、要望があればということで後になってしまいますので、ここにあるよと言えば湯の沢に勤めている方も移住することは可能かもしれませんが、そういう提示が必要だと思うんですね。提示がなされてないのに来てくれということにはなりませんので、こう

いうものがありますよという提示をしていただきたいと思えますけれども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） いろいろな意味で希望等は村に上がってきます。そういった中でご相談を申し上げながら、そういった提示も含めてさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 質問2に移らせていただきます。学校給食について伺います。教育長にも関連するのかなと思えますけれども、まずは村長に伺います。

学校給食の無償化を。今の国の政策としても学校関係では無償化、授業料の無償化も謳われて、議題に挙がってきております。そこで村として、子育て支援策として学校給食の無償化をどのように考えているかまずは伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 学校給食についてのご質問でございます。現在、一定の所得基準を下回る世帯などに対しては自己負担が生じないよう無償化を行っております。現状、給食費の滞納なども発生していない環境にあります。また、給食費についても月額5千円程度で全国的に見ても妥当な金額となっております。ご負担をいただける世帯には妥当な金額をご負担いただきながら、全体的な子育て支援施策を進めてまいりたいというふうに考えております。当面、子育て支援については延長保育の充実や保育所の建設など緊急性の高いものから進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 無償化は今のところ

考えていないということでもありますけども、国の施策で無償化と言われたら無償化になっていくんでしょうか。もう一度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご質問の国の動向に基づく村の考え方でございますけれども、国が仮に全国無償化にするということで国費が投入されれば、当然、村はそれに沿うという形になるかと思えます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 私としては国がやるからやるのではなくて、順次子育て支援策として村独自で無償化を進めていってほしいと考えます。これは答えが得られないということなのですが、もう一度、これは教育長も同じかどうか確認させていただきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問の件でございますけれども、先ほど村長が答弁されたことに対して、私から特段付け加える点はございません。そして学校給食の無償化につきましては、これは村の執行方針と関わってくることでございますので、私の一存でどうこう申し上げることはできませんけれども、国の動向でいきますと、ちょっと調べてみたんですけれども、2016年現在で全国の市町村数で約60の自治体を実施しているという数字が公表されています。国も今やっと2017年からどういった状況になって、全体でどのくらいの給食費がかかってというような検討を始めたという報道でございますので、まだ方向性は出てないんだろうかなというふうに思っています。

先ほどの村長の答弁のとおり、国の方向性が見えた段階で、その財源も伴う話でございますので、そのへんを見極めた上で行政の

ほうで判断していくことかなというふうに認識しております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） では2番目の広域センター方式ではなく、村独自の給食センターをとということで伺いたいと思いますが、現在、富良野広域で給食が作られておりますけれども、でき上がったものが占冠地区の各学校に届けられるまでには時間がかかって暖かいものも冷たくなっている。麺類に関しては各学校で温めてという形で温かいものが出ていますけれども、おかずに関してはかなり冷たくなっている状況にあります。そこでいろいろな事情があるかというふうに聞いております。栄養面、施設の建設面、いろんな面があるかと思えますけども、そろそろ各地で各自治体での方式が変わっていったと考えますけども、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 給食センターについてのご質問でございますけれども、現在の給食車については温度調節機能付車に更新されておまして、以前のような冷え切った状態での給食提供とはなっておりません。ある程度の保温状態が保たれた中での配送となっております。

給食センターの建設についてですが、学校給食実施基準の中で具体的には施設の面積、器具、食器、戸棚、白衣など詳細に決められております。これらをクリアして、職員の配置、それから学校給食栄養管理者の確保、調理師の確保、アレルギー等の考慮、配送と。議員も懸念しているとおり、現在よりもかなり大がかりな物になるのはご推察のとおりでございます。いずれにいたしましても、当時広域センター方式としたのは広域化により施設運営及び行政運営の効率化が図られ、総合

的に有利と判断したと理解してございます。  
以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 学校給食に関してはそのような状況にあるのかなとは思いますが、今現在、高齢化も進んで配送サービス等いろいろなものが生じてきております。学校給食のみではなく給食センターという位置付けで、高齢者に対してもそうですし、これから10年先、私たちも10歳年を取るわけです。いろいろな面でそういうものが必要になってくるかと思うんですね。

学校だけで建設すればいろいろな無理が生じるかと思えますけれども、住民要求の中にもありましたけれども、センター方式にして高齢者に対してもそれですし、保育所の園児に対しても配送できるのではないかということで、学校給食ではないという方式で建設されてはいかがかなと思えます。すぐに結果が出るものではないので、今すぐに建設をという気持ちはありませんけれども、いろいろな事情もありますし、保育所建設が終わってからそういう方法を考えますというのでもいいですし、そういう流れが欲しいかなと思えますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 学校以外も含めて高齢者、あるいは保育所を含めた村内全般的な給食センターというようなご提案でございます。先ほど申し上げましたように、学校給食については、先ほどの基準等を守らなければ設置ができないということで決まりがあります。ですからそれぞれ同じものを給食するというわけにはいきません。それから高齢者、保育所も含めてメニューも違えばアレルギーの対応も含めて、様々なことを解決しなければなかなかこれを一元化した施設とすることは

現状、難しいのかなと思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、地域の中でそういった需要が出てきた時に必要だという環境を整えば、これはまた行政としてどういった方法で可能なのかどうかということも検討することはあろうかなというふうには思いますが、現状ではそういった考えは持っていないということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 現状では考えられないという回答でございしますが、東川町は各学校で給食を行っている聞いております。そういうものをクリアしての各学校での給食作りかなというふうに思います。勉強不足かもしれませんが、いろいろなところで確認する必要があるのかなと思えます。一辺倒にだめなんだという、こういう規則があるからだめなんだということではなく、いろいろな方向を探していただいて、こういう方向で進めたいのでどういったやり方をやったらいいのかなという、いろいろな情報網が行政にはあるのかなと思えますので、そういうことを利用して、クリアしていく方向性を探っていただきたいと思えます。何がなんでもそれがあるからだめなんだという考え方ではなく、そこに向かっていくんだという方向性を持ってやれば進んでいける状況にあるのではないかなと考えますが、最後に村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 学校ごとの設置の給食につきましても、先ほど申し上げたような一定の基準を満たした中で行われているというふうに私は聞いております。そういった中で、議員おっしゃるとおり、だめだ、だめだじゃなくてどうやったらやれるんだ、検討す

れというご意見でございますので、それが地域としてやる必要があると、合わせてやることにメリットがあってそういう必要性に迫られれば、当然検討をしてやっていくということはあろうかと思えます。ただ、先ほども申し上げたように現状において、即これを検討しなさいということにはならないというふうに考えております。

○議長（相川繁治君）　ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前11時03分

再開　午後11時15分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君）　議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。まず、質問第1の避難道路の建設についてであります。ずっとしつこくやってきましたが避難道路の必要性については村とも共通認識に立っているんだと考えております。すなわち、昨年の9月の議会答弁で道路については、現存する道路1本ではいいとは思わないと村長が発言されたからであります。

また、今の現存する神社側から登ってくる道路1本、そしてもう1本は砂利道で、こちらは運動公園の下りる道路があるんですが、資料で配布したとおり、雨が降ればこういう状況です。使い物になりません。そして神社側の道路についても200ミリ、300ミリの大雨でなくても前回、法面が崩壊した経緯があります。

そういう中でやはり今、昭和37年の占冠の大水害、そして一昨年8月末の台風被害、大水になる水害、南富良野町またトマム地区にも大きな被害が出ました。そういうことを思い起こすときにやはり避難道路の必要性は

絶対不可欠であるとおのうに考えております。まずそのことについて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君）　村長。

○村長（田中正治君）　佐野議員のご質問にお答えします。避難道路の必要性に関する共通認識につきましては、現行の道路のみでは不安であり、代替路は必要であるということについては村、議会共に共通の認識に至っているのではないかとこのうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君）　7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君）　共通認識で避難路の必要性ということは村のほうも考えているということでもあります。

そしてもう1枚の資料について、議会側では山裾側、そのルートの名前があるのではないんですが山裾側のルートを。村のほうで提示されたのはこの青いグリーンの真上を通っている尾根ルートをとということで、乖離があるということです。村のルートについては、占冠消防支署の裏の運動公園のゲートボール場のサイドの山裾を通って鶴川近くまで左に折れていくと。そして上の方向、現存する砂利道のルートでなく、森の山裾を通って上の方向へ行って、神社側から上がってくる道路とドッキングさせるとこのうにございます。ルートの必要性については認識されたと。そしてやはり道路1本だけでは無理でないかと、だめだということです。

また、砂利道のルートについても浄水場の管理、パークゴルフ、村営の野球場等にも利用するところではありました。この道路は避難道路としてだけじゃなく、村道の道路としても直して改良していく必要があるんだと思えます。

前回、避難道路として今言った山裾ルート

は神社側から上がってくる道路とドッキングさせる、すり合わせると。斜度というか勾配率は道路法によって5%でなかったらだめだということでありまして、私は7%という話をしていました。5%というのは勾配が低くなるわけで、お年寄りにとって避難する時の道路としてはいいんでないかと思います。5%は5%でよろしいんですが、議会が提示した山裾ルートに対して、川のほうへ近づくほど危険だということを発表されたと思います。その危険性について、具体的に何を指しているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の提示したルートと議会の考えているルート案が乖離しているかどうかということにつきましては、村の以前お示ししたルートは議会からのご指摘を参考としながら現地を踏査した結果、最善とされるルートを示したものであるため、大きく相違しているものではないというふうに考えております。川側の危険性の具体例につきましては、避難道路を河川側に近づけることは河川の水位が上昇した際の浸食などの危険性が増すこととなりますので、安全面において河川側から遠ざける必要があるのではないかと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 川のほうに近づけることに対しては危険だという、それは最もです。しかしながら、安田牧場の下側に緑橋があります。緑橋の下流から千歳橋の上流にかけて今から20数年くらい前にウォール、擁壁の工事をやっているんですね。土砂災害を起こさないように防災の関係の工事をやっていると。これは東証第2部に上場している大木建設、大手の会社がやった工事であります。

そういう中で、僕は浸食部分についてはそ

れほど危険がないと。完全に100%ないかといわれれば自信はありませんが、ほとんど大丈夫だというように思って考えております。擁壁工事については、冬にやったんですが、渇水時期に水が少なくなる時に川の中入って中学校のほうから上がって上からと下からで工事をやったのです。協力企業として滝川の業者、旭川の業者も参加させてやった経緯を見ております。そういう理由で今のところ安全でないかということです。

災害は、いつどこでどのような規模で起きるかわかりませんが、避難路はまずもって作っておいたほうが良いとそのように考えます。そこで何点かについて質問させていただきませんが、避難路の必要性というのは十分共通認識としてあるということで、質問させていただきます。

まず1点目については、中学校付近の現存する道路のすりつけについての勾配率等を測量会社、コンサルを含めてきちんとした調査をやっていただきたいということが1点。

2点目については舗装工事等を含めた予算額について、概算でもいいんですがどのくらいかかるのかお示しいただきたい。国道であればだいたいアスファルトを3層塗っているんですが、今は簡易舗装でもいいのかなとかいろいろあるんですが、どれくらいかかるのかをお示しをいただきたい。すぐに出るものではありませんから、いろいろ調査した中でコンサルをかけるのかどうするのか分かりませんが、そういう中でいろいろな方向性が出てくるんだと思います。

そして3点目については、次の質問2でもかかるんですが、着工はいつからやり始めていつ頃終わるのか。そういうことを予定ではどういうスケジュールでいくのか、その目処についてもお伺いします。この3点について

お伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川の護岸工事について私も現地を見ておりますので承知をさせていただきます。再調査、それから工事の概算、工期等を含めて現状でお答えする内容を持っておりません。したがって、再度現地調査を実施して、調査の上、成案を示すべきというご意見かなというふうに理解をいたしました。議員ご提案のとおり、雪解けを待って専門家、技術屋さんを交えた中でこれらの再検討を実施し、現地でも議会、村、一緒に現地踏査をしながら最終的な判断をさせていただきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今、村長の答弁の中で一定の前進があるような答弁がなされました。議会を含めて成案をきちんと現地踏査を含めてやる中で、そしてこれはいいもんだと、これならいけるといようなそういう成案を作り上げていきたいなどこのように思います。一つそういうことで日程調整を含めてぜひお願いをしたいとこのように思います。

質問2に入りますが、これ1にも関係する部分でありますけれども、河川の立木処理についてであります。千歳橋から炭焼きのあったほうの青巖橋の河川内に入っている立木は、やはり立木ですから伐採処理をしなければなりません。そしてこのままに置いて大水がきて、川の水の勢いで倒れてどこかに引っかかったりしたら、氾濫、大きな災害の起因の一つになると、そういうことも含めて、ぜひ鶴川・沙流川減災対策協議会にせつかく参画して村のほうでもやっていますから、そういう関係機関に陳情して、そういう立木の処理をお願いしたいと思うんですが、考えを伺い

ます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川の中の立木処理についてでございますけれども、千歳橋から青巖橋までの立木処理におきましては、北海道の事業により、平成26年度、28年度に千歳橋より下流620メートルを実施しております。しかし、青巖橋上流150メートルの区間が未実施のため、現在、北海道に要望しております。トマム18線橋下流域の被害は北海道に要望しております、平成30年度に事業要求をする回答をいただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 千歳橋と青巖橋までと、トマム18線橋への下流については別立てで質問するんですけど、村長が答弁してくれました。トマムの18線橋の下流については台風の被害木なんですね。だからどこに要望したらいいのちょっと分からないんですが、そのへんはきちんと要望して、きちんとした処理をしていただきたいと思います。被害木ですから河川の中に倒れているという状況、車で通っても見えるんですが、立木で立ったやつでも支障になるようであれば併せてやっていただきたいと思います。

次に質問3の雪害対策時であります。これは質問書を出してからトマムの300台ですか、吹き溜まりで立ち往生したとそういう雪害がありました。今年に入って全国各地で雪害に見舞われている。北海道でも幌加内については3m13cmですか、記録的な大雪になった地域もありますし、そういう中でやっぱり雪害対策も必要なことではないかと思えます。大雪による交通障害、着雪によって立木の枝が垂れ下がって電線に引っ掛かって電線が切れたとか、そういうような停電など避難所対策、暖房対策等をどのように考えているのかお伺

いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 雪害対策について、ご質問にお答えしたいと思いますけれども、先ほどの行政報告の中でも報告をさせていただいたとおり、本村においてもこの3月1日、2日に猛烈に発達した低気圧の影響によりまして、トマム地区が一時的に孤立状態となって一時避難所を開設するなどの雪害に対する対応を行ってきたところでございます。

今回の雪害では、停電等はなかったものの吹雪により車両の滞留という新たな事態が発生し、道路管理者及び警察との連携に課題を残す結果となり、交通障害の解消と交通道路路線等の確保の重要性について深く認識をしたところでございます。これらの新たな課題にも対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、停電等の対応については、占冠中学校、トマムコミュニティセンター、占冠消防支署の発電設備を有している避難所において発電用の燃料及び暖房の確保、長期化を予想した寝具、食糧の確保など備蓄を進めながら住民の皆さんの安全を第一に考慮した避難所運営のために、万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今、避難所については各地の避難所のお示しをいただきましたが、停電についても避難所に行って電力確保ができるから暖も取れるということでもあります。一般家庭の中ではやはり電気を必要とするストーブがほとんどなので、ない人らの対応については、どのように避難所へ、例えば各地区を回って避難所へ連れて行くんだとか、いろいろあると思うんですが、どのようなことを考えているかお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 停電時の各家庭の暖房対策をお尋ねかと思えます。現在は各家庭において日常の備えとしてポータブルストーブ、ガスストーブだとかそういったものなどを常備していただく、自助による対応をお願いしているところでございます。停電の長期化が予想される場合や、独居老人を含めた安全を確保しなければならない家庭については、避難所への避難を促した中で安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） それでは最後の質問4に移らせていただきます。施設の長寿命化についてであります。公の村の施設の中で、屋根の塗装が真っ白で劣化しちゃって、塗装し直せば長寿命化で長く使えるのが、張り替えをしなければならんことになることや予算のほうも余計にかかると。年度計画とか定期的にそういうことを見て回る中で施設の長寿命化を図っていくべきと思うんですが、考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 施設の長寿命化に関わってのご質問でございますが、屋根の塗装につきましては概ね10年から15年のスパンで行っています。しかし、議員ご指摘のとおり、塗装の劣化が目立つ施設もあることから劣化状況を確認し、年次計画により実施をしましてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 施設ばかりでなくて住宅についても年度計画で進めているのだと思いますが、特に川添の集会所については屋根が真っ白で屋根の雪が落ちないし、夏になれば真っ白です。川添のトイレもそうです。やはりきちんとそういうところを見て回って、いっぺんにやれないんですから、計画性を持

ってやっていただきたいなどこのように思います。最後にお答えをいただいて終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の件も含めて、村内の施設等について担当者が点検をする中で急がれるものについては、優先的にそういった対応をするように今後取り進めるよう指示をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。まずクラブメッドトマム開業による今後の村の対応についてということでございまして、1月17日のクラブメッドトマム開業によりトマムリゾートは新しい時代を迎え、世界的な進展を目指すことになりました。国際的な観光客の入り込みの増加と共に従業員の増員によりトマム地区は大きく変貌していくと思われまます。これにより村も対応を急がねばならない課題が生まれていると考えておりますので、何点かお伺いしたいと思ひます。

まず1点目といたしましては、一時的ではありませんが、現在の村の人口が数倍規模に膨らむということで、救急を含んだ医療体制をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマムリゾートにおける人口増による救急医療体制の長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。現在、救急搬送の状態を概観いたしますと、全出動回数が236件のうち、トマム地区への出動が139件、その他が97件となっております。そのうち、リゾートへの出動は126件となっており、全体の出動回数の約53%を占めております。トマム地区への出動回数が中央を上回ったのは5年連続でございまして、リゾートの救急

件数が全体の50%を超えたのは初めてでございます。

そこで先日リゾート運営会社に対しましてこれらのデータを提示した上で、事業者へは救急の現状を説明しまして、事業者自らが医師や看護師の配置をしていただきたい旨の申し入れを行っております。このことによりまして、軽症のものについては救急搬送をしないという方向で整理をさせていただけないかということで申し入れをさせていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これ人命に関わる問題なので非常に大切だと思います。やはり産業医、あれだけ大きな施設ですので一自治体だけでは追いつかない問題があると思うので、実際に施設側はどのように考えていらっしゃるか、そのへんもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど申し上げたとおり、実態のデータを事業者に提示をいたしまして、現状はこういった状況でありますということで事業者自らが医師、または看護師の配置をして、これらの解消を図っていただきたいということで申し入れをさせていただきましたという現状でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に2番目でございますが、リゾート関連人員の増加により、トマムはたくさんの住民が生活する地域になります。中央地区以上の人口集中も想定されなければなりません。生活のためにはやはり店舗問題の解決は避けられませんので、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム地区における

生活のための店舗についてでございますが、生活環境の改善や移住定住の推進に必要なものと認識しておりまして、このため、村は災害対策の観点も含め、昨年10月から地域住民の協力を得てガソリンスタンドを再開したところでございます。また、食料品などの購入については、平成26年に地域内の商店の閉店後、移動販売車や宅配サービスなどを利用していただいておりますが、村としましては、集落対策方針に基づく買い物対策として平成26年度からミナトマムの運営を支援しております。

加えて、クラブメッド北海道トマムの開業による人口増が見込まれることから、これを契機にリゾート会社などと連携し、出店に向けた企業への働きかけを行っており、こうした取組みを積み重ねながらトマム地区の住民福祉の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。クラブメッドからは、セイコーマートにリゾート内への出店を要請し、最近の報道によりますと決まりつつあるといったことを聞いてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 今セイコーマートという話が出たんですけども、これはリゾート内のセイコーマートか、それともセイコーマートがトマム地域にくるのか、そのへんちょっとお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今報道されているとか、まとまりつつある内容はリゾートエリア内に設置をするということです。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に3番目ですが、村全体を見据えたゴミ処理についてその方針を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ゴミの処理についてご質問にお答えをしたいと思いますけども、本村はゴミ減量化、資源化など環境保全に向けて村民・事業者の協力により取組みが進められてきました。しかし、最終処分場に埋め立てられているゴミは資源物が多く含まれており、村民や事業者のゴミに対する意識の向上を図る必要があります。環境への負荷、軽減に向け村民、事業者、観光客を含めた連携及び協働により、ゴミの発生から最終処分量の削減までの施策が地域に定着することを目指してまいりたいというふうに考えております。

また、占冠村ごみ減量化対策推進委員会を開催いたしまして、ゴミ減量化に向けた協議をしてまいりました。4回の委員会開催により、今月末にはごみ処理基本計画をまとめ、村へ委員会より計画書の報告がされる予定になってございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ゴミ処理問題については、リゾート内から約半分近いゴミが出るという話を聞いているわけですが、非常に分別収集がまずいという話も聞いております。事業者内から徹底した分別収集をやることによって今のゴミの半分以下になるんでないかというお話もあります。

やはり、あれ以上放っておくともう1個最終処分場を建設しなければならんようなことが目に見えているので、このへんの徹底をリゾート関係者にどのようにして伝えるか、どのようにPRするかっていうことを村長の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘のリゾート内におけるゴミ処理でございますが、一度生ゴミの処理について異物が混入されて事故

があったということで、処理センターにおいても大変だったというふうに私も聞いております。それを踏まえて、事業者には厳格な分別をするようにということで事業者トップに申し入れをいたしまして、現在ではそういった分別での事故を少なくするような努力、改善が行われたということで、具体的にそういった取組内容についても報告をいただいております。ただ、より減量化に向けての協力は求めているかなければならないというふうには考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ゴミ処理については大変難しい問題だと思いますけれども、分別収集が徹底されるとかなりゴミの量が減りますので、徹底した指導が必要かと思っております。

次に、私もクラブメッドが開業してから3回ほどあそこへ行って神楽なんぞをご披露してきたところでございますが、ああいうのを見ているとやはりこれから村全体を見据えた国際化ということが気になります。それで国際化が進むと思っておりますが、これについてやはり語学の問題だとかいろいろな問題が発生しますので、このへん行政としてどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 行政の国際化ということでございますけれども、議員もおっしゃるとおり、地域の国際化が進むことで行政が果たすべき役割もより多様化、高度化するものと考えております。このような中で、行政が果たすべき役割は大きく分けて2つの方向性があるものと認識をしております。

まず、1つ目の方向性は、役場内部における事務処理に関するものでございます。住民登録や公営住宅の紹介など役場の窓口業務における外国人対応が必要となります。これに

対応するため、役場としても英語対応が可能な職員の配置等を進めております。また、窓口業務に係る外国人のほとんどがリゾート関係者であるため、リゾートにおいて一本化した窓口を設置していただき、その窓口と村とが対応につき協議をしていく体制を整えていきたいと考えております。

もう1つは、道路標識や道の駅における情報提供などの一般的な外国人観光客に対する対応です。これについては、北海道運輸局や富良野・美瑛広域観光推進協議会などと連携しながら外国人観光客の受け入れに関する各種事業を実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 質問2に移りますか。それとも(5)やりますか。

○4番（長谷川耿聰君） (5)までやらせてほしい。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 国際化の問題で英語だとかそれから中国語ですか、それからフィリピンだとかいろいろな方がクラブメッドに行った時にお会いしてきているんですけども、やはりこれら4カ国語ぐらいを話せる人間が居なければかなりこれからまごつく問題が出ると思うんですけども、4カ国語ぐらい話せる人間を雇うつもりがあるか。それとも外国の方でも役場の職員に入れて、そしてこのへん窓口の一本化っていうんですか、国際化に対する一本化っていうものをやる気持ちがあるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 言語の問題でございますけれども、現在はほとんど英語を主として窓口の職員にも勉強していただいているという現状があります。いろいろな国の言語を役場が全部できるかというご質問ですけど

も、なかなかそういった対応は難しいというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたとおり、リゾートにおいてそういったものを対応していただきながら、手続きができるような方向でリゾートに対応していただきたいというふうに思っています。職員対応に関しては、これがどういう環境に進むのか現時点ではちょっとお答えしかねますので、状況によってはそういうこともありえるかもしれませんが、現時点ではそういったことは考えていないということをご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） (5)番目に移らせていただきます。現在進められている地域創生というか地方創生の過ちですので、すいません。ご訂正願います。地方創生に関するトマムでの住民ワークショップは第3回目の開催を迎えています、大多数を構成するリゾート関係者の意見を反映しなければ意味がないと思われまますので村長の考え方を伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム地区での住民ワークショップについてでございますが、今年度3回の開催を通じて、育児支援、住宅移動手段に関する事など様々な意見をいただきました。ワークショップへのリゾート関係の参加が少ない状況でございましたが、リゾート関係者へのヒアリングや住宅に関するアンケートを実施し、意見を把握したところでございます。

本年2月の住民基本台帳の人口につきましては1506人で、前年同月から238人の増となり、クラブメッド北海道トマムの開業の影響が大きいものと認識しております。こうしたことからリゾート関係者の方々の定住に結び付け

ていくことが重要と考えておりますので、リゾート会社の協力を得ながら、引き続きアンケートなどによる意見の把握に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（相川繁治君） ここで若干時間が早いです、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の前に村長から発言を求められておりますのでその発言を許します。村長。

○村長（田中正治君） 午前中の答弁の長谷川議員のご質問で、トマムにおける店舗の問題の中で答弁いたしましたリゾートエリア内の店舗がセイコーマートという表現をさせていただきましてけれども、この文言を取り消させていただきましてコンビニエンスストアに訂正させていただきます。というのは日本経済新聞の報道によりますと、従業員が共同で利用できるコンビニエンスストアを新設するなど福利厚生へも充実させていく方針だという記載がありまして、ここをご説明した時にセイコーマートという表現をさせていただきまして、これを取り消していただいて、内容の訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） それでは一般質問を続けます。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問を続けさせていただきます。占冠村一般会計財政推計についてということでございます。平成28年度の決算に基づく今後の考え方という意味を持って質問をさせていただきます。

これからの村の財政面において危惧されている点についてお伺いします。先に審議され、

これは28年のこととございます。審議されました決算では、財政調整基金が約1億円に減ったことが示されておりました。村の基金全体は、27年度、前年と書いているのは27年度ですが、約17億円あったものが約15億6千万円と1億5千万も減ってしまいました。基金と言いましても財政調整基金が主になります。それが約8億円しかなくなったわけですが、実際は、現在は30年度の予算にも載っていませんように予算の15億ほど使いまして現在は6億6600万に減っているわけとございます。

今後、国が抱える多額の借金のために地方交付税が減額されようとしている中、この基金が枯渇していけば、村の財政も立ち行かなくなります。さらには、村の各種社会資本の老朽化を迎え、多額の財政出動も考慮しなければならぬ時期に至っています。村長はこの状況と対応をどのように考えていますか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の会計に関わるご質問についてお答えをしたいと思います。平成28年度決算におきまして、災害による歳出の増加、交付税の減額による歳入の減少によりまして基金を減少させることとなりました。遡りますけれども平成17年に村が自立を選択して以降、将来の不安に備えまして行革努力により基金積み増しを行ってきております。残高に増減はありますが、財政調整基金で申し上げますと、平成17年度3億600万円から平成25年度には最大9億8500万円まで積み増しを行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、公共施設の老朽化による維持管理費等は増加傾向にあり、ほぼ経常経費化してきている状況で更新、統廃合、長寿命化などについて議論しながら財政負担の軽減や平準化を図っていく必要があると考

えております。今後も保育所の建設など総合計画に基づいた必要な事業に対する経費を確保するため、基金からの繰入れが必要となりますけれども、経常経費の削減など歳出の抑制や一般財源の確保により取り崩しが最小限になるように努力してまいりたいというふうと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 財政問題につきましては、田中村長は通の通とございますので、あまり深く質問とこちらのほうがおかしくなるので言いませんけれども、私が心配しているのは今回で6億6600万、あと3年も経てばなくなるんじゃないかという心配があるんですよ。財政問題は一般住民と話してもなかなか分からない問題で、もうあと3年もしたらこの分だと予測としてはなくなってしまうと。どうやったらこれを減らないようにできるのかということをお優しく住民に知らせる必要があるというふうを感じるわけなんですよね。

だから28年度の決算の決算書でも8億1700万、それから差し引きしていくと、今年は1億5000万ですか。だから6億6600万程度になってしまうんですよ。来年もなにかしら使っていくと基金がまた減っていき、計算上では3年もかからないでこの6億6千万くらいだったらなくなってしまうと。ここをなくさないようにするにはどういうふうにしたらいいのかということをおね、分かりやすく説明していただきたいと。これ住民の望むところなんですよ。

なかなかこれを理解できるかどうかを別にしても難しい問題だと思うんですよ。そのへんいろいろな組織も団体もありますので、そういうところに出て行って、村長は財政通ですから、今その難段にいる人たちはおそろくそうでないと思うんですよ。失礼だけど。

だからこういうことをはっきり言ってあげていただきたいとこのように考えているんですけども、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この基金につきましては、やはり将来に備えて多いに越したことはない、これは当然の考え方でございます。ただ、財政運営上、歳入不足があった時には家庭も同じですけど、貯金を下ろして必要な経費を使うということになります。

分かりやすくというのはなかなか難しいんですけども、平成17年自立推進計画を立てた時に、当時8億くらいの基金しかありませんでした。その時に財政推進計画で今の財政のまま使っていけば基金は底をつくだろうというようなまさに危機的なご提案を申し上げ、様々な分野で経費の削減を行った中でなんとか占冠村が自立できるようにということで住民説明をした記憶が私にもあります。その中でやはり基金は少しでも残してくれということで、いろいろなご意見をいただきました。

今、現在ある財政推計の中で議員ご心配のとおり、6億になって本当に将来もつのかというご心配だと思いますけども、基本的に財政推計を立てる時に、歳出は総合計画なり、いろいろな計画に基づく歳出をほとんど拾い上げて、年度計画ですから年度毎にそれを仮に全部やったとしたら、これだけの金が必要だねということで歳出を推計します。

歳入については確実に入るものを歳入として見ますので、どうしても歳出は大きく歳入は小さい。その差額を基金で埋めて行くということが予算ベースでなります。計画の場合は、決算ベースで行きますと実際に、いろいろなやつで歳入が増えたり歳出も落ちてくるということで、決算ベースと予算ベースとこうちょっと分かりづらんですけども、そ

ういうことであります。

基本的には予算ベースで計画を立てますのでどうしても基金が底をつくってという計画になりますけども、そういった中で決算ベースになりますと歳出が入札減だとか執行残だとかいろいろな意味で落ちてくると。その分を一般財源が減った分だけ基金を戻すというような形で増減はありますけども、そういったやりくりをします。歳出が大きいから基金がなくなるということは先ほど申し上げたとおりなんですけども、じゃあどうやって減らさないかっていうと計画にはありますけど、この事業を例えばやめるとか、先に延ばすとか、お金が付いたらやりましょうとか、そういったやりくりは当然行政の中でしながらですね実施します。

それともう一つ、起債を有効に、有利な起債があればそれを有効に利用して一般財源を減らす努力をして、財政調整基金を残すというようなやりくりをしながら財政運営を進めるということです。

現実問題、最近の状況を見ますと歳出は経常経費が議員とも12月議会でもちょっとお話をさせてもらったんですけど、経常経費が伸びているというのも事実でありますから、一般財源が不足してくるということで、おそらく28年度決算においても1億5千万の財政調整基金の投入が必要であったろうということだと思っています。今後においても、そういった事業の洗い出しを含めて、何が今求められていて、何をやるべきか、ということを経常経費も含めて減らす努力もしながら、財政運営をしていければ財政調整基金が推計ほど減少していかないだろうという想定には立てます。ただ、文字で、数字で示すということは決算ベースでないといけないだろうというふうには考えています。

ちょっと分かりやすく言ったつもりでしたけどそんな内容です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 予算ベース、決算ベースは分かるんですけど、財政推計計画も27年をベースに積み上げたらこうなるんだと、そのために足りないから貯金を下ろさなきゃならん。そういう推計ができたときに、貯金を下ろさない方法はないのかということが問われると思うんですよね。たくさんあるから半分ぐらいはいいだろうとかって言っているうちになくなってしまふ。だからそれが今の村の財政構造みたいな気がするんですよ。

だからやはり物件費などが毎年値上がりしていっているから、それともう一つは補助事業、それから人件費このへんについてはやっぱり慎重に考え直してやらなきゃ、毎年貯金は少しずつ減っていくような気がするんですよね。だから貯金を減らさない方法はどうかと。やっぱり場合によっては大きな長刀を振らなきゃならんと。だからその長刀をどの部門に振るかという。それはもう村長の勇断の問題だけでも。やはり貯金を減らさない、そういうことを念頭にやらなければ非常に不安な問題が抱えられると思うんですよね。

だからそのへん、絶対出てくるのは補助事業、一番大きいのはどこ、二番目はどこって分かりますからね。それから人件費をどうするのかと。人員をどうするのかと。そして全部整理した時に、貯金はいくら下ろさなきゃならないものをいくらにするんだということが論議されてくると思うんですよ。

それからもう一つはバイオマスだとかいろいろ事業を画期的にやっているんですが、その中でも将来見込みのないものがあると思うんですよ。補助金にしても団体の中をもう

ちょっと精査することによって、予算が少しづつ落とせるのもあると思うんです。だからそのへんを細かく精査しなければこれはいつまで経ったってまずいと思うんですよ。せっかく新しい村長になって財政通が出てきたんですから、もう一度勇断を持ってやってもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほどちょっと申し上げましたけども、財政調整基金、一時やっぱり1億台の時代もありました。17年度で3億600万とさっき申し上げました。この間、そういった危機感のもと積み上げてきた結果が平成27年で9億1800万、28年で8億1700万という結果になってございます。議員おっしゃるとおり、いかに経常経費を減らすかということの努力と、いかに一般財源を見つけてくるか。補助金、特定財源の補助金等とか有利な起債も利用しながら村の負担が少ない方法を、様々な事業に反映をできることを、それぞれ職員含めて事業を行う際は検討する、努力をするということを積み重ねていかなければならないというふうに思います。

事業の選択につきましては当然ながら、今必要なものと、必要でないものというのとは分かりますから、そこは行政の中で選択をして、やはりここはお金をかけてもやるべきことはやる。これは必要なければこれはやめましょうという英断は必要だと私も思います。そういった予算につきましては毎年度、議会の皆さんにお示しをしながら、ご相談を申し上げて予算措置をしていきたいということでございます。内容については当然、村民の皆さんにもご提示をするということになっています。

人件費の問題については、過去に大きく削減した事例もあります。それから各種委員についても削減をしたという実績がありまして、

それらも含めて基金的なものも潤ったということも現実問題ありますけども、ただ、現状においては人件費を減らしてやろうという考え方はもっていません。現状、今年の予算で4億3千万くらいですか。一時5億2～3千万の時代もありましたので、それからみれば1億くらい減額をしているというふうには思っていますし、現状の業務量等を考え合わせると、やっぱり最低でも今以上の人員が必要になってくるというふうにも思っていますし、事務事業についても当時とは変化をして多くなっているという現状を踏まえると、この人件費が即、苦しいから落としますという環境ではまだないかと私自信は判断をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この問題はこの程度にしまして、次に(2)番目に移りたいと思います。健全化判断比率、これは将来負担比率ですけれども、26年は5.8、27年度は7.7、28年は15.0と急激に上昇していつているわけです。これにつきましては、早期健全化基準は350%というのがあります、これには程遠いんですが、各年照らし合わせと少しずつ上昇しているのが気になります。事実上、公営企業会計もそれから公営事業会計も持たない村の会計でなぜこのように上昇するのか、その理由についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 財政指標についての質問にお答えをしたいと思いますけども、財政指標については毎年計算式があって行われるということになってございますけども、今回の数字につきましては、将来負担比率が上昇傾向にある主な要因としては、地方交付税の減少と基金取り崩しによる充当可能財源の減少にあります。前年比で見ますと、地方交付

税の減額により標準財政規模は6916万1千円の減少で基金は取り崩しにより1億5185万7千円減少しております。これらの合計でおおよそ2億2千万円の充当可能財源が減少したことによりまして、将来負担比率が上昇しております。

この算定式の中には、基本的には将来負担する額、それから充当可能な財源、基金ですね。その他特定財源も含めたものが分子となって、分母が標準財政規模から公債費の額を差し引いた額になりますので、現状でいきますと増加をしたという結果になっています。ちなみに占冠村は全道で90番目に値します。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは質問の3番目に移りたいと思います。保小中一貫教育の推進についてということでございます。村では平成30年度から村内すべての学校において小中一貫校教育がスタートすることになりました。少子化が進む今日、小中一貫教育は村にとって画期的な教育方針であります。村はここに保育所を加えて、保小中一貫教育を推進してはどうかということでございまして、その理由について何点か提案いたしますので村長の考え方を伺いいたします。

まず、保育所の関係は中央とトマムにありますので、中央地区とトマムということで分けています。まず、中央地区、保育所の新築場所でございますが、現在利用している保育所、今年で築53年になります。老朽化が進み新築が予測される保育所を中学校に併設してはいかがかということでございます。まずここからお答え願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 次年度より、すべての学校が小中一貫校となってスタートいたし

ますが、30年度は中央地区の開始年度であります。村としてはまず中央小と占冠中学校との一貫教育体制作りをしていかなければならないと考えておまして、優先課題ということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 場所の問題がありますので、そう簡単に良いとか悪いとか言えないと思うんですけども、この理由からして保育所と一貫校にするんだったらやはり同じ庁舎の中で一貫校にした方がやりやすいような気がするんですよ。それで今、新築が予定されているものですから、もしも建てる考え方があれば、中学校に併設してやることによってこの目的が適っていくと思うんですよ。そのへん、まずは村長の頭の中整理してもらって、こういう考え方が村長は気にかかるかどうかそのへんをまずお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の新築の考え方には変わりはありません。建設場所につきましては、大谷議員の折にもご説明したとおり、利用する方々の利便性や利用のメリットを含めてこれから検討させていただいて決定をしたいということで、議員から言われています中学校の併設ということについては私の頭の中にはありませんでした。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 一貫校にする理由の一つとして私はこれを提案しているわけです。ぜひ、頭に入れてください。

それから次に、提案する理由の2番目として災害面からです。近年、地球温暖化のため想定外の災害が起き、尊い人命や財産が奪われています。村においても過去に中央市街を中心に大水害を経験しています。人命尊重の観点から安心・安全な場所に建設すべきであ

ると思いますがいかがですか。これが問の2番目でございます。よろしくご答弁願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） これも何回か申し上げて大変申し訳ありません。村といたしましては、利用者の安全性、利用者の住まいの場所、利用者の利便性などに鑑み、中央地区に建設する方向で検討を進めたいということでございます。保育所の具体的な建設場所につきましては、今後様々な方々と協議をしながら決定をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは提案の理由の3番目でございますが、財政面から、後世に負の財産を残さない。俗に言う負の遺産ですか、これ残さないという観点から。保育所新築には相当の財政支出が予想されます。併設は安上がりになる利点がありますし、また、ハコモノは将来的に維持管理費がかかり後世に負の財産を残す原因となります。ハコモノ新築は慎重に考えた方が良くと思いますがいかがでございますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の建設にあたっては子育て支援策の推進ということで、これについては私の公約として掲げさせていただいております。長年の懸案事項でもあった占冠保育所の建替えは妥当だと私は判断しております。現施設の老朽化の現状と保育環境を考えると保育所の新設は急を要するものと考えております。一方、議員おっしゃるとおり、保育環境の向上により子育て支援の充実を図るため慎重に議論しながら取り進めなければならないというふうには考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 保育所の建設関係については私も賛成しておりますけども、今言いました3点について非常に気になる問題があります。これから保育児が相当数増えるなら別なんですけども、先般、保健福祉課長からも資料をいただいたんですけども、大体自然増ってやつは5名程度だろうと。いるかわからない。それから教育委員会の推計でもかなり厳しい状態だと。それともう一つは一貫校、一貫教育の重要性から見るとこれはやっぱり否定される何物でもないと思うんですよね。

ハコモノというのは将来絶対壊さなきゃならないから耐用年数で。その時に誰が壊すかわかんけども、どういう建て方するかかんけども鉄骨で建てれば30年とか、木造で建てれば40年とかっていう耐用年数がある。今現在の子どもの自然出生率から考えましても、あまり大きなものはいらなと思うし、ハコモノについては本当に慎重にやった方がいいと思うんです。確かに保育所は立派だぞと、建物を見て胸張れるかもしれないけども、そういう問題ではないんですよね、これは。だからそのへんよく考えていただきたいと。このへんについて村長もう一度。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の建て方についてのご質問かなと思いますけれども、確かに自然増、それから人口推計含めますとどういった規模のどういったものが必要かというこの議論は必要かと考えています。私としては将来、0歳児保育から小学校に入るまでの子育てを支援できる施設を目指したいというふうに考えておりました、必要以上に大きくするつもりもありませんし、五十嵐議員の答弁でも申し上げたとおり、地元産材を使って占冠らしい環境の中で子育てができるような

施設を目指したいというふうに思っております、議員ご心配のとおり、必要以上にお金をかけることはないということは私も思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 突飛でもない提案ですからいろいろとあるんですけど、やはりこれは大きくても小さくても数億円はかかると思うんですよね。それともう一つは、私は一貫教育という大きな、将来段差のない教育を行うという意味からもありますので、そのへんは十分検討されたいとこのように思っています。

次に(2)番目としてトナム保育所の問題です。これも保育所を義務教育トナム学校に移転してはいかがかと。去年でしたか、確か保育所雨漏りするとか、あっちが壊れた、こっちが壊れたって議会で1回視察に行ったことがあります。なるほどこれから維持費がかかってくる時代だと思います。

そこでこの一貫校に関わる問題なものですから、保育所をトナムの学校へ移してはどうかと。そうすることによってかなりの財政出動が違ってくると思うんです。やっぱり貯金を下ろさないためにはこういう細かい問題から手をつけなきゃならないと思うんですよね。このへんについて簡単にはいかないと思うんですけども、これは村長の一声で決まるような気がすると思うんですけども、そのへんどのように考えておられるか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トナム地区の保育所の問題でございますが、子育て支援策の推進によりまして、トナム保育所での受け入れの拡大が考えられますこと、それから今後、トナム学校の児童生徒の増加も予想されることから、トナム保育所をトナム学校へ移転する

ことは考えておりません。現在の状況ですが、トナム学校については地域の学校として、地域に開かれた学校として今年度より義務教育学校に移行しております。保育所との連携につきましても、既に運動会や学芸会を合同開催するなど地域行事として定着しております。これらの保育所とトナム学校の連携を深める活動をさらに強めて支援してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 考え直してもらいたいのは、経費の問題、維持費の問題なんです。これは税金なんです。それから同じ校舎の中でその一貫教育なるものを発展したらどれほど将来子どもたちの質が変わるかという、重大な問題なんです。こういう細かいことに村政の手が入ることによって将来の子どもたちの独立性だとか思いやりだとかって相当変わって来ると思うんです。だからただ単に考えないとか考えていないとかっていう結論でなくて、ぜひこれを検討していただきたいんです。

ここで例えば保育所、今どういうふうにするか今年の予算にもありますからね。将来どこでどういうふうにするか、建てないかということ。これは村単独で決めるのか、委員会みたいなものを作ってその中で検討するのか、村長一存で決めるものか。万が一、村長が一存で決めるものであるならこういうことを考慮に入れてやっていただきたいというふうに考えるんですけど、村長そのへんどうですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 建設うんぬんという件に関しましては私一存で決めるつもりはありません。当然、様々な方からのご意見なりご提案を受けながら、総合的に判断をさせて

いただきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 一貫教育の更なる発展、最後の質問なんですけども、ここに書いてありますように、保育所を加えることにより、一貫教育の方向性がさらに発展・拡大すると思います。幼児時代から一貫教育をすることによって学習意欲を高めることや、思いやりの心を持たせられると思います。こういうことが一貫校の利点でございまして、教育長もこれは平成29年の12月27日の行政区長、小中学校保護者宛てに出している記事があるんですけども、道新にも載せているけども。その他、私自身でいろいろと各大きな市町村のその一貫校の関係を調べてみたんですけども、やっぱり産まれてから中学校まで15歳ですか、この間の教育、一番大切であると。段差がなくなると。

例えば幼稚園ですと、高学年になると給食でもなんでも一番上の子どもたちが全部、低学年の子どもたちの面倒を見ると。それが1年生に入っちゃったら今度は一番下なもんだから上の5年生、6年生がいて自分たちの持ち場がないと、そこに一つギャップが生じると。ましてや小学校6年生から中学校に上がるとガラッと変わって余計おかしくなると。そういうのをなくするのが保育所、それから小中一貫校。幼稚園、保育所、小中一貫教育。この重要性だと思うんです。

だから一貫校の推進ってやつは絶対に悪いものではないし、一つの学校にまとめている事例もたくさんありますし、せつかく今新しいものを造るんでしたら、村の税金の無駄遣いもしなくてもよろしいので、このへんを考慮に入れて大いに検討していただく必要があると思うんです。そして検討した結果、村長

が一存で決めないっていうから結果だめだったら仕方ないですよ。だけどこれはやっぱり非常に重要なものだから、村長の頭の中に忘れないように入れてもらって、ぜひ推進していただきたいこのように考えています。最後に村長に決断をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 一貫教育に関しましては、次年度から村内すべての学校が小中一貫教育を行うことになっています。次年度は中央地区の小中一貫教育を導入する大切な時期でもありますので、先ほども申し上げましたが、まずは中央小と占中の一貫教育体制作りをしていかなければならないというふうに考えております。

保育所との連携につきましては、現在、はと組、つばめ組とのALTによる英会話、それから教員による保育所訪問、体験入学、給食試食会などそういった連携をしながら教育との繋がりを持っているという環境でございます。最後の議員ご提案の内容につきましては、この場所で否定するつもりもありませんので、それは当然頭の中において、議論の中ではそういったご意見の方もいらっしゃるかなというふうには思いますので、それらを含めて総合的に判断をさせていただいて取り進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第17号から日程第10 議案第23号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第17号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第8号の件から、日程第10、議案第23号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予

算、第3号までの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第17号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書47ページをお願いいたします。議案第17号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第8号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第8号は歳入歳出それぞれ5050万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億4840万円とするものと、債務負担行為の追加及び地方債の変更でございます。

以下、事項別明細書により歳入よりご説明を申し上げます。54ページをお願いいたします。1款、2項、固定資産税におきまして1目、固定資産税は滞納繰越分で560万円の増額。

7款、1項、1目、ゴルフ場利用税交付金は用途の廃止によりまして300万円の減額でございます。

13款、1項、使用料において1目、総務使用料はコミュニティセンター使用料2万4千円の増額。5目、農林業使用料は放牧地使用料1千円、交流促進施設使用料1万5千円の減額でございます。

14款、1項、国庫負担金におきまして1目、民生費国庫負担金は障害者自立支援給付費国庫負担金133万4千円、障害者医療費国庫負担金86万9千円の減額、障害児入所給付費等国庫負担金で13万5千円の減額でございます。

55ページです。14款、2項、国庫補助金におきまして2目、民生費国庫補助金は市町村地域生活支援事業費国庫補助金3万円、臨時福祉給付金等給付事務費国庫補助金1万7千円、臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金73万5千円の減額でございます。4目、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金で457万6千円の減額です。

15款、1項、道負担金におきまして1目、民生費道負担金は民生委員活動費道負担金で2万4千円の増額、障害者自立支援給付費道負担金35万円、障害者医療費道負担金40万3千円、障害児入所給付費等道費負担金5万6千円の減額でございます。

15款、2項、道補助金におきまして1目、総務費道補助金は土地利用対策道補助金で2千円の減額、地域づくり総合交付金21万円の増額でございます。4目、農林業費道補助金は農業委員会活動促進事業道補助金15万2千円の増額、環境保全型農業直接支援対策事業道補助金4万5千円の減額でございます。6目、教育費道補助金は学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金で4万5千円の減額です。

56ページになります。15款、3項、委託金において1目、総務費委託金は北海道権限移譲事務交付金で9万4千円の増額。

16款、1項、財産運用収入におきまして1目、財産貸付収入は村有地等貸付料で29万8千円の減額。

16款、2項、財産売払収入におきまして1目、不動産売払収入は土地建物売払い収入で509万5千円の増額でございます。

17款、1項、寄附金におきまして3目、ふるさと寄附金は355万5千円の減額でございます。

57ページになります。18款、1項、繰入金におきまして1目、財政調整基金繰入金は1千万円、2目、畜産振興基金繰入金は400万円の減額。3目、奨学資金繰入金は24万円の増額。4目、農業振興基金繰入金は155万円、5目、福祉基金繰入金は1千万円、8目、減債基金繰入金は1千万円、9目、占冠村公共施設等維持管理基金繰入金で1千万円の減額でございます。

19款、1項、繰越金におきまして1目、繰越金は前年度繰越金83万5千円の増額。

20款、3項、貸付金元利収入において8目、農業振興資金貸付金収入で31万円の増額でございます。

58ページをお願いいたします。20款、5項、雑入におきまして1目、雑入は養護老人ホーム被措置者徴収金20万9千円の増額、雇用保険被保険者負担金12万9千円、農業者年金事務手数料3万9千円、交流促進施設光熱水費1千円の減額。学校林処分収入199万2千円の増額でございます。

21款、1項、村債において2目、衛生債は過疎対策事業債で110万円、3目、農林業債は辺地事業債で300万円の減額でございます。

続いて歳出についてご説明いたします。59ページになります。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は常勤嘱託職員賃金180万1千円の減額、消耗品費4万円、平和の村基金積立金13万円の増額でございます。

2目、文書広報費は通信運搬費25万円の増額。3目、会計管理費は手数料11万1千円の増額。4目、財産管理費は森林管理署住宅使用料7千円の減額、占冠村むらびと基金積立金581万5千円の増額でございます。5目、総合センター管理費は燃料費74万4千円、修繕料90万円、一般備品購入費5万円の増額。6目、コミュニティセンター管理費は燃料費25万円の増額。7目、企画費で寄附者贈呈品80万円、通信運搬費70万円、地域おこし協力隊関連業務委託料100万円、自動車リース料43万2千円、庁内電算リース料20万円の減額、環境保全と観光振興基金積立金437万1千円の増額でございます。11目、諸費は常勤嘱託職員賃金10万円、修繕料150万円の増額、中央地区避難路補修工事216万円の減額でございます。

60ページになります。2款、4項、選挙費

におきましては任期満了に伴います村長選挙及び同時に行われました村議会議員補欠選挙でいずれも無投票となったことから事務費を清算するもので、4目、村議会議員選挙費は235万6千円、5目、村長選挙費は241万4千円の減額でございます。

61ページです。3款、1項、社会福祉費におきまして1目、社会福祉総務費は臨時福祉給付金73万5千円、小規模多機能型居宅介護施設利用者負担助成金182万円、障害者医療費110万円、障害者自立支援給付費70万円、福祉基金積立金300万円の減額。国保会計繰出金100万円の増額。介護保険会計繰出金590万円の減額でございます。2目、老人福祉費は移送サービス委託料40万円、在宅福祉推進事業委託料47万円、老人保護措置費83万9千円の減額でございます。

3款、2項、児童福祉費におきまして1目、児童福祉総務費は財源振替でございます。2目、保育所費は燃料費及び修繕料で34万4千円の増額でございます。

62ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費におきまして、1目、保健衛生総務費は地域センター病院産婦人科医師確保対策事業負担金で46万1千円の増額。水道会計繰出金は10万円の減額でございます。3目、環境衛生費は財源振替。6目、診療所費はレセプトコンピュータシステム更新で114万5千円の減額でございます。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は印刷製本費59万9千円の増額。

6款、1項、農業費におきまして1目、農業委員会費は財源振替。2目、農業振興費は修繕料50万円、農業振興基金積立金319万円の減額。3目、畜産業費は畜産経営安定化事業補助金で125万円、畜産振興基金貸付金で555万円の減額。6目、交流促進施設運営費は管

理人賃金145万1千円、修繕料30万円の減額でございます。

63ページです。6款、2項、林業費におきまして1目、林業振興費は治山林道協会上川支部負担金10万円、道営森林管理道アリスラップ支線開設事業負担金290万円、林業振興基金積立金350万円の減額でございます。

7款、1項、商工費におきまして1目、商工振興費は占冠村木質バイオマスコンソーシアム負担金18万円の増額でございます。

8款、1項、道路橋梁費におきまして、3目、橋梁維持費は調査・測量・設計委託料962万5千円の減額でございます。

8款、3項、住宅費におきまして1目、住宅管理費は燃料費50万円の増額、地域振興住宅管理委託料63万円、住宅管理システム使用料等48万1千円、社会資本整備総合交付金工事300万3千円の減額でございます。

64ページをお願いいたします。8款、4項、都市計画費において2目、生活排水処理費は下水道会計繰出金で560万円の減額でございます。

10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は常勤嘱託職員賃金11万円の増額。3目、義務教育振興費は臨時雇上賃金50万円の減額。4目、育英事業費は高校生クラブ活動下校バス運転委託料30万円、高校生通学バス運転業務委託料120万円の減額。国際交流基金積立金199万2千円、奨学資金償還金積立金24万円の増額でございます。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は燃料費35万円の増額。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は燃料費35万円の増額。グラウンド環境整備委託料53万8千円の減額。2目、教育振興費はスクールバス委託料40万円の減額でございます。

65ページになります。10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は財源振替。

10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費は野外体育施設開設準備等賃金12万円、中央・トマムプール管理賃金17万円、スキー場管理賃金50万円の減額でございます。

12款、1項、公債費におきまして1目、元金は財源振替。2目、利子は長期債年賦利子で100万円の減額。

14款、1項、職員費におきまして1目、職員費は共済費の一般職共済組合分で151万6千円の減額。派遣職員に係る負担金で151万6千円の増額でございます。

戻りまして48ページ及び49ページをお願いいたします。補正後の歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。次に50ページをお願いいたします。債務負担行為の補正につきましては表のとおり、湯の沢保養施設、トマム給油所、占冠村自然活用村、占冠村小規模多機能型居宅介護施設指定管理料について期間を平成30年から平成32年度まで限度額をそれぞれ記載のとおりとして追加しようとするものでございます。続いて51ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては表のとおり、辺地事業債及び過疎対策事業債で村立診療所医療機器購入事業の2件について変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第18号、第19号、第22号、第23号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書の67ページをお開き願います。議案第18号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号についての提案内容の説明を行

います。平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9310万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明をいたします。70ページをお開き願います。歳入から説明いたします。3款、1項、国庫負担金は3目、特定健康診査等負担金において3万4千円の増額です。

3款、2項、国庫補助金は1目、財政調整交付金34万9千円の減額。2目、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は16万5千円の減額です。

5款、1項、前期高齢者交付金は1目、前期高齢者交付金137万円の減額です。

6款、1項、道負担金は2目、特定健康診査等負担金3万4千円の増額です。

6款、2項、道補助金は1目、道財政調整交付金10万5千円の増額です。

7款、1項、共同事業交付金は1目、高額医療費共同事業交付金308万円の減額。2目、保険財政共同安定化事業交付金551万2千円の増額です。

8款、1項、繰入金は、1目、一般会計繰入金において各法定繰入金の確定により100万円の増額。2目、国保財政調整基金繰入金は592万1千円の減額です。

次に歳出です。72ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費は1目、一般管理費において電算処理委託料9万7千円の増額。備品購入費、国保総合システム等業務端末機器購入費16万2千円の減額。2目、連合会負担金において国保連合会北海道クラウド

導入負担金32万3千円の減額です。

2款、1項、療養諸費は1目、一般被保険者療養給付費において財源振替です。

2款、2項、高額療養費は1目、一般被保険者高額療養費において財源振替です。

73ページ、7款、1項、共同事業拠出金は1目、高額医療費共同事業医療費拠出金158万円の減額。2目、保険財政共同安定化事業拠出金223万2千円の減額です。

8款、1項、特定健康診査等事業費は1目、特定健康診査等事業費において財源振替です。以上で議案第18号の説明を終わります。

次に議案書の75ページをお願いいたします。議案第19号、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第2号についての提案内容の説明を行います。平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の追加減額はなく、歳入歳出予算の総額を9250万円のままとし、歳出科目の組換えを行おうとしますのでございます。歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表、歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明いたします。78ページをお願いいたします。1款、1項、施設管理費は1目、一般管理費において報償費、医師派遣謝礼100万円の減額です。

2款、1項、医業費は5目、占冠診療所医療品衛生材料費において消耗品費、医薬品の購入費として20万円の増額。6目、トナム診療所医療品衛生材料費において消耗品、医薬品の購入費で80万円の増額です。以上で議案第19号の説明を終わります。

次に93ページをお願いいたします。議案第22号、平成29年度占冠村介護保険事業特別会計補正予算、第4号についての提案内容の説明を行います。平成29年度占冠村介護保険事業特別会計補正予算、第4号は歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億650万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明いたします。96ページをお願いいたします。歳入からになります。

3款、1項、国庫負担金は1目、介護給付費負担金10万円の減額。

3款、2項、国庫補助金は1目、調整交付金139万円の減額。2目、地域支援事業交付金264万8千円の増額です。

4款、1項、支払基金交付金は1目、介護給付費交付金379万8千円の減額。2目、地域支援事業支援交付金19万円の増額です。

5款、1項、道負担金は介護給付費負担金29万2千円の増額です。

97ページ、7款、1項、一般会計繰入金は1目、介護給付費繰入金310万円の減額。4目、その他一般会計繰入金280万円の減額です。

8款、1項、繰越金は前年度繰越金で5万8千円の増額です。

次に歳出です。98ページをお願いいたします。2款、1項、介護サービス等諸費は1目、居宅介護サービス等給付費において居宅介護サービスの利用の減により200万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費においては施設利用者の減により600万円の減額です。

3款、1項、地域支援事業費は3目、包括的支援事業費において財源振替です。以上で議案第22号の説明を終わります。

次に議案書99ページをお開き願います。議案第23号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第3号についての提案内容の説明を行います。平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第3号は歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2290万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明いたします。102ページをお願いいたします。3款、1項、繰入金は基金繰入金で59万5千円の増額です。

4款、1項、繰越金は前年度繰越金で60万5千円の増額です。

103ページ、歳出、1款、1項、施設管理費は1目、一般管理費において消耗品費10万円の増額、燃料費11万5千円の増額、光熱水費26万円の増額です。

2款、1項、医業費は1目、医業費において役務費、手数料で25万円の増額、備品購入費は、治療用機器タービンの購入費の計上で47万5千円の計上です。以上で議案第23号の説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に議案第20号、議案第21号については、産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書79ページをお願いいたします。議案第20号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第5号についてご説明いたします。平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1180万円とするものでございます。

続きまして83ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入からご説明いたします。1款、1項、1目、給水使用料243万3千円の増額。

2款、1項、1目、水道費国庫補助金1千円の増額。

3款、1項、1目、一般会計繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で190万円の減額でございます。

4款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金6万6千円の増額。

5款、1項、1目、雑入、督促手数料、消費税及び地方消費税還付金で210万円の増額でございます。

議案書84ページをお願いいたします。6款、1項、1目、簡易水道事業債180万円の減額。

続きまして歳出を説明いたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費、共済費で17万5千円の減額。積立金、占冠村簡易水道施設整備基金積立金で210万1千円の増額。

2款、1項、施設管理費、1目、施設維持費、工事請負費で量水器取替工事10万円の増額。原材料費で量水器購入64万8千円の増額でございます。

議案書85ページをお願いいたします。3款、1項、公債費、1目、元金、2目、利子で10万円の減額。

4款、1項、施設建設費、1目、新営改良費、委託料、浄水場監視システム外機械電気更新工事設計委託料70万2千円の減額。工事請負費、浄水場監視システム機械電気更新工事97万2千円の減額でございます。いずれも執行残によります減額補正でございます。

議案書80ページをお願いいたします。説明した内容で補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。議案書81ページは第2表地方債の変更で、歳入予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして議案書87ページをお願いいたし

ます。議案第21号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億110万円とするものでございます。

議案書90ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入からご説明いたします。

1款、1項、1目、下水道事業、現年度分、下水道使用料で27万2千円の増額。2目、浄化槽事業、滞納繰越分、1千円の減額。

1款、2項、2目、浄化槽事業、検査手数料1千円の減額。

2款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、一般会計繰入金で560万円の減額。

3款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、前年度繰越金で243万1千円の増額。

91ページをお願いいたします。4款、1項、2目、浄化槽事業、雑入、1千円の減額でございます。

続きまして歳出を説明いたします。1款、1項、総務管理費、下水道事業、給料、114万円の減額。職員手当等100万6千円の減額。共済費は共済組合分、福祉協会分、退職手当組合分で92万4千円の減額です。いずれも職員の異動に伴う人件費の整理による減額でございます。

2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、需用費で光熱水費17万3千円の増額。2目、浄化槽費、委託料は浄化槽維持管理委託料で3千円の減額でございます。

議案書88ページをお願いいたします。説明した内容で補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説

明を終わります。

○議長（相川繁治君） 提案理由の説明を終わり、これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

まず、一般会計の議案第17号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（大谷元江君） 何点か質問させていただきます。歳入で、58ページ、20款、諸収入、5目、雑入、学校林処分収入199万2千円の増、どこの学校林を処分したのかお聞きいたします。

歳出の部分で、59ページ、2款、1項、11木、諸費で11節、需用費、修繕料150万円の増。その下の工事請負費216万円の中央地区避難路補修工事の減の理由を説明をお願いします。

次に、63ページ、7款、商工費の1項、商工費、占冠木質バイオマスコンソーシアム負担金、このコンソーシアムとは何か。また、負担金として何故18万円の増になったのか、理由の説明をお願いします。

もう1点、64ページ、10款、1項、教育総務費、国際交流基金積立金199万2千円の増、この理由も説明願います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。歳出の部分、59ページの諸費になります。11節、需用費の修繕料150万円の増と15節、工事請負費、中央地区避難路補修工事216万円の減額ですけれども、こちらにつきましては、中央地区の避難路補修工事、去年作りました避難路の手すりの工事をこの科目で予定していたんですけれども、工事内容を精査させていただきましたところ、工事内容を若干変えて修繕ということで安く修繕ができる見込みになりまして、その結果、

工事請負費を減額させていただいて、修繕料150万円を新たに増額させていただいたということです。

○議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 大谷議員の質問にお答えいたします。まず、58ページ、20款、5項、雑入の学校林処分収入の場所ですけれども、中学校林、スキー場の奥の中学校林となりまして、1257イの小林班という場所でございます。6月に補正を出しました学校林処分の額が確定したことによる金額となっております。

それと64ページの10款、1項、4目の積立金、国際交流基金積立金が同額となっております。この額をそのまま国際交流積立基金に積み立てようとするものでありまして、理由としましては、中学校林処分ということで国際交流となると中学生に反映できるということで、一番適切かなということでこの国際交流基金に積み立てするものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。63ページ、7款、1項、占冠村木質バイオマスコンソーシアム負担金のコンソーシアムとはいかなるものかというご質問かと思えます。こちらにつきましては、平成25年度に湯の沢のボイラーを入れるに当たりまして、北海道の補助金であります一村一エネ事業費補助金というものを受けるためには、地元の自治体を含めたコンソーシアムを作るという条件が課せられておりましたので、当時、占冠村、長瀬産業、高橋重機、その他関係者でコンソーシアムを作ったということでございます。コンソーシアム

とは、合議体といった意味でございます。こちらの所有はコンソーシアムの所有ということになっておりますが、その修繕等につきましては、村からコンソーシアムに補助金を出して修繕するという形になっておりまして、こちらはボイラーの修繕料のための補助金ということです。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今の木質バイオマスコンソーシアムの負担金、湯の沢温泉のボイラー施設に対しての合議体、団体に補助金を出すということでしょうか。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） ご質問にお答えいたします。湯の沢の薪ボイラーを入れる時に補助金を使っているわけですが、補助金をいただく条件として地元でコンソーシアムを作ることということがありまして、その結果、立ち上げられたコンソーシアムということでございます。

○議長（相川繁治君） 副村長、松永英敬君。

○副村長（松永英敬君） ただいまのご質問に補足をさせていただきたいんですけれども、当時、三浦課長のほうでご説明させていただいた平成25年12月に湯の沢温泉にボイラーが入りました。道の一村一エネ事業の補助金を受けるのは、占冠村の自治体単独では受けられなかったということで、そのために今ご説明のありました木質バイオマスコンソーシアム、いわゆる合議体、村内の企業等による合議体が事業主体となって設置をしたと。

従いまして、現在湯の沢温泉の裏に設置されていますボイラー自体の所有、財産はコンソーシアムの財産という形になっています。補助金を受けて事業をやった結果として、財産を受けた団体が管理をしていかなければな

らない仕組みになっているものですから、あのボイラーが継続して使い続ける以上、このコンソーシアムという団体によってボイラーの管理をします。

主たる管理の中に占冠村が入っておりますので、そこにかかる経費の分については、占冠村がコンソーシアムに負担金を拠出して管理をしていると。ちょっと前に25年当時に事業をやった際にも村の会計からコンソーシアムに工事費、約3600万円くらいだと思いますけれども、コンソーシアムの負担金として一度村の会計から出して工事を行った経過がございます。分かりづらいんですけども、財産区分上、そういう区分じゃないと認められない事業ということをご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 今の件ですけど、横文字で言われると弱いんだよ。木質バイオマス合議体は、一つの組合ですか。誰が入っているんですか。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 構成員についてのご質問にお答えいたします。構成員といたしましては、占冠村、株式会社スポーツピア、有限会社長瀬産業、株式会社高橋重機、それからNPO法人北海道新エネルギー普及促進協会ということになっています。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） そういう団体で熱源を作って温泉のエネルギーになっているんですけども、温泉に対しては負担金や何かは。お湯を流してエネルギーを流すんだから、それに負担金は取らないんですか。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 私の認識ですけれども、湯の沢温泉の指定管理者からは負担金は取っていないと認識しています。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） もうちょっと優しく教えてください。団体で管理しているものだから、財産としてはそのものなんだよね。そこで管理しているから薪を焚くでしょ、そういうものの賃金だとか、そこで発生したエネルギーはお湯となって温泉に行くんだよ。温泉側はタダでもらっていて、使用料はないのか。

○議長（相川繁治君） 副村長、松永英敬君。

○副村長（松永英敬君） 今の質問にお答えいたします。熱源の関係につきましては、薪等の購入費も湯の沢温泉が、直接薪を購入して焚いておりまして、今おっしゃられた薪の投入にかかる人件費等も湯の沢温泉で負担していると。従いまして、運営の経費については湯の沢温泉が基本的に負担しておりますので、そこからお金をもらうということはないということです。指定管理で村が湯の沢温泉に指定管理料を払った中で運営自体はしていただいているということになります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に特別会計全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 簡易水道事業会計、

85ページ、4款、1項、施設建設費、1目の新営改良費でございます。減になっているので執行残だと思うのですが、13節の委託料及び15節の工事請負費の減、どこの浄水場なのかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。まず、委託料の浄水場監視システム他電気更新工事の設計委託料です。こちらにつきましては、村内にあります簡易水道施設全般に渡る電気に関する更新工事に向けた設計委託業務でございます。

工事請負費ですけれども、こちらにつきましては、上トマム浄水場と役場にありますテレメーター室、こちらの部屋には今現在占冠浄水場ですとか、双珠別浄水場からデータが常に送られてきていまして、浄水場に出向かなくても役場のほうで浄水場の今の状況が分かるというシステムですけれども、そのシステムの更新工事ということになります。今回は、ここの占冠浄水場とトマムからのデータも送ってこれるように整備いたしております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案17号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第8号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第17号、平成29年度占冠村一

般会計補正予算、第8号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案18号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第18号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第19号、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第5号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第5号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第21号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第22号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第3号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第23号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎散会宣言**

○議長(相川繁治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 4月 16日

占冠村議会議長 相川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

平成30年第1回占冠村議会定例会会議録（第2号）  
平成30年3月9日（金曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第	1		平成30年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第	2	議案第 1号	財産の減額譲渡について
日程第	3	議案第 2号	財産の減額貸付について
日程第	4	議案第 3号	指定管理者を指定することについて
日程第	5	議案第 4号	指定管理者を指定することについて
日程第	6	議案第 5号	指定管理者を指定することについて
日程第	7	議案第 6号	指定管理者を指定することについて
日程第	8	議案第 7号	占冠村課設置条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	9	議案第 8号	占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	10	議案第 9号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	11	議案第 10号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	12	議案第 11号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	13	議案第 12号	占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	14	議案第 13号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	15	議案第 14号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	16	議案第 15号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	17	議案第 16号	占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	18	議案第 24号	平成30年度占冠村一般会計予算

日程第 19	議案第 25 号	平成 30 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 20	議案第 26 号	平成 30 年度村立診療所特別会計予算
日程第 21	議案第 27 号	平成 30 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 22	議案第 28 号	平成 30 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 23	議案第 29 号	平成 30 年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 24	議案第 30 号	平成 30 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 25	議案第 31 号	平成 30 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

### ○出席議員（6人）

議長	8 番 相 川 繁 治 君	副議長	1 番 工 藤 國 忠 君
	3 番 大 谷 元 江 君		4 番 長谷川 耿 聰 君
	6 番 五十嵐 正 雄 君		7 番 佐 野 一 紀 君

### ○欠席議員（1人）

5 番 山 本 敬 介 君

### ○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	平 岡 卓	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	地 域 振 興 対 策 室 長	野 村 直 広
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 俊 幸	産 業 建 設 課 長	小 林 昌 弘
林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美
財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹	税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	商 工 観 光 担 当 主 幹	後 藤 義 和
広 報 担 当 主 幹	森 田 梅 代	戸 籍 担 当 係 長	竹 内 清 孝
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩
保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里	介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美
村 立 診 療 所 主 幹	合 田 幸	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	建 築 担 当 係 長	橘 佳 則
環 境 衛 生 担 当 主 幹	石 坂 勝 美	林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
学 校 教 育 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	社 会 教 育 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕

（農業委員会）

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	小 林 昌 弘
-----	---------	---------	---------

(選挙管理委員会)

書記長 多田淳史

(監査委員)

監査委員 木村英記 事務局長 小尾雅彦

**○出席事務局職員**

事務局長 小尾雅彦 主 事 久保璃華

---

### ◎開議宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 村政執行方針

○議長（相川繁治君） 村長から平成30年度村政執行方針についての説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 平成30年度の執行方針についてご説明を申し上げたいと思います。お手元の方針の1ページよりご説明申し上げます。Ⅰ、はじめに。平成30年第1回占冠村議会定例会の開会にあたり、村政執行に対する基本的な考えを申し上げます。昨年9月に占冠村長に就任し6か月が経過しました。この間、2回の村議会定例会、住民懇談会や各種団体等の会議への出席、村民の皆様との会話を通じ、様々なご意見やご要望をお聞きし、多くの課題を抱えている現状を再認識いたしました。お伺いしたご意見やご要望を的確に整理し、課題解決に向けて着実に前進していくことが、自らに課せられた職責であると考えております。

国は、地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するとともに、総合戦略をふまえた地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付けの見直し等を進めるとしています。本村においては、「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で4つの

基本目標を定め、地方創生推進交付金を活用した人口減少対策等を図る事業展開を進めております。

また、村有リゾート施設の売却については、昨年成立した調停に基づき着実な履行を進めてまいります。一部施設を先行して売却したことで、新たな事業者がリゾート施設の運営に参画し、リゾートに更なる活気を与えたことは、本村にとっても大変有意義であり、リゾートの集客を地域経済の活性化に結びつけたいと考えております。従業員の増加もあり、住民登録人口も1500人を超える状況にある一方で、集客力が大きくなったことによる水や一般廃棄物、救急医療の問題など、解決しなければならない課題も生じています。これらの課題解決に向けて、事業者と定期的な協議を進めてまいります。

財政的には、国の予算において、社会保障費の増加や防衛費の拡充等により、一般会計は6年連続で過去最大を更新したものの、地方を取り巻く財政状況が好転しているわけではありません。厳しい現状にはありますが、必要などころへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保ってまいります。

Ⅱ、村政執行の基本方針。占冠村長に立候補した際、大きく3本の公約を掲げさせていただきました。これらの公約をいかに実現していくかを日々考えながら職務に励んでいるのが現状であります。占冠村の持っている課題を克服し、大きな可能性を秘めた地域として発展していくために、将来を見据えた中で最善と考えられる政策の前進を図ることが、結果的に目指す姿に近づくことにつながるのではないかと考えております。村政執行の基本姿勢として、村長就任時に所信で述べさせていただきました次の事項を政策の柱として進めてまいります。

1、持続可能な地域づくり。持続可能な地域づくりを進めるために、農業、林業、観光などの基幹産業間で経済循環が図られる仕組みづくりが必要と考えています。トマムリゾートを中心とした観光産業により、観光客の増加が見込まれる中で、その集客と地域の経済活動を融合させる取組みを進めることが必要です。あわせて、移住、定住と地域コミュニティの活性化など集落対策も進めてまいります。農業においては、後継者やUターン者の就農、新規就農が予定されています。これらの明るい状況がさらに進展していくよう必要な支援をいたします。林業においては、現在進めている六次産業化の取組みを継続し、林業事業体の強化による木質バイオマスエネルギーの推進、木材、関連商品などの販売促進支援による林業の活性化を図ります。経済循環を高め、持続可能な地域づくりを達成することはそう簡単なことではありませんが、地域資源を活用した雇用の創出と、消費の拡大に向けた取組みや支援を継続することにより、目標に近づくことができるものと考えております。

2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。安全で安心な暮らしを守るためには、道路や堤防などの整備はもちろん、地域医療や福祉、地域交通体系の確保など様々な社会的基盤の整備が必要です。不十分なことを洗い出し、再点検する中で、より充実したサービスが提供できるよう努めてまいります。また、一昨年の大雨激甚災害など、いついかなる災害が発生するかわからない現状において、様々な要因に対応した防災対策が求められています。あらゆる想定を怠らず、村民の皆様への命と財産を守る対策を進めてまいります。村内のいくつかの地域では、地域協働ボランティア活動が定着してきています。地域力を高め、

人々が地域で支え合う社会を目指し必要な支援をしてまいります。

3、未来を託す子どもの環境づくり。子どもたちがいるところには人が集まり、活気があふれます。少子化が社会問題となっている中、乳幼児から中等教育までの子育てを支援する環境整備が必要です。すべての問題を解決することは困難ですが、できることを積み重ね、村民が村内における子育てに明るいイメージを描くことができるよう取り進めてまいります。女性の就業と社会参画を進めるため、一時預り事業の拡大、保育の充実を図るとともに、老朽化が進む占冠保育所の建設に向けた議論を進めてまいります。学校教育においては、ICT環境の充実や公設塾の拡大を図るとともに、占冠らしい特色ある教育を進め、大人も子どもも「村に住みたい、住み続けたい」と思えるような教育環境づくりを目指してまいります。アスペン短期交換留学など、子どもたちの国際感覚を育む教育を継続するとともに、平和の尊さを学ぶ教育も内容を拡充して進めてまいります。

Ⅲ、主な施策。第1、持続可能な地域づくり。1、未来を拓く村政。(1)総合計画。総合計画は、むらびと条例において、最上位の計画と位置づけられています。平成21年度から進めている第4次総合計画のふり返りや、各個別計画との整合性に留意しつつ、村民が住み続けたいと思える村づくりを目指して、計画の策定を進めてまいります。

(2)機構の見直し。多様化する業務にスピード感をもって対応するとともに、住民にわかりやすく、職員にとっても働きやすい役場体制を目指して、機構の見直しを行いました。今後も、時代の要求にあった行政サービスを提供するため、柔軟かつ迅速な機構の見直しを検討してまいります。

(3)保育所建設。占冠保育所は、築 50 年以上が経過し老朽が進んでおります。公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化改修工事を行っても、今後の継続的な使用には限界があると判断しました。保育に求められるニーズに応えられるよう、住民の皆様と意見交換をしながら、基本的に2か年で保育所の建設を進めてまいります。

(4)地方創生。「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定した数値目標や重要業績評価指標（KPI）の達成に向け、関係施策との連携を図りながら、地方創生交付金を活用し、地域の特徴を活かした産業振興や地域づくりの具体的施策を積極的に進めてまいります。

## 2、経済循環が図られる基幹産業の振興。

(1)農業。本村では、担い手不足や、高齢化による農業者人口の減少が課題となっています。後継者やUターン者、新規就農者が安心して就農できる体制を整えてまいります。また、農家所得の安定と農業投資による経営基盤の整備を進めてまいります。

①酪農・畜産。酪農、肉用牛の経営者の経営安定化を図るための支援施策を継続してまいります。今年度より実施予定の串内公共牧場整備事業と一体として行う道営草地整備事業では、本村において、整備改良面積 94.7ha を予定しており、実施に向けた準備が始まります。良質な粗飼料生産・作業効率の向上を図るため、草地の起伏修正、排水整備を行ってまいります。

②畑作振興。農業振興を図るため実施してきた農業振興事業の補助金により、施設整備等を希望する農業者への支援を継続してまいります。また、農業経営研究会が取り組む農産物の消費拡大イベント（収穫祭・夕市・村外での野菜販売）や直売所の取組みを支援し

てまいります。

③担い手対策。実習中の新規就農希望者は、本年6月で3年間の実習が終了します。新規就農者として認定に向けた協議を行ってまいります。今年度、新規就農者の受入れを予定しており、農業委員会、新規就農支援協議会及び関係機関と連携し支援してまいります。

(2)林業。森林が持つ多面的機能を発揮するため、主伐・植栽・除間伐といった森林資源の循環サイクルの構築による持続可能な森林整備を進めます。さらに、森林から生産される木材など森の恵みの有効活用や、付加価値を高め雇用の創出を目指す林業の六次産業化に引き続き取り組みます。

①村有林の管理・経営。今年度は新たな森林経営計画（5年を1期とする10年計画）のスタートの年であり、平成28年度に作成した人工林管理計画のもと高齢級人工林の若返りのための主伐・再造林を進めるとともに、若齢人工林の下刈や除間伐など計画的に森林整備を実施いたします。天然林においても、老齢過熟木や更新障害木の多い林分の施業方法について検討してまいります。また、森林整備に必要な路網整備についても引き続き実施してまいります。

②私有林の育成支援。私有林の山づくりについては、富良野地区森林組合と連携し支援するとともに、森林所有者の負担軽減を図るため「民有林振興造林事業」や「未来へつなぐ森づくり推進事業」を引き続き実施してまいります。また、平成31年度から創設される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、主に私有林の山づくりが目的と聞いておりますが、新設される税が有効に活用できるよう関係機関などと協議してまいります。

③林業事業者への支援。全道的に林業事業

体の人材不足と高齢化が問題となっており、占冠村も同様に森林整備の担い手を確保するうえで大きな課題となっています。課題解決に向け、林業事業者への補助及び融資制度の活用や事業量の確保について、富良野地区森林組合と連携しながら進めてまいります。また、林業従事者の養成を行うための人材育成事業や林業従事者の就労条件整備を図るため、各種福利厚生事業を引き続き実施してまいります。

④林業の六次産業化。木材のみならずエゾシカ・薪・木炭・メープルシロップなど森の恵みを、生産から加工、販売まで一体的に扱うことにより、付加価値を高め森林へ還元するシステムの構築と、地域商社の設立などを目指し昨年度に引き続き林業六次産業化の取組みを実施してまいります。5年目を迎えた猟区については、昨年度配置した野生鳥獣専門員を中心に、狩猟における村民の安心・安全の確保を最優先として猟区の構築・運営に努めてまいります。

(3)商工・観光・労働。①商工振興。村商工会と連携しながら、定住促進条例及び地域企業振興条例の各種支援事業、村融資等に対する利子補給制度などを積極的に活用し、新規開業支援、既存企業支援を進めてまいります。

②トマムリゾート。トマムリゾートは、夏季の雲海テラス、冬季のスキー場を中心とした好調な集客と、平成29年度に開業したクラブメッド北海道トマムの影響によるインバウンド（訪日外国人旅行者）を含め、これまで以上の観光入込が見込まれます。今後も道内観光の中核として、リゾート各社との連携強化を進めてまいります。

③道の駅。道東自動車道と国道237号の要衝として、引き続き観光客の満足度向上を目指してまいります。また、NPO法人占冠・

村づくり観光協会等と連携し、レンタルサイクルなど滞在型観光サービスの開発・提供に努め、村内周遊観光を推進してまいります。

④湯の沢温泉。優れた泉質を生かし、さらに顧客満足度を高めていくため、指定管理者との連携を密にしながら、施設の適正な管理運営に努めてまいります。

⑤サイクルツーリズムの推進。占冠村サイクルツーリズム推進実行委員会を中心に村内の需要調査と基盤整備を進めながら、季節を問わず多くのサイクリストが楽しめるようサイクルツーリズムを推進してまいります。

⑥ニニウキャンプ場。ニニウキャンプ場の利用者数は、2年連続で増加しています。今年度も施設の修繕を行い、利用者の確保に努めます。また、ニニウ地区の水源については、昨年度の調査結果をふまえ、方向性を検討してまいります。

⑦労働。地域企業振興条例の各種支援事業を継続するとともに、富良野圏域通年雇用促進協議会など関係機関と連携を深めながら、村内企業における正規雇用の増加と人材育成を進めてまいります。

(4)新エネルギーの推進。地域材利用推進方針や公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく木質バイオマスエネルギー導入を検討します。また、林業六次産業化の取組みを通じて地域資源を活用した新エネルギーの推進に向け、新エネルギー検討委員会を開催するなどして取り組んでまいります。

3、地域特性を活かした集落対策、移住・関係人口の増加。(1)移住・定住。空き家バンクや都市圏でのPRの推進を図るとともに、旧雇用促進住宅など民間賃貸住宅の活用も検討します。トマム地区においては、クライミング体験や住民ワークショップなどによるリゾート関係者等との協働による地域づくりの

取組みを進めてまいります。

(2)集落対策。平成 25 年度の 3 地区（中央・占冠・双珠別）、平成 26 年度のトمام地区で策定した集落対策方針をもとに、総合計画における位置づけを検討してまいります。また、ミナ・トمامへの支援やトمام給油所の運営も継続してまいります。

(3)しむかつぷ・村づくり寄附金。昨年度は、約 1443 万円と前年から約 470 万円減少しましたが、平成 26 年度の開始以来、累計で約 5040 万円ものご寄附をいただいております。今年度も、占冠村の P R と農林業や観光の振興を図るとともに、貴重なご寄附を活用し村づくりを進めてまいります。

第 2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。1、暮らしの基盤づくり。(1)道路改築。村道の改良、整備は、村道トمام南 1 線の改良工事に向けた調査、測量を実施するとともに、村道北 6 線の舗装補修工事を実施し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

(2)村営住宅。社会資本整備総合交付金を活用した事業では、千歳団地（1 棟 2 戸）改修工事、占冠団地合併浄化槽設置工事、占冠団地（1 棟 4 戸）解体工事を予定しています。また、今年度より、ボイラーの設置を希望する新たな入居者から有償貸付を実施してまいります。村営住宅の修繕は、状況を確認し実施していますが、引き続き入居者からの要望に適宜対応してまいります。

(3)上下水道。簡易水道事業は、浄水場監視システムの更新を予定しています。また、漏水調査を行い有収率の向上を図る等、水道施設の維持管理を行い、安全で安心、安定した水道水の供給に努めてまいります。下水道事業は、下水道事業計画変更認可を実施し、下水道事業の全体計画、事業計画の精査を行ってまいります。また、個別排水処理施設整備

事業は、下水道処理区域外における生活環境改善のため、合併浄化槽 2 基を設置してまいります。

(4)環境衛生。昨年度において、一般ごみの組成調査を行いました。調査の結果、多くの資源ごみが含まれていることが明らかになりましたので、今後更なる分別の周知・徹底をしてまいります。また、「ごみ減量化対策推進委員会」の中で、今後の最終処分場のあり方や、ごみの発生抑制、減量化の推進等、ごみ処理方針を検討し、一般廃棄物処理基本計画を策定いたします。

(5)地域交通。村営バス、巡回バス、予約型タクシー等の運行を継続するとともに、利用者が的確な交通手段を活用できるよう情報提供の充実に努めてまいります。また、地域交通に対する住民ニーズを把握し、より利便性の高い総合的な交通体系の構築を目指してまいります。鉄道についても、J R 北海道、北海道運輸局など関係機関との連携を深めながら、利便性の向上に努めてまいります。

(6)地域協働への取組。住民活動推進事業の活用をはじめ、ボランティア団体などによる住民の自主的な活動を支援することによって、地域の力を高めるとともに、村民の福祉の増進を図ってまいります。

(7)防災対策。近年の気象の変化と気候変動の影響は、これまで降雨量が少ないとされてきた北海道にも及び、一昨年 of 北海道大雨激甚災害はそれを象徴する災害となりました。大きな被害を受けた河川を中心に、関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった緊急的な治水対策を実施する鶴川・沙流川減災対策協議会に参画し、減災に向けた取組みを鶴川流域一体となって進めます。想定外の気象変化などに対応するため、地域防災力の強化につながる自主防災組織の設立も支援してま

います。避難所における物資についても、計画的に更新・拡充し、防災体制の充実に努めてまいります。また、今年度においても「総合防災訓練」を実施します。「占冠村地域防災計画」に基づいた災害時行動の再確認を行い、「自助・共助・公助」による取組みを村民の皆様とともに進めてまいります。

2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。(1)高齢者福祉。介護保険については、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて策定された「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第7期計画」に基づき、地域包括ケアシステムを推進してまいります。また、昨年度設置された専門職で構成される認知症初期集中支援チームにより、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう認知症の人への早期支援を行ってまいります。昨年度から有償ボランティア団体（ファミリーサポートセンター・しむかっぶ）が立ち上がり、活動しています。地域での困りごとを解決するとともに、社会参加できる場として自身の介護予防にもつながる効果が期待されることから、事業の補助を行います。小規模多機能型居宅介護施設は、開設から4年目を迎えます。占冠村社会福祉協議会と連携して、持続可能な施設運営に努め、地域に密着した在宅介護サービスの提供を行ってまいります。また、利用者数や利用者の介護度の変動により、施設運営に要する自治体負担が増加しております。適切な福祉サービスを維持するため、効率的な運営等について、指定管理者と検討・協議してまいります。

(2)障がい者福祉。障がいを持つ方一人ひとりが尊重され、自立した社会の一員として生きがいを持ちながら地域の中で生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの利用支援等の相談支援、地域生活支援事業等を継

続してまいります。また、人工透析患者の通院支援や障がい者（児）通所等に係る交通費助成、福祉ハイヤー乗車券給付等の村独自サービスを継続するとともに、富良野地域自立支援協議会等の地域ネットワークを活用し、関係機関と連携を図りながら引き続き支援体制の充実に努めてまいります。

(3)保健・医療。国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業並びに医療機関と連携し、各種検診や保健指導等を実施してまいります。今年度においては、特に年々増加傾向にある糖尿病性腎症対策に重点を置き取組みを進めてまいります。「糖尿病にさせない」、「糖尿病をこれ以上悪化させない」ことを目的に、保健師や栄養士がその維持・改善に向け適切な保健指導を積極的に行ってまいります。母子保健に関しては、富良野市からの助産師の戸別訪問などを行い、妊産婦から乳幼児に対する切れ目のない母子保健対策を推進してまいります。国民健康保険については、平成30年度より運営主体が市町村から都道府県に移行し、新たな仕組みとなります。医療費の適正化に向け、健康づくりの取組みや健全な事業運営を行い、保険税の負担を軽減する対策も検討してまいります。村立診療所・歯科診療所については、村民の皆様の健康維持のため、福祉及び介護との連携を深めながら、引き続き運営の充実に努めてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。1、子育て支援環境の整備。老朽化が進んだ占冠保育所について、保育のニーズに応えられるよう施設整備を進めてまいります。保育指針等をふまえ保育士の研修会等への参加や園内研修を実施するとともに、作業療法士を招へいし、専門的な見地からの療育支援活動を継続します。また、延長保育を充実してまいります。子育てと就労の両立を支援するため、

保育体制の充実が求められております。昨年度はトマム地区において一時預かり事業を実施いたしました。今年度は中央地区においても一時預かり事業を実施してまいります。就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯に安全な生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図るため、引き続き放課後学童クラブを2か所で実施してまいります。

2、多様化する教育環境に対応した体制整備。多様化する村民の生涯にわたる教育・学習ニーズに対応するため、社会教育活動への支援、ICT環境整備の充実及び「公設塾ステップアップサポートゼミ」の拡充などを支援しながら、教育委員会と連携し、魅力ある教育環境整備に取り組んでまいります。

3、特色ある教育。本村では、平成元年から国際化に対応する人材教育の一環として、アスペン市との短期交換留学を実施しています。また、昭和63年から平和の村宣言を具現化する取組みとして平和体験学習が実施されています。今後も基金等を活用しながら、これらの特色ある教育に対し、希望する生徒全員が参加できるよう事業への支援を継続してまいります。

IV、行財政の概要。1、行財政の運営。具体的な施策を実現するためには、住民にわかりやすく、多様化する業務に対応できる役場機構の構築と、持続性に配慮した健全な財政運営が必要不可欠です。このため、役場機構を見直すとともに、引き続き、職員研修の機会拡大を図りながら、職員の正確で公正な事務事業の執行能力及び政策能力の向上に努めてまいります。本村においては、公共施設の老朽化対策、社会保障関係経費の増加など取り組むべき課題は多く、厳しい財政運営が予想されます。「歳入に見合った歳出」を基本と

して、必要な事業については確実に実施しながら、効率化を図りつつ、持続可能な財政運営を進めてまいります。

2、平成30年度の一般会計、特別会計の概要。平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。提案いたします予算規模は、一般会計、25億2800万円。国民健康保険事業特別会計、1億6880万円。村立診療所特別会計、8900万円。簡易水道事業特別会計、1億410万円。公共下水道事業特別会計、1億970万円。介護保険特別会計、1億600万円。後期高齢者医療特別会計、1980万円。歯科診療所事業特別会計、2070万円。8会計合わせて31億4610万円です。前年度と比較しますと、一般会計、2000万円、0.80%。特別会計、1920万円、3.21%。全会計では3920万円、1.26%の増であり、全体で前年比1.26%の増額となっております。

本年度の予算編成は、地方交付税において、元利償還金の増加に伴う交付税算入額の増額及び村有リゾート施設売却による過疎地税制適用に伴う減収補填を考慮し、前年比1.90%の増額を見込んでいます。歳出においては、保育所建設のための準備経費など、必要な事業については確実に実施することとする一方で、事務事業、経常経費等の見直しを行うとともに、財源を伴わない新規事業については基本的に見送ることとしています。また、補助金等の財源不足を補うため、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により、財源不足の補完を行っております。

歳入の村税は、固定資産の評価替えによる減額を見込むものの、新築家屋の増加等により前年比0.98%の増額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が1.90%の増額、特別交付税が、地域おこし協力隊分を考慮し、前年同額で計上しております。繰入金は、財

政調整基金で1億5082万1千円、特定目的基金は10基金で2億7192万7千円の繰入れで11.70%の増額計上としております。村債は、医療、保育所建設事業などの過疎対策事業債、林道整備などの辺地事業債を計上しましたが、前年比14.79%の減額となっております。

歳出を性質別にみますと、人件費は0.58%の減額、物件費は3.79%の増額、維持補修費8.32%、扶助費2.22%の増額、補助費等は4.25%の減額となっております。公債費は、臨時財政対策債の償還が開始されていることにより、8.26%増額、繰出金は、各特別会計への繰出金が減少し、全体で1.64%の減額となっております。平成29年度末見込みの基金残高は、財政調整基金6億6693万7千円、特定目的基金は、6億2694万1千円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計について、説明いたします。今年度は、国民健康保険事業、簡易水道事業、公共下水道事業、後期高齢者医療の4特別会計で増額となっておりますが、その他特別会計は、減額となっております。特別会計においても、所要の経費の削減を図りながら、基金への積立を行い、健全な事業運営を進めてまいります。

V、むすびに。以上、平成30年度の村政執行における基本方針及び主な施策について申し上げます。トマムリゾートにおけるインバウンドをはじめとする観光入込客数の増加と、それに伴う従業員の転入などにより、住民登録人口が増加し、同時に雇用環境をはじめ地域を取り巻く環境も変化してきております。権限移譲や国民健康保険制度をはじめとする制度改革も提案されており、地方を取り巻く情勢は流動的で先行き不透明な状況にあります。このような中、本村の総合計画が見

直しの時期を迎えております。議員をはじめ村民の皆様のお借りしながら、村民の誰もが共感できるような総合計画を目指し、計画づくりに取り組んでまいります。行政を進めるうえで執行機関の果たすべき役割は重要であり、それゆえ、透明性が確保され村民に信頼される組織・機構でなければなりません。役場機構の見直しを行い、村民にもわかりやすく、職員にとっても働きやすい体制となるよう進めてまいります。占冠村がこれまで培ってきた資源や財産を受け継ぎ、守り育てていくことで、すべての村民が報われる社会を目指し、「生まれて良かった」「育ててよかった」「暮らしてよかった」そして住み続けたいと思える村づくりを進めてまいります。村民の皆様、村議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。村政執行方針といたします。平成30年3月8日、占冠村長、田中正治。

---

## ◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（相川繁治君） 引き続き、教育長から平成30年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいま議長のお許しをいただきましたので平成30年度の教育行政執行方針について申し上げます。1ページをお開きください。

1、はじめに。平成30年第1回占冠村議会議定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

私たちを取り巻く環境は、めざましいスピードで変化するとともに、身近に様々な情報が氾濫し、いつでもどこでも簡単に情報を入手できる状況にあります。このような中、必

要な情報を自ら選択し、的確に意思決定し行動に結びつけるなど、社会を生き抜く力や、自己の学びを還元する力を身に付けていかなければなりません。そのためには、基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、それらを活用して課題解決するための必要な思考力・判断力・表現力などの育成や、主体的に学習に取り組む意欲を高める必要があります。

村内においては、好調なりゾート関連事業により外国人人口が増加しておりますが、児童生徒の増加には直結していない状況があります。加えて、教職員数の減少も懸念されておりますが、児童生徒の教育機会を保障する観点から、現在の村立学校3校の維持と、村内全ての学校で小中一貫教育を実施し、子どもたちのより良い教育環境を整えてまいります。

生涯学習においては、生活環境の都市化や核家族化の増加に伴い、人間関係の希薄化など地域社会の機能低下が指摘されています。この小さな村だからこそ、地域における人と人とのつながりを更に深め、連帯感や支え合いの意識を一層高めていかなければならないと考えております。

個人の生涯学習活動から団体活動の場へ、さらには各団体の連携した活動へと発展させるなど、様々な主体が学習を通じて繋がることができる地域社会を目指し、「第7次占冠村社会教育中期計画」（平成30年度～平成34年度）に基づき、生涯学習施策を推進してまいります。

教育は、個人にとって生涯を通じての課題であり、教育の使命は、家庭や学校、社会生活の様々な場面を通じて達成されるものであり、地域の人材や地域の魅力を題材とした学校づくりが、占冠村における教育活動の柱であります。

以下、今年度の主要な施策について申し上げます。2、学校教育の充実。将来を担う子ども達が、自分や他者の命を大切にするとともに、将来への夢と希望を大きくふくらませ、占冠村で育ったことを誇りに持ち、その良さを見失うことなく生涯にわたり心豊かで充実した生活をおくることができるよう、教育施策を推進してまいります。また、情報化やグローバル化など急速な社会変化の中で、未来の担い手になるために必要な資質や能力を確実に備えることのできる教育が求められており、そのために、主体的・対話的で深い学びの実現に向け取り組んでまいります。

学校の運営については、平成28年11月に策定した「占冠村小中連携・一貫教育に関する基本指針」の下で、現在、9年間の一貫性を持った教育活動の取り組みを進めてきており、平成29年4月よりトマム小学校とトマム中学校が義務教育学校へ移行し、村内における小中一貫教育のモデルとして先進的な教育活動を行っております。占冠中央小学校と占冠中学校については、現在、小中連携教育の取り組みを実践しておりますが、今年度においては更に発展させ、トマム学校で培われた小中一貫教育の実践活動を活かし、一貫性を持った教育活動を実施してまいります。

児童生徒の教育にあたっては、人格や生命を尊重できる児童生徒、進んで学習できる児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、引き続き、知・徳・体の調和とバランスを重視した教育に取り組んでまいります。

教職員の多忙化が社会問題化している中にありますが、安心して休暇取得できる体制整備や、部活動の指導方法の工夫など、教職員の働き方改革についても取り組んでまいります。

(1) 確かな学力の育成。確かな学力の育成に

つきましては、児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成に向け、引き続き、個々の能力に応じたきめ細かい指導の充実に向け取り組んでまいります。

I C Tを活用した教育効果を発揮するためには、必要なときにすぐ利用できる環境を整備することが重要です。これまで、テレビ会議システムや全児童生徒にタブレット端末の配備等を行っておりますが、小規模校だからこそできるI C T環境整備のさらなる充実を進めてまいります。

今後必修化されるプログラミング教育については、論理的思考力や創造性、課題解決力などの育成を行うもので、子どもたちがコンピュータに意図した処理を行わせるよう指示する経験を重ねることにより、基本的スキルを身に付け、情報化社会に対応できるよう教育研究を進めてまいります。

3年後に控える学習指導要領改定における、小学校英語の教科化に備え、調査研究を推進してまいりましたが、低学年からの外国語活動を継続して実施するとともに、グローバル化による社会変化に対応するため、コミュニケーション能力を高めるためのスピーチ活動を展開し、伝統文化理解教育と、国際理解教育を推進してまいります。

(2)豊かな心の育成。豊かな心の育成につきましては、子どもたちが自ら考え、コミュニケーションを図ることができる教育を充実させ、学ぶ力、人を思いやる心を育み、一人ひとりが高いモラルで対応できる力の育成に向け取り組んでまいります。また、芸術文化に直接触れる場面も創出し、感動を体験できる機会を通じて健全な心を醸成してまいります。

いじめの問題につきましては、子どもたち

が発達に応じて、望ましい人間関係を構築する力、人間関係を修復する力を身に付けさせ、安心して生活できるように、たくましく生きていく力を育てまいります。また、いじめ防止基本方針も定期的に点検を行い、各学校や地域の取組みを推進し、社会全体でいじめを未然防止することができるよう努めてまいります。

児童生徒指導につきましては、各学校で組織的・計画的に子どもたちの行動の理解に努め、関係機関との連携を図るとともに、SNSの危険性を伝えながら、適切で望ましい活用方法を児童生徒や保護者等に啓発してまいります。

(3)健やかな体の育成。平成29年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、一部ですが、課題のある種目も見られました。学校においては、体育の授業や行事を効果的に活用するなど、各学校の計画に基づき体力の向上を図るとともに、公民館事業と協働し、放課後キッズスペースや土曜学習を活用しながら子どもたちに多様な運動メニューの実技指導や食育活動を行ってまいります。年齢に応じた望ましい生活・運動・食の習慣の確立に向けては、P T Aや社会教育との連携を図りながら、生活習慣の改善に取り組んでまいります。

(4)地域とともに歩む学校づくりの推進。村内全ての学校がコミュニティ・スクールとなり、各学校と地域との関わり方がより身近になりました。この制度をさらに活用し、保護者や地域住民の意見を取り入れながら学校教育活動に反映してまいります。また、今年度は占冠中央小学校と占冠中学校は小中一貫校として歩み出しますので、コミュニティ・スクールについても同地域であることを活かし、更なる体制整備を促進してまいります。

学校活動外でも、基礎学力の定着や体力向上など、幅広く体験的な学習機会を設定することにより、子どもたちにとっての豊かな教育環境整備に努めるとともに、地域とともに歩む学校体制を整え、地域の資源を教育活動に活かしてまいります。

少子高齢化が進み、地域社会が急速に変化している中、地域の一員として村づくりに関わる人材を育てていくことが求められております。現在、村の子どもたちは地域行事に参加することも多くなり、関心をもって地域と関わりつつあります。こうした心や態度を一層高め、郷土に学び、郷土を愛する心を育てるため、教育活動全体を通じて、自然や文化などの特色ある教育資源を積極的に活用した学習を工夫し、充実を図ってまいります。

(5)就学機会への支援。就学機会への支援につきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、引き続き就学費用の一部を援助してまいります。また、義務教育修了後の教育を受ける機会の確保のため、奨学資金の貸与や部活バスの継続等、地域や保護者のニーズに沿った支援を進めてまいります。

3、社会教育の充実。少子高齢化や人口減少といった年齢別人口構成の変化や、産業構造や雇用の変化により、社会状況や経済情勢がめまぐるしく変わる現代において、常に新しい時代感覚に対応した社会教育の充実が求められております。村民一人ひとりが高い志と意欲をもち、地域社会の維持や活性化が図られるよう、生涯学習の理念を軸に、自ら知性と教養を磨き時代の変化や流れに適應する力を高め、豊かな未来を創造していく人づくりを目指してまいります。

また、今年度から始まる「第7次占冠村社会教育中期計画」に基づき、村民の生涯にわ

たる多様な学習ニーズに応えながら、住民主導の地域づくりにつながる社会教育活動を支援してまいります。

(1)家庭教育の推進。家庭教育は教育の原点であり、生きる力を身に付ける重要な役割を有しております。各家庭での教育を尊重しつつも、地域ぐるみで親子の育ちを支援していくことが重要であると考えます。そのためには、子育て中の親と地域住民との交流を基盤とした「家庭教育講座」等を実施し、子育ての知識や経験が生かされるような機会を創出してまいります。更に、豊かな自然を生かした体験活動や親子でスポーツに親しむ活動の推進に加えて、望ましい生活習慣、読書習慣、食習慣の定着、各種電子メディアの正しい利用知識の普及を図ってまいります。

また、昨年度より開始しました、都市部との学習機会の格差是正、基礎学力の向上、家庭学習の習慣化を目的とした「公設塾ステップアップサポートゼミ」の拡充、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の創出と様々な体験の場を提供する「放課後キッズスペース」につきましても継続して実施してまいります。

(2)生き生きと学ぶ生涯学習の推進。新たに策定された第7次占冠村社会教育中期計画では「占冠愛を育む生涯学習」を計画目標といたしました。地域コミュニティ機能の弱体化が懸念される中で、占冠村の豊かな自然環境、歴史や文化、これまで形成されてきた村民相互の「つながり」を礎とし、占冠村らしい、占冠村だからこそできる社会教育・生涯学習を推進し、郷土を愛する心を育てることで、村民一人ひとりが地域づくりに参画していくことが大切であると考え、計画目標に掲げたものです。

村民の多様な学習ニーズに応えながら、村

民が「いきがい」や「やりがい」を感じながら、意欲的に参加できる学習機会の充実を図ってまいります。村民一人ひとりが生涯にわたって学習を積み重ね、その知識を地域で生かし、村民相互の「つながり」を深め、持続可能で活力ある地域コミュニティの形成に結びつくよう、生涯学習の推進に努めてまいります。

(3) 芸術文化の振興。本村の様々なイベント等で村民に親しまれてきた青巖太鼓クラブが昨年の占冠村総合文化祭の演奏を最後に32年間の活動に幕を下ろしました。今後は新たな形でこれまでの太鼓文化を受け継いでいくための方策を検討してまいります。一方、占冠神楽については、イベントでの芸能発表、小学生への指導授業など活動が活発化しております。教育委員会としても、安定かつ継続した運営ができるよう、より一層の支援をしてまいります。

各種文化団体の活動においては、会員の減少、高齢化、指導者の担い手不足等が問題となっており、今後の活動の継続に向けては会員の確保、担い手の育成が課題であることから、学校、地域と連携して活動の裾野が広がるような取り組みを検討してまいります。また、村民の文化・芸術発表、鑑賞機会として占冠村総合文化祭を開催するとともに、村内外での様々な芸術活動・鑑賞機会を確保してまいります。

(4) スポーツの振興。運動能力の低下が社会的な問題となっている中で、本村においても希望するスポーツを選択することができない状況ではありますが、スポーツは、体力を向上させるだけではなく、他者への思いやり、スポーツマンシップ・コミュニケーション能力の養成、実践的な思考力と判断力を育むなど、重要な役割を有していることから、体育

協会をはじめ学校や少年団、スポーツ団体等と連携し、村民スポーツレクリエーション、各種スポーツ教室・大会を実施することで、村民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ機会の確保に努めてまいります。また、高齢者が体を動かすことで、ますます健康で活力に満ちた生活が送れるよう、保健福祉部局とも連携しながら、清流大学の授業等を活用した健康の維持、増進を図ってまいります。

(5) 社会教育施設の充実。生涯学習を一層推進するためには、村民が気軽に学び、スポーツに親しみ、芸術・文化活動等により人生を豊かにすることができる学習環境の整備が求められます。しかしながら、既存の社会教育施設の中には、老朽化や利用者のニーズに対応しきれていない施設もあることから、より村民が快適に利用できるよう管理方法、施設整備の方策について検討してまいります。

また、既存の社会教育施設が有する機能を最大限に生かすことができるよう、必要に応じて修繕を施しながら、新たな利用方法、事業やプログラムを検討するとともに、本村の豊かな自然を活用した野外体験プログラムを実施し、近隣の青少年研修施設との連携等により、学習環境の充実を図ってまいります。

4、むすびに。以上、平成30年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げてまいりました。村民の皆様が自主的な活動を通して、生涯にわたり健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、また、新しい時代を担う子どもたちが生きる力を身につけ、将来にわたり夢を持ち、健康で健やかに生活できるよう、関係機関と連携し、職員とともに全力で教育行政の推進に取り組んでまいります。今後とも、村民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といた

します。平成30年3月8日、占冠村教育委員会。よろしくお願ひします。

○議長（相川繁治君） 以上で執行方針の説明を終わります。ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第2 議案第1号から日程第17 議案第16号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第1号、財産の減額譲渡についての件から、日程第17、議案第16号、占冠村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、議案第2号及び議案第7号から議案第9号については総務課長、多田淳史。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、財産の減額譲渡についてご説明申し上げます。本件は、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項を履行するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を減額して譲渡したいので議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げます。対象となります建物は、調停条項第I分類の建物で、別紙物件目録に記載しておりますリゾナーレ（旧ガレリアサウス）、リゾナーレ（旧ガレリアノース）、タワーI（共有持分）、マウントカフェラップ（旧レストランコンコ）、及びヘリポートターミナルでございます。譲渡の目的は、上記物件を譲渡することにより、札幌地方裁

判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項を履行し、もって地域の振興に寄与するものでございます。譲渡の相手方は、北海道勇払郡占冠村字中トマム2171番地2、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役、除暁亮。譲渡価格は384万5635円でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。議案第2号、財産の減額貸付についてご説明申し上げます。本件は、財産の譲渡に伴いまして平成17年5月13日付け賃貸借契約書に係る賃貸目的物が減少するため、同契約書及び平成20年1月10日付け合意書第1条第1項に関する賃料額を変更して貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げます。財産の所在につきましては、土地に関して別紙で添付させていただいております土地、賃貸借土地目録に記載してございます、83筆、48万4139.46㎡で、建物に関しましては別紙賃貸借建物目録に記載してございます、VIZスパハウス、現ミナミナビーチ他19件、及び寄宿舍に係る未登記建物11棟と未登記プロパン庫1棟でございます。

貸付の目的は平成17年5月13日付け賃貸借契約書に係る賃貸目的物が減少するため、同契約書及び平成20年1月10日付け合意書第1条第1項に係る賃料額を変更し、村有リゾート施設の稼働を継続することにより観光振興と地域経済の発展に寄与するものでございます。貸付の相手方は、北海道勇払郡占冠村字中トマム2171番地2、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役、除暁亮。貸付額変更の始期は別紙物件目録1ないし5記載の建物に係る譲渡代金の全額が支払われた日からとしてございます。貸付額は年額149万6163円

でございます。

続きまして議案書19ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村課設置条例等の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。事務事業・事務分掌見直しによります機構改革に伴いまして、現行4課から6課の組織体制に改めることにより、本条例及びその他関連条例の文言等を改正するものでございます。

内容につきましては、第1条におきまして、占冠村課設置条例の一部改正で、産業建設課を農林課と建設課に分割し、保健福祉課を住民課と福祉子育て支援課に分割するものでございます。第2条では、公の施設運営委員会条例、第3条は、占冠村手数料条例、第4条は、占冠村子ども・子育て会議条例、第5条は、占冠村障がい者計画等策定委員会設置条例、第6条は、占冠村介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正で、それぞれ、課設置条例の改正に伴います文言の改正でございます。附則としまして、施行期日は平成30年4月1日からしております。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、個人情報の定義を改め、要配慮個人情報の規定を追加し、個人情報の保有の制限を定めるものと、文言の修正でございます。施行期日は、公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。議案第9号、占冠村議会議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、第5条第2項の但し書きの期末手当基礎額の加算額について平成30年度についても適用しないとするもので、附則第2条の経過措置中「平成29年度」を「平成30年度」に改めるものでございます。施行期日は平成30年4月1日からしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 引き続き、議案第3号、議案第4号については企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議案書の11ページをお開きください。議案第3号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、湯の沢保養施設、指定管理者となる団体の名称、株式会社スポーツピア、指定の機関、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、13ページをお開きください。議案第4号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、トマム給油所、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人トマムスタンド、指定の機関、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に議案第5号及び議案第16号については産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書15ページをお開きください。議案第5号、指定管

理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、占冠村自然活用村、指定管理者となる団体の名称、NPO法人占冠・村づくり観光協会、指定の機関、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして議案書45ページをお開きください。議案第16号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、公営住宅法及び公営住宅施行令並びに公営住宅法施行規則の一部が改正され、公営住宅の家賃の決定にあたり、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、事業主体が把握する収入状況を持って当該入居者の家賃を定めることが可能となるものでございます。本則の改正は法改正に伴う規定の整備、関係政省令の条項ずれの対応並びに文言の整備を行うものでございます。条例の施行日は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に議案第6号及び議案第10号から議案第15号については保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書17ページをお願いいたします。議案第6号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。施設の名称は占冠村小規模多機能型居宅介護施設、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会、指定の機関、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。以上、ご提案申し上げますので何卒ご

審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書27ページをお開き願います。議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。改正理由でございますが、国の新たなステージに入った検診の総合支援事業に基づき、占冠村がん検診未受診者対策の一環として事業を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診料を免除する者の年齢を、平成30年度において、子宮頸がん検診を20歳、乳がん検診は40歳とするため、附則の改正を行うものであります。また、子宮がん検診の受診料の統一を図るため、受診料の改正を行うものであります。施行期日につきましては平成30年4月1日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議お願いいたします。

続きまして29ページをお願いいたします。議案第11号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。改正理由ですが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、今回の国民健康保険運営の都道府県単位化に伴う法改正により、市町村が行う国民健康保険や国民健康保険運営協議会という標記が使用できないことから、この村が「行う国民健康保険」に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「占冠村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に文言を改めるものであります。施行期日につきましては、平成30年4月1日からの施行であります。以上、ご提案申し上げます

のでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして議案書31ページをお願いいたします。議案第12号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。改正理由ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるよう改正するものであります。また、附則中第2条、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の規定を削り、第3条を第2条にするものであります。施行期日は平成30年4月1日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして33ページをお願いいたします。議案第13号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。改正理由ですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正及び介護保険法施行令の一部改正、また、第7期介護保険運営期間中の保険料額の設定により本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、一つとして、市町村の検索圏についての対象範囲を第1号被

保険者から被保険者に改めるもの。二つとして、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額に改めるもの。三つとして、第7期介護保険運営期間中の保険料率の期間を「平成27年度から平成29年まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めるものと、第7期介護保険料の設定を第1段階は年額2万7千円を年額2万5300円に。第2段階、年額4万500円を年額4万2300円に、第3段階、年額4万500円を年額4万2300円に、第4段階、年額4万8600円を年額5万700円に、第5段階、年額5万4000円を年額5万6400円に、第6段階、年額6万4800円を年額6万7600円に、第7段階、年額7万200円を年額7万3300円に、第8段階、年額8万1000円を年額8万4600円に、第9段階、年額9万1800円を年額9万5800円に改めようとするものであります。施行期日につきましては、公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定、料金の改定については平成30年4月1日から施行するものであります。経過措置として、改正後の保険料のうち平成29年度以前の保険料についてはなお従前の例によるものといたします。以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして35ページをお願いいたします。議案第14号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。本条例は、介護保険関係基準省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容ですが、新たに介護保険法、障害

者総合支援法、児童福祉法に跨った共生型サービスが開始されることに伴い、共生型サービスの基準となる規定を追加するものであります。施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして43ページをお願いいたします。議案第15号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。本条例は、介護保険関係基準省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、介護医療院の創設による施設の追加と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等の改正を行うものであります。施行期日は平成30年4月1日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎日程第18 議案第24号から日程第25 議案第31号

○議長（相川繁治君） 日程第18、議案書第24号、平成30年度占冠村一般会計予算の件から日程第25、議案第31号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。議案第24号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案第

24号、平成30年度占冠村一般会計予算のご説明を申し上げます。予算書1ページをお開きください。議案第24号、平成30年度占冠村一般会計予算についてご説明申し上げます。この度提案いたします占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ25億2800万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定による債務負担行為1件、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定8件でございます。また、地方自治法第235条3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

以下、事項別明細書で歳入からご説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。1款、1項、村民税は1目、個人村民税におきまして所得割の若干の増加を見込み、前年対比69万4千円増の5127万3千円の計上です。2目、法人村民税におきましては法人税割の増額により前年より274万1千円の増額で3987万5千円の計上となり、村民税総額で343万5千円増の9114万8千円の計上でございます。

1款、2項、1目、固定資産税においては前年度より6万4千円増の2億1824万3千円の計上でございます。12ページをお願いいたします。2目、国有資産等所在市町村交付金は前年同額の1154万6千円の計上で、固定資産税総額で6万4千円増の2億2978万9千円でございます。

1款、3項、軽自動車税は前年対比11万5千円増の272万円でございます。

13ページをお願いいたします。1款、4項、村たばこ税においては、前年度実績を勘案しまして40万9千円減の681万4千円の計上です。

2款、1項、地方揮発油譲与税は前年比較20万円減の920万円の計上です。

14ページをお願いいたします。2款、2項、自動車重量譲与税は実績額を見込みまして70

万円増の2200万円の計上。

3款、1項、利子割交付金は10万円減の20万円でございます。

4款、1項、配当割交付金は30万円。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は15万円でございます。

15ページになります。6款、1項、地方消費税交付金は、前年比150万円減の2400万円の計上。

7款、1項、ゴルフ場利用税交付金は用途廃止により計上がございません。

8款、1項、自動車取得税交付金は前年比60万円増の500万円。

9款、1項、地方特例交付金は9万円増の30万円でございます。

16ページをお願いいたします。10款、1項、地方交付税においては国において前年比2%減となっていることを踏まえまして、元利償還金の増加に伴う交付税参入額の増額などを見込み、前年比で1.90%、2千万円増の10億7千万の計上となっております。特別交付税におきましては地域おこし協力隊の増員分を見込んでいますが、他の費目で減額が考えられることから前年同額の1億1800万円を計上しまして、地方交付税総額11億8800万円の計上でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は1千円の計上。

12款、1項、負担金は3万6千円の計上でございます。

13款、1項、使用料においては1目、総務使用料から17ページ、6目、商工使用料はそれぞれ前年並み、または若干の増額を見込みまして7目、土木使用料及び8目、教育使用料までは前年比183万4千円の減で合計、4810万2千円の計上でございます。

18ページをお願いいたします。13款、2項、

手数料は1目、総務手数料から3目、農林業手数料まで69万5千円の計上でございます。

14款、1項、国庫負担金は354万5千円減の2971万2千円の計上です。

19ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金から6目、教育費国庫補助金で375万7千円減で3742万7千円の計上です。

14款、3項、委託金においては1目、総務費委託金から3目、教育費委託金まで合計で105万円の減額で、合計144万6千円の計上です。

15款、1項、道負担金は、20ページにかけてまして前年比268万1千円減の2017万9千円でございます。

15款、2項、道補助金においては3目、衛生費道補助金で北海道自殺対策緊急強化推進事業道補助金の増額などで423万円増の4649万1千円の計上です。

15款、3項、委託金においては1目、総務費委託金から22ページの3目、土木費委託金で257万6千円の計上でございます。

16款、1項、財産運用収入におきまして23ページにかけて273万7千円減の2984万5千円の計上でございます。

16款、2項、財産売却収入は854万円の計上。

17款、1項、寄附金は24ページのふるさと寄附金が300万円の減により合計で1500万1千円の計上でございます。

18款、1項、繰入金是一般財源を要する物件費、補助費等により財政調整基金が前年度から微増で1億5082万1千円の繰入れを計上しております。特定目的金では公債費充当で減債基金から1億円、それぞれ目的に適合した予算充当のための繰入れを行いまして繰入金総額で4428万4千円増の4億2274万8千円の計上でございます。

25ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金は前年度繰越金で2千万円を見込んでおります。

20款、1項、延滞金、加算金及び過料で1万円の計上。

20款、2項、村預金利子は1千円の計上です。

20款、3項、貸付金元利収入におきましては1目、勤労者資金貸付金収入から26ページの8目、農業振興資金貸付金収入まで8170万円の計上でございます。

20款、4項、受託事業収入は後期高齢者医療広域連合受託事業収入で32万4千円でございます。

26ページ下段から28ページまでの20款、5項、雑入におきましては前年度比93万4千円減の2274万5千円の計上です。

21款、1項、村債におきましては、保育所建設事業の増額がございますが、事業の終了等により減額となりまして村債総額で2790万円減の1億6080万円でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。30ページです。1款、1項、議会費は議員報酬、議会運営費など所要の計上で2742万4千円。

31ページから42ページまでの2款、1項、総務管理費においては1目、一般管理費で社会保険料や各種システム保守更新委託料、科目替えによる広域連合負担金などを計上してございます。2目、文書広報費、3目、会計管理費は前年とほぼ同額の計上となっております。4目、財産管理費は新たにむらびと基金積立金を計上してございます。5目、総合センター管理費は施設管理、保守委託料などを計上しまして、6目、コミュニティセンター管理費は所要の費用を計上してございます。7目、企画費は地域おこし協力隊の経費のほか、地域情報通信基盤使用料、地域おこし協

力隊関連経費などを計上してございます。8目、支所費で住民要望に早急に対応するための修繕料の計上などを行っています。9目、交通安全対策費、10目、旅客自動車運送事業費、11目、諸費、12目、地域交通運送費においては所要の経費の計上でございます。総務管理費総額は792万3千円減の4億8612万8千円でございます。

43ページから44ページの2款、2項、徴税費におきましては嘱託職員賃金の増額によりまして297万8千円増の1736万5千円でございます。

44ページから45ページまでの2款、3項、戸籍住民基本台帳費におきましては住基ネットワークシステム更新とシステム保守、総合行政システム使用料などの計上で1887万4千円の計上です。

46ページの2款、4項、選挙費におきましては1目、選挙管理費の所要の経費を計上しまして85万2千円でございます。

46ページ中段から47ページの2款、5項、統計調査費においては所要の経費を計上し、22万5千円でございます。

47ページ、2款、6項、監査委員費におきましては報酬、旅費などを計上しまして128万6千円。

48ページから51ページまでの3款、1項、社会福祉費においては、1目、社会福祉総務費で小規模多機能型居宅介護施設指定管理委託料のほか、障害者自立支援給付費、社会福祉協議会運営補助金、福祉灯油、国保会計繰出金、介護保険会計繰出金などを計上しまして、2目、老人福祉費、3目、国民年金費など所要の施策に係る経費を計上し、社会福祉費合計で1億8961万8千円でございます。

52ページから54ページ上段、3款、2項、児童福祉費におきましては1目、児童福祉総

務費で児童手当、障害児通所給付費などを計上しております。2目、保育所費では保育所新設工事設計委託料などを計上しまして、児童福祉費合計で6491万9千円の計上です。

54ページ中段から57ページまでの4款、1項、保健衛生費におきましては1目、保健衛生総務費で各種健康診査委託料、救急医療対策事業負担金など、その他、診療所会計繰出金、歯科診療所会計繰出金、水道会計繰出金などが計上されております。2目、予防費におきましては総合健診をはじめとする各種健診委託料、各種予防接種委託料などの費用が計上されてございます。3目、環境衛生費、4目、医療費、5目、後期高齢者医療費においては所要の予算を計上し、6目、診療所費は医療機器の予算を計上しております。保健衛生費合計で1億5341万7千円の計上でございます。

58ページから59ページ中段までの4款、2項、清掃費におきましてはごみ処理基本計画策定委託料及び所要の経費を計上しまして3856万3千円です。

59ページ中段から60ページ中段の5款、1項、労働諸費は867万5千円。

60ページ中段から64ページ中段までの6款、1項、農業費におきましては、1目、農業委員会費から2目、農業振興費、3目、畜産業費、4目、農業構造改善事業費、5目、農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費、こちらは所要の経費を計上しまして、農業費合計で4597万8千円の計上でございます。

64ページ中段から67ページまでの6款、2項、林業費におきましては林業六次産業化推進事業、林業専用道開設工事などのほか所要の経費を計上しまして1億5413万5千円でございます。

68ページから71ページ中段までの7款、1

項、商工費は1目、商工振興費におきましてトマム給油所指定管理料、地域企業振興事業補助金、商工会運営補助金などを計上してございます。2目、観光費においては湯の沢保養施設指定管理委託料、観光協会運営補助金などのほか所要の経費を計上しまして、商工費合計で1億4805万9千円でございます。

71ページ中段から72ページまでの8款、1項、道路橋梁費においては1目、道路維持費で村道補修維持管理費、改良舗装工事、除雪委託料などを計上してございます。2目、道路新設改良費、3目、橋梁維持費は所要の経費を計上しまして、道路橋梁費合計で7463万6千円です。

73ページになります。8款、2項、河川費は179万6千円の計上。

73ページ下段から75ページ上段までの8款、3項、住宅費におきましては占冠団地水洗化工事などを計上しまして1億835万3千円の計上です。

76ページ中段までの8款、4項、都市計画費におきましては下水道会計繰出金、公園清掃委託料などの計上で7839万5千円です。

77ページ後段から80ページまでの10款、1項、教育総務費におきましては1目、教育委員会費、2目、事務局費、3目、義務教育振興費、4目、育英事業費で所要の額を計上しまして、教育総務費合計で5975万8千円です。

80ページ後段から10款、2項、小学校費は所要の計上で2212万5千円。

82ページ中段から84ページ後段までの10款、3項、中学校費は学校施設管理委託料など所要の計上で2155万2千円です。

84ページ後段から87ページまでの10款、4項、社会教育費におきましては1目、社会教育総務費、2目、公民館費、3目、コミュニティプラザ管理費は所要額を計上しまして、

社会教育費合計で2392万6千円。

88ページから89ページまでの10款、5項、保健体育費は1目、保健体育総務費で各種スポーツ施設の維持管理委託料などを計上し、2目、給食推進費で準要保護児童生徒給食費を計上しまして1867万2千円でございます。

89ページ後段の12款、1項、公債費におきましては元金、利子合わせて前年比2411万8千円増の3億1620万9千円でございます。1目、元金においては臨時財政対策債の償還が始まっていることから前年と比較して増額となっております。2目、利子については、償還利息の高い起債が終わってきていることから減額となっております。公債費においては過疎債、辺地債など優位な起債に限定するとともに基金の活用を図った財政運営を進めておりますが、今後も増加傾向で推移するものと見込んでございます。

90ページ中段の13款、1項、普通財産取得費は、973万3千円の計上で山林等の購入などを予定しております。

14款、1項、職員費におきましては本年度予算4億3432万7千円でございます。

91ページ後段の15款、1項、予備費につきましては300万円の計上です。

なお、92ページから100ページまでは給与費の明細書。101ページは債務負担行為に関する調書。102ページから103ページまでは地方債に関する調書。それぞれ掲載してございますのでご一読をお願いしたいと思います。

予算書の2ページから5ページになります。歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。6ページです。債務負担行為につきましては1件で、期間、限度額をそれぞれ定めておりまして、第2表、債務負担行為に記載のとおりでございます。7ページになります。地方債につきましては8

件で、総額1億6080万円。記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては第3表、地方債に記載のとおりでございます。以上、一般会計予算についてご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後12時04分

再開 午前1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃し、休憩前に引き続き会議を開きます。提案理由の説明を求めます。議案第25号、議案第26号及び議案第29号から議案第31号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案第25号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。国保1ページをお願いいたします。この度ご提案いたします平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算は歳入歳出の予算の総額を1億6880万円としようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を2千万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。歳入出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

平成30年度から国民健康保険制度の改正により、国保財政運営の主体が北海道となり、北海道が全道の被保険者の医療費を支出し、市町村は北海道に対し納付金を納める仕組みになります。そのため、これまであった国や北海道からの療養給付費等負担金や補助金は直接市町村には入らないことになります。しかし、国民健康保険法においては、療養の給

付は市町村が行うこと規定されていることから市町村国民健康保険会計の歳出に保険給付費等を計上し、同額を北海道から保険給付費等交付金として歳入に計上することで、会計上市町村が療養の給付を行うという形を取っております。以上のことから、不要となる科目や新たに追加される科目があることから、予算科目の整理も併せて行っております。

次に事項別明細書により議決対象項目款項の説明を申し上げます。国保7ページをお開き願います。1款、1項、国民健康保険税は1目、一般被保険者国民健康保険税、2目、退職被保険者等国民健康保険税計で本年度予算額3242万9千円の計上で、前年比463万4千円の増です。新制度において北海道に納める納付金は国保税を財源として確保しなければならないため、増額計上としております。今後、実際に賦課する時点での所得や加入者数により収納可能か検討し、税率を決定していきます。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は本年度予算額1万円の計上です。

国保7ページから8ページ、3款、1項、国庫補助金は計上がありません。

3款、国庫支出金、国庫負担金は廃目です。

4款、1項、道補助金は1目、保険給付費等交付金で本年度予算額1億1184万5千円の計上です。

国保9ページ、5款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は本年度予算額2410万円の計上で、前年比550万円の減です。

5款、1項、繰越金、1目、繰越金は本年度予算額20万円の計上で、前年同額です。

7款、1項、延滞金、加算金及び過料は1目、一般被保険者延滞金、2目、退職被保険者等延滞金計で本年度予算額3万円の計上です。

国保10ページ、7款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料は本年度予算額14万円の計上で、前年比7千円の減です。

7款、3項、雑入、1目、一般被保険者第三者納付金、2目、退職被保険者等第三者納付金、3目、一般被保険者返納金、4目、退職被保険者等返納金、5目、療養給付費等負担金、6目、療養給付費等交付金、7目、特定健康診査等負担金、8目、雑入の計で本年度予算額4万6千円の計上で前年比2万1千円の増です。

国保11ページには今回削除された歳入科目を計上しております。

次に歳出について申し上げます。国保12ページをお開き願います。1款、1項、総務管理費は1目、一般管理費、2目、連合会負担金計で本年度予算額1415万7千円の計上で、前年比327万5千円の増です。増額要因は、国保運営の北海道一元化に伴う北海道クラウド運用負担金278万4千円の計上があります。なお、この費用につきましては2分の1が道特別調整交付金で財政措置されます。

国保13ページ、1款、2項、徴税費、1目、賦課徴収費は本年度予算額24万8千円の計上で、前年比33万4千円の減です。

1款、3項、運営協議会費、1目、運営協議会費は本年度予算額9万1千円の計上で、比較2千円の増です。

国保14ページ、1款、4項、趣旨普及費は1目、趣旨普及費、本年度予算額9万6千円の計上で前年比3万1千円の増です。

2款、1項、療養諸費は1目、一般被保険者療養給付費、2目、退職被保険者等療養給付費、3目、一般被保険者療養費、4目、退職被保険者等療養費、5目、審査支払手数料の計で本年度予算額9035万7千円の計上で、前年比1958万2千円の増です。これまでの実

績をもとに道との協調性のもと計上しております。

国保15ページ、2款、2項、高額療養費は1目、一般被保険者高額療養費、2目、退職被保険者高額療養費、3目、一般被保険者高額介護合算療養費、4目、退職被保険者等高額介護合算療養費の計で本年度予算額1333万5千円の計上で、前年比382万円の増です。

2款、3項、移送費、1目、一般被保険者移送費、2目、退職被保険者等移送費の計で本年度予算額1千円の計上です。

国保16ページ、2款、4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金は本年度予算額126万円の計上です。

2款、5項、葬祭諸費、1目、葬祭費は本年度予算額3万円の計上で、前年比7万円の減です。

国保16ページから国保17ページ、3款、1項、国民健康保険事業費納付金は1目、一般被保険者医療給付費分、2目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、3目、介護納付金分で本年度予算額4746万円の計上です。

4款、1項、共同事業拠出金は1目、共同事業拠出金で本年度予算額1万円の計上です。

国保18ページ、5款、1項、特定健康診査等事業費は、1目、特定健康診査等事業費、140万6千円の計上で、前年比5万8千円の減です。

国保19ページ、5款、2項、保健事業費は1目、保険事業費26万4千円の計上で、前年比7万6千円の増です。

6款、1項、公債費、1目、利子は本年度計上がございません。

国保19ページから国保20ページ、7款、1項、償還金及び還付加算金は1目、一般被保険者保険税還付金から7目、その他償還金の計で本年度予算額8万5千円の計上で、前年

比11万5千円の減です。

8款、1項、予備費は計上がございません。

国保21ページから国保22ページに記載の科目は廃目です。以上が事項別の内容となります。なお、国保23ページから国保31ページまでは給与費明細書を記載しております。以上が平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に診療所1ページをお願いいたします。議案第26号、平成30年度村立診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。この度ご提案申し上げます平成30年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8900万円としようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を1千万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用することができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によります。

次に事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。診療所7ページをお開き願います。歳入からご説明申し上げます。1款、1項、外来収入は1目、占冠診療所診療報酬収入、2目、トマム診療所診療報酬収入の計で本年度予算額3378万9千円の計上で、前年比32万7千円の減です。

1款、2項、その他の診療収入は1目、占冠診療所諸検査収入、2目、トマム診療所諸検査収入の計で本年度予算額274万8千円の計上で、前年比6万8千円の増です。

診療所8ページ、2款、1項、手数料は1目、占冠診療所手数料、2目、トマム診療所手数料の計で本年度予算額6万円の計上で、前年比1万円の減です。

3 款、1 項、道補助金は 1 目、衛生費道補助金で本年度予算額400万円の計上で、前年比50万円の増です。

4 款、1 項、繰入金は 1 目、一般会計繰入金で本年度予算額4800万円の計上で、前年比100万円の減です。

5 款、1 項、繰越金は本年度予算額40万円の計上で、前年比28万円の増です。

診療所 9 ページ、6 款、1 項、雑入は本年度予算額 3 千円の計上で、前年比 1 万 1 千円の減です。

次に歳出についてご説明申し上げます。診療所10ページをお開き願います。1 款、1 項、施設管理費は、1 目、一般管理費、診療所11ページからの 2 目、占冠診療所管理費、3 目、トマム診療所管理費の計で本年度予算額6064万 4 千円の計上で、前年比207万 4 千円の減です。

診療所12ページから診療所14ページ、2 款、1 項、医業費は 1 目、占冠診療所医療用機械器具費、2 目、トマム診療所医療用機械器具費、3 目、占冠診療所医療品消耗器材費、4 目、トマム診療所医療用消耗器材費、5 目、占冠診療所医療品衛生材料費、6 目、トマム診療所医療品衛生材料費計で本年度予算額2815万 6 千円の計上で、前年比157万 4 千円の増です。

3 款、1 項、予備費は本年度予算額20万円の計上で、前年と同額です。以上が事項別の内容となります。

なお、診療所15ページから診療所22ページまでは給与費の明細を記載しております。以上が平成30年度村立診療所特別会計予算の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に介護 1 ページをお願いします。議案第 29 号、平成30年度占冠村介護保険特別会計予

算について説明申し上げます。この度ご提案いたします平成30年度占冠村介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を 1 億600万円としようとするものと地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高額を500万円に、また地方自治法第220条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について規定しております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。介護 7 ページをお開き願います。歳入からご説明申し上げます。1 款、1 項、介護保険料、1 目、第 1 号被保険者介護保険料は本年度予算額1749万 2 千円の計上で、前年比102万 7 千円の増です。

2 款、1 項、手数料、1 目、督促手数料は本年度予算額 1 千円です。

3 款、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金は、本年度予算額1300万円の計上で、前年比80万円の減です。

3 款、2 項、国庫補助金は 1 目、調整交付金、2 目、地域支援事業交付金、3 目、事業費補助金の計で本年度予算額1203万 5 千円の計上で、前年比114万 5 千円の増です。増額要因は総合事業への移行により、包括的支援事業に係る対象経費の拡大により、地域支援事業交付金の増額計上があります。

介護 8 ページ、4 款、1 項、支払基金交付金は 1 目、介護給付費交付金、2 目、地域支援事業支援交付金の計で本年度予算額2497万 1 千円の計上で、前年比50万 9 千円の減です。

5 款、1 項、道負担金、1 目、介護給付費負担金は本年度予算額1141万 7 千円の計上で、前年比29万 2 千円の増です。

5 款、2 項、道補助金、1 目、地域支援事業交付金は本年度予算額253万円の計上で、前

年比169万5千円の増です。

6款、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は本年度予算額1千円の計上です。

介護9ページ、7款、1項、一般会計繰入金は1目、介護給付費繰入金、2目、地域支援事業繰入金、3目、第1号被保険者保険料軽減分繰入金、4目、その他一般会計繰入金の計で本年度予算額2260万円の計上で、前年比440万円の減です。減額要因は、地域支援事業の件数等に係る一般会計繰入金の減額によるものです。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金は、本年度予算額90万円の計上で、前年比110万円の減です。

8款、1項、繰越金は86万6千円の計上で、前年比4万9千円の減です。

介護10ページ、9款、1項、延滞金及び過料は1目、第1号被保険者延滞金、2目、第1号被保険者過料の計で本年度予算額2千円の計上です。

9款、2項、預金利子は、1目、預金利子、本年度予算額1千円の計上です。

9款、3項、サービス収入は1目、介護給付費収入で本年度予算額18万円の計上です。

9款、4項、雑入は、1目、滞納処分費、2目、第三者納付金、3目、返納金、4目、雑入の計で本年度予算額4千円の計上で、前年比1千円の減額です。

次に歳出についてご説明申し上げます。介護12ページをお開き願います。1款、1項、総務管理費は1目、一般管理費、本年度予算額422万7千円の計上で、前年比12万8千円の減です。

1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費は本年度予算額4万5千円の計上で、前年比2万4千円の減です。

介護13ページ、1款、3項、介護認定審査

会費は1目、介護認定審査会費、2目、認定調査等費の計で本年度予算額114万7千円の計上で、前年比2万3千円の増額です。

介護14ページ、2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費は、小規模多機能型居宅介護施設利用による居宅介護サービスの実績見込みを踏まえ、本年度予算額4100万円の計上で、前年比220万円の減です。2目、介護支援サービス等給付費は本年度予算額150万円の計上で、前年度と同額です。3目、施設介護サービス等給付費は本年度予算額3600万円の計上で、前年比120万円の減です。減額要因は、施設入所者の減少による給付費の減を見込んでおります。4目、福祉用具購入費は本年度予算額25万円の計上で、前年比11万円の増です。5目、住宅改修費は本年度予算額60万円の計上で、前年比10万円の増です。2款、1項、介護サービス等諸費の計は本年度予算額7935万円で、前年比319万円の減です。

2款、2項、高額介護サービス等費、1目、介護サービス等費は本年度予算額228万8千円の計上で、前年比11万2千円の減です。

介護15ページ、2款、3項、特定入所者サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費は本年度予算額430万円の計上で、前年比30万4千円の増です。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払手数料は本年度予算額6万2千円の計上で、前年比2千円の減です。

3款、1項、地域支援事業費は1目、介護予防・生活支援サービス事業費、2目、一般介護予防事業費、介護16ページ、3目、包括的支援事業費の計で本年度予算額1443万1千円の計上で、前年比42万9千円の増額です。

介護17ページ、4款、1項、償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付

金は、本年度予算額2万円の計上です。

5款、1項、予備費は本年度予算額13万円の計上です。以上が事項別の内容となります。

なお、介護18ページから介護25ページまでは給与費の明細を掲載しております。以上が平成30年度占冠村介護保険特別会計予算の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に後期1ページをお願いいたします。議案第30号、平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。この度ご提案いたします平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1980万円としようとするものと地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳入歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。後期7ページをお開き願います。歳入からのご説明申し上げます。1款、1項、後期高齢者医療保険料は、1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料の計で本年度予算額1097万1千円の計上で、前年比120万円の増です。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は、本年度予算額1千円です。

3款、1項、一般会計繰入金は1目、事務費繰入金、2目、保険基盤安定繰入金、3目、その他一般会計繰入金の計で、本年度予算額870万円の計上で、前年比130万円の増です。

後期8ページ、4款、1項、繰越金は10万円の計上です。

5款、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金は本年度予算額5千円の計上です。

5款、2項、雑入は本年度予算額2万3千

円の計上です。

次に歳出について申し上げます。後期9ページ、1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は本年度予算額244万7千円の計上で、前年比72万1千円の増額です。

1款、2項、徴収費、1目、徴収費は本年度予算額2万円の計上です。

後期10ページ、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は本年度予算額1725万3千円の計上で、前年比177万9千円の増額です。増額要因は事務費負担金で64万4千円の増、保険料等負担金で123万2千円の増であります。

3款、1項、償還金及び還付加算金は1目、保険料還付金、2目、還付加算金の計で本年度予算額2万円の計上です。

4款、1項、予備費は本年度予算額6万円の計上です。以上が事項別の内容となります。以上、平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計の予算の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続いて歯科1ページをお願いいたします。議案第31号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。この度ご提案いたします平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2070万円としようとするものと地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を100万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。歯科7ページをお開き願います。歳入からご説明申し上げます。

す。1款、1項、診療収入は1目、国民健康保険診療報酬収入、2目、社会保険診療報酬収入、3目、後期高齢者診療報酬収入、4目、一部負担金収入、5目、自由診療収入、6目、その他診療報酬収入の計で本年度予算額1103万1千円の計上で、前年比158万5千円の減です。

2款、1項、手数料は1目、事務手数料、2目、その他手数料の計で本年度予算額22万2千円の計上で、前年比18万5千円の増です。

歯科8ページ、3款、1項、繰入金は1目、繰入金で本年度予算額870万円の計上で、前年比110万円の増です。

4款、1項、繰越金は1目、繰越金で本年度予算額50万円の計上で、前年同額です。

5款、1項、雑入は、1目、雑入で本年度予算額24万7千円の計上で、前年同額です。

次に歳出についてご説明申し上げます。歯科9ページになります。1款、1項、施設管理費は1目、一般管理費で本年度予算額1652万9千円の計上で、前年比15万2千円の増です。

歯科10ページ、2款、1項、医業費は1目、医業費で本年度予算額367万1千円の計上で、前年比45万2千円の減です。

3款、1項、予備費は1目、予備費で本年度予算額50万円の計上で、前年同額です。以上が事項別の内容となります。以上で平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいませようお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 次に議案第27号及び議案第28号については、産業建設課長、小林昌弘君。

**○産業建設課長（小林昌弘君）** 予算書簡水1ページをお開きください。議案第27号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計予算に

ついてご説明申し上げます。提案いたします占冠村簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億410万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は1件でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。簡水の7ページをお開きください。1款、1項、1目、給水使用料、前年比63万4千円増の2106万4千円の計上です。

1款、2項、1目、審査手数料、2目、登録手数料合計で前年と同額の2千円の計上です。

2款、1項、1目、水道費国庫補助金、前年比163万4千円減の323万3千円の計上です。

簡水7ページ下段から8ページにかけてです。3款、1項、1目、一般会計繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金合計で前年比290万円増の4430万円の計上です。

4款、1項、1目、繰越金、前年と同額の50万円の計上です。

5款、1項、1目、雑入、前年比100万円増の260万1千円の計上です。

6款、1項、1目、簡易水道事業債、前年比20万円増の3240万円の計上です。

続きまして歳出になります。簡水9ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費、前年比3万7千円増の725万2千円、給料、手当、共済費を計上しております。

簡水9ページ下段から10ページ、11ページ上段にかけてです。2款、1項、1目、施設維持費、前年比597万1千円増の3848万円で、水道施設の維持経費、使用料及び賃借料では水道料金システムのリース料、工事請負費でろ過地砂補充工事を計上しております。

簡水11ページ中段です。3款、1項、1目、元金、2目、利子、合計で前年比154万7千円

減の2252万9千円の計上です。

4款、1項、1目、新営改良費、前年比136万1千円減の3573万9千円で、浄水場の監視システム機械電気更新に伴う工事費を計上しております。

簡水12ページ中段です。5款、1項、1目、予備費、前年度と同額の10万円の計上でございます。

簡水13ページから20ページまでが給与費明細書を記載しております。簡水21ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。戻りまして簡水2ページから3ページ、こちらにつきましては歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。簡水4ページ、第2表、地方債につきましては1件で3240万円。限度額、起債の方法、利率について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、下水道1ページをお開きください。議案第28号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億970万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は3件でございます。

事項別明細の歳入からご説明申し上げます。下水道7ページをお願いいたします。1款、1項、1目、浄化槽事業、6万円の計上です。

2款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、前年比124万円増の1533万6千円の計上です。

2款、2項、手数料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、前年同額の2千円の計上です。

下水道8ページをお開きください。3款、

1項、1目、下水道事業国庫補助金300万円の計上です。

4款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、前年比200万円減の7240万円の計上です。

5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額の20万円の計上です。

6款、1項、雑入、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額の2千円の計上です。

7款、1項、村債、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、前年比340万円増の1870万円の計上です。

続きまして歳出をご説明いたします。下水道10ページをお開きください。1款、1項、総務管理費、1目、下水道費、前年比211万7千円減の816万2千円、給料、手当、共済費を計上しております。2目、浄化槽費、5万2千円増の15万1千円の計上です。

下水道11ページ中段から12ページ上段にかけてです。2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、前年比137万円減の3256万6千円、下水処理場の管理経費、委託料で汚泥運搬処理委託料を計上しております。下水道12ページ、2目、浄化槽費、浄化槽維持経費で対前年比69万9千円増の576万5千円の計上です。

3款、1項、施設建設費、1目、下水道費、下水道計画認可変更委託業務で600万5千円の計上です。2目、浄化槽費、平成30年度で個別排水処理施設を2箇所予定しておりますので、これに伴う必要経費を532万9千円計上しております。

下水道13ページ、4款、1項、下水道公債費、1目、元金、2目、利子、前年比303万2千円減の4667万6千円の計上です。

4款、2項、浄化槽公債費、1目、元金、

2目、利子、前年比13万4千円増の484万6千円の計上です。

下水道14ページです。5款、1項、予備費、1目、予備費、前年度と同額の20万円の計上でございます。

下水道15ページから22ページまでが給与費明細書を記載しております。下水道23ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しています。戻りまして下水道2ページから3ページ、歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。下水道4ページです。第2表、地方債につきましては3件、1870万円で限度額、起債の方法、利率について記載しております。以上、よろしくご審議のほど申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第24号、平成30年度占冠村一般会計予算の件から、議案第31号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く5人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号までの件については、議長を除く5人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

暫時、休憩します。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時47分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に佐野一紀君、副委員長に工藤國忠君が互選された旨の報告がありました。

---

### ◎休会

○議長（相川繁治君） お諮りします。議事の都合により、3月10日から11日までの2日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、3月10日から11日までの2日間を休会することに決定しました。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 4月 16日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

平成30年第1回占冠村議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月12日（月曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1			平成30年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第 1号		財産の減額譲渡について
日程第 3	議案第 2号		財産の減額貸付について
日程第 4	議案第 3号		指定管理者を指定することについて
日程第 5	議案第 4号		指定管理者を指定することについて
日程第 6	議案第 5号		指定管理者を指定することについて
日程第 7	議案第 6号		指定管理者を指定することについて
日程第 8	議案第 7号		占冠村課設置条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 8号		占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 9号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 10号		占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 11号		占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 12号		占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 14	議案第 13号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 15	議案第 14号		占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 16	議案第 15号		占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 17	議案第 16号		占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

**○出席議員（6人）**

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

**○欠席議員（1人）**

5番 山本敬介君

**○出席説明員**

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	平岡卓	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
村立診療所主幹	合田幸	農業担当係長	杉岡裕二
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
環境衛生担当主幹	石坂勝美	林業振興室主幹	鈴木智宏

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕

（農業委員会）

会	長	安田堅吾	事務局	長	小林昌弘
---	---	------	-----	---	------

（選挙管理委員会）

書記	長	多田淳史
----	---	------

（監査委員）

監査委員	木村英記	事務局	長	小尾雅彦
------	------	-----	---	------

**○出席事務局職員**

事務局	長	小尾雅彦	主	事	久保璃華
-----	---	------	---	---	------

---

**◎開議宣告**

○議長（相川繁治君） おはようございます。ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

**◎日程第1 村政執行方針**

○議長（相川繁治君） これから村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお、質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。はじめに村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありますか。7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを得ましたので、村長の村政執行方針について1点お伺いをいたします。ページ数は10ページの④湯の沢温泉であります。村長の方針の中でも書かれているように、優れた泉質の中で体が温まるというようなりピーターの方がいることも聞いております。そういう中で更に満足度を高めていくということですが、湯の沢温泉の休館日というか故障等に対しての休館日が多すぎるんでないかとそういう指摘もあります。そういう中で、機器は金属疲労等するものでありますから、定期的に保守・点検・検査等もしなければならないと思います。配管についても腐食したり、亀裂ができるということで定期的な検査も必要だと思いますが、毎年 of 定期的な検査がされる機器類についてまず1点。

もう1点は保守点検において、要するに異

音が出てきたとか異常に熱を機器類に持っている過熱状態にあったとか等々した場合の連絡体制というか、指定管理者との提携、そういうことについて1点。

もう1点は平成29年度で150万の修繕費が計上されているということで150万の中で対応できる故障や定期検査であるのかどうか。毎年そういうようなことが続いていくのかどうかということです。

それと、もう1点については宿泊棟であります。宿泊棟の整備、管理状況がきちんとされているかどうか。特にトイレについては、やっぱり洋式にしてきちんと対応できるようなスタイルにして欲しいなと思います。そしてトイレについてもスペースがあるということで、もう1器洋式のトイレを設置できるのであれば設置して欲しいと。宿泊棟に宿泊する人数が多くなれば下までトイレに降りてこなければならぬという状況が生まれてくるからであります。このことについて質問をさせていただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 湯の沢温泉の利用に関しまして、満足度の向上を含めてご質問がありましたので佐野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず休館日の関係でございます。休館日につきましては、泉質の水質検査ということで、一時問題が生じた後ですね、定期的に一定程度まとめた期間を要してきちんと検査をしてはどうかと。仮に問題が出たらそれも時間がかかりますので、あらかじめ休館日を長く持って水質検査をしているという現状がありまして、問題なければ即座に開業をするというようなことです。水検査については若干時間を要するというのもありまして、そういったことがあり得ます。なるべく私からも休館

日はあまり長くないほうがいいですねっていうお話はさせていただいておりますが、そういった事情もあって一定程度の検査日程を要すると。

それから機器類の点検につきましては、それぞれ部門ごとの事業者点検と、それから専門的な業者さんの点検を踏まえた中でやりまして、指定管理者からは担当課のほうにこういった問題がありますということで連絡が入ります。この対応につきましては、30万以下が事業者対応、それを超えるものについては村が対応するというところで契約されていますので、そういった協議はされております。今回150万の予算計上につきましては特に決まっておられませんけれども、一応可能性の範囲内で予算計上をさせていただいたということでございます。

それから宿泊棟の整備につきましてでございますが、一定程度の清掃等はやっているんですが、議員ご指摘のとおり、立派なものとは言い難いというのは現状としてあります。トイレの洋式化につきましては、調査はいたしましたけれども、なかなか根本からの改善、修繕が必要ということで、予算のこともございまして、現状の状況になっております。今後、そういった検討も進めて、宿泊に関する条件を高めていくという努力も必要かというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 大まかな今の村長の答弁で大体のことは分かりました。150万の中でも30万以上と以下で指定管理者と村と区分けしながらやっているということも分かりました。そういう関係で、まず、この優れた泉質を生かしながら、やはり四季折々自然を満喫できる森の一軒宿ということで、人気がある。こういう湯の沢温泉ですから、指定管

理者も頑張っておられるし、村もきちんと対応して、そして保守管理の部分についてもやはり連携を密にしながら、異音なり過熱状態になったりしたら、早急に対応する。そういう方法でやらなければ、小で終わる改善・改良も大になってしまう。経費も余計かかってしまう。そういうことになり得るのでぜひそのことを踏まえてやっていただきたいなと思います。

トイレについては、またこれから検討されていくのではないかなと思いますけども、補足して説明があればいただいて私の質問は終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 温泉の満足度等を含めて利用状況でございますけれども、利用状況につきましては、年々増加はしている現状であるということで確認をさせていただいておりますけども、村内利用につきましては若干減少しているというのが実態でありまして、このへんを含めて、村内の皆さんにもぜひご利用いただけるようなその運営管理にしていければというふうに考えております。議員ご指摘のとおり、指定管理者とは連携を密にしながらより良い施設運営、改良・改善を努力して、取り進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、声がちょっと出ないんですけども、何点か質問をさせていただきます。せっかく2番目なのでかなりいっぱいというわけにはいかないけど。

それではまず2ページです。村政執行機関の上に、必要などころへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保つとあります。

費用対効果っていう言葉が後で出てきますけれども、これらについて費用対効果のある必要なところは予算配分するのは当然だと思うんですけども、費用対効果の悪い事業をやはりきちんと精査して、捨てるものは捨てる、良いものは拾うというようなことでなければならぬので、そのへん村長の考え方を伺います。

それから3ページの基幹産業間で経済循環を図る。これは当然重要なことであろうと思うんですけども、その基幹産業間で経済循環っていうことをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

項目ごとに整理されておりますので主な施策のほうから質問させていただきます。総合計画、むらびと条例においてという文言がありますけれども、村の総合計画は21年から30年までの10年計画である。今年で終わるんですか、30年ですから。これは以後の計画はどのようにするかお伺いしたいと思います。

次に、機構の見直しでございますが、これは非常によろしいことかと思っておりますけれども、ここで質問するのはどうかと思うんですけども、以前、定員の適正化っていうのがありまして、23年から27年までの計画は私の記憶にあるんですけど、その後この計画はどうなっているのか。そのへんについてお伺いいたします。

次に保育所の建設でございますが、これにつきましては先般、一般質問でも申し上げましたように、少子化の中にあつて今年から小中校の一貫校が始まるということで、子どものニーズに則していると。将来を見込んでということで、中学校へ併設してはいかがかということを提案してまいりました。基本的に2年間で保育所の建設を進めてまいりたいと思うんですけども、このへんにつきましては

段々と子どもたちの数が減って行って、平成31年以降は自然増がはっきり見込まれないような状況です。村の資料からいきますと、31年以降は見通しとして5名ずつ予定されておりますけれども、この5名も危ないものだと思います。そういうようなこともありまして、保育所の保育の仕方を見直すというものを考えられると思うんですけども、この保育所の建設だけは十分慎重にやっていただきたいとこのように考えております。

次に地方創生についてですが、地方創生はこの中の「まち・ひと・しごと」という戦略がありまして、4項目の基本方針があります。その中で若い世代の結婚、出産、子育てというのがありまして、1ページにも地方創生計画を活用したということで人口の減少を考慮するというのが載っております。若い世代の結婚、出産、子育てということをどのように村長は考えているのか。結婚していただけないと人が増えないわけでございます。自然増がないわけでございます。このへんどのような格好で取り入れていくか、考え方だけよろしいのでお伺いいたしたいと思います。

次に農業関係で6ページと7ページです。7ページに整備面積94.7haと予定しております。これは村の民地の改良か串内草地と絡んでの事業でありますので、この関係をもうちょっと詳しくご説明お願いします。

次に9ページ、林業の六次化。これにつきましても11月の一般質問でそれこそ費用対効果のものは捨てて新しい需要に取り入れてはいかかかということで、シコロの木とホオノキを検討したらどうかということをおし上げたわけなんです。その検討はどのようになっているかということと、もう一つここで付け加えたいのは、去年の新聞にも載っていますように、牛の餌、これ道産材を蒸して牛の餌って

いうのがあります。これは林産試験場でも私たち視察に行ってきたんですけど、かなり有用な事業として取り入れておりますので、牛の餌について村長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから9ページの下の方に鳥獣専門員を置いて、鹿についてはかなり力を入れているんですけども、最近アライグマが非常に悪さをしているというので、アライグマの対策はどのように考えておられるのか。

それから11ページ。新エネルギーの推進ということでここにいろいろと書いてありますけども、これの検討委員会はどんなことを検討したか、それについて概略を教えてくださいたいと思います。

それから14ページまで飛びまして、地域交通。むらびと交通が最近予約型になっているためか、どうもすぐ使えなくて不便である、せっかくのいい施策なのに不便だと。これについてもちょっと改善ができないか、ということが住民からいろいろと声が上がってきますので、このへんについて村長の考え方をお願いします。

それからもう1点、15ページの防災対策であります。ここに書いてありますように想定外の気象変化と。予想ですけども昭和37年の水害以上のものが考えられるかと思うんですね。最近の水害を見ると。ここは幸い地震がないので水害が気になる場所なんですけども。水がついて、流れてついてきたらもう終わりですよ。その前に逃げる方法。水が来ない前に避難する方法。この方法を村長はどのように考えているか。

あとは財政のことで1点だけ。歳入に見合った歳出。先ほども申し上げましたが、これを厳しく実行すると21ページに書いてある財政調整基金1億5082万1千円、この金額が減

っていくんでないかと思うんですけども、そのへんについて村長の考え方をお伺いいたします。

最後に、村長のむすびとして「生まれて良かった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住みたいと思える村づくりと。これ非常に活気ある施策だと思います。住みたいけれども段々高齢化していくと、どうしても医者や仲良くなるのが通例です。そのへんの医療環境、それから年寄りをこの村で住み続けるような環境整備、一番の問題はやっぱり病院ですね。一番近くて協会病院。ここではどうしても通わなきゃならない。だから富良野へ出て行ったり、札幌へ行ったり、帯広へ行ったりするというようなことです。ここで住み続け、最後まで看取ってもらいたい、こういう環境作りについて村長はどのように考えているか。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、はじめに必要なところへの予算配分をし、という文言の考え方でございますが、様々な事業、あるいは事務を含めて予算要求なり、住民要求がございます。そういった中で、それらの内容をきちんと整理をして、本当に今必要なところへきちんと予算を配分し、お金がないからやれないじゃなくて、この件については予算を配分すべきと判断すればそこに予算を配分して事業をやると。一方、もう少し我慢できるんじゃないかとか、これは必要ないんじゃないかとか、そういったものが出てきたら、議員ご指摘のように費用対効果を含めてそういったものの取捨選別をしながら、限られた予算の中でできるだけ皆さんに満足いただけるような予算配分をしながら財政運営をしてまいりたいという趣旨でございます。

それから次の基幹産業間での経済循環というところでございますが、基本的には占冠村の基幹産業、農業・林業・観光、この産業を私は基幹産業と位置付けてございます。様々な環境の中からそれぞれ生産物、それから雇用を含めていろいろなところに事業を展開、それから売買、販売等も発生してくるというようなことでこれらが一つひとつそれぞれじゃなくて、これらが連携できるものは連携しながら生産活動、それから経済活動、販売活動を含めてやっていけるようなシステムができてくれば、いろいろな意味で地域の経済循環が図られるのではないかとということです。これをいかに実践するかということが課題かとは思いますが、そういったところも含めてそういったことを考えておりますというような内容でございます。

それから次に、総合計画でございますが、30年で切れるわけでございますが、来年度に向けて本年度策定計画を実施するというところで、総合計画につきましてはむらびと条例第26条で最上位の計画ということで位置付けられております。したがって、既存の個別計画と整合性を取りつつ策定をしていくということと、できれば業者委託をせずに自前で策定をしたいというふうに考えてございます。これらに関わる委員会の立ち上げについては、まだちょっと具体的に現在詰めている状況でございますが、これについても議論を進めていきたいなというふうに考えております。

それから機構の見直しでございます。機構の見直しにつきましては、村づくり検討委員会に委嘱をしておりますが、2月19日付けで回答をいただいております。その中で、課の設置について検討していただきたいということで諮問しておりました結果、報告の大枠でございますけれども7項目で諮問が来ておりま

して、これに沿って私もやっていきたいということでございます。

報告の大枠でございますが、1つ目が産業建設課と保健福祉課を分割すると。それから2番目として地域振興対策室と林業振興室は設置を継続すると。それから保育所を含む子育て全般を支援する子育て支援室を設置する。それから事務分掌の適正化を図る。それから5番目として女性管理職登用の推進。6番目として、地域交通の検討を加える場合はプロジェクトチームによること。それから7番目が、事務量等に見合う柔軟な兼務発令を行うことと、この7項目で大枠で答申をいただいております。細かいいろいろな意見もございましたけれども、まとめて7項目で答申をいただいております。これに従って私は今回機構改革をやっていきたいというふうに考えております。

もう1点の定員の見直しでございますが、現在も定員適正化計画、28年から32年度の計画でございますが、計画人員が現在56人でございますが、今の実人員が54人という状況になってございます。これらを踏まえて、職員の適正化計画を適正に計画を遂行していくということで人員増を含めて取り進めたいというふうに考えております。実務からいきますと、昔というか旧体制でいけば広域連合職員とか、病院職員とかそういったものについては職員ではなかったということで、そのへんが事務実態としては増えてきているという職員定数からいけば、その中であって今、職員適正化計画の中での範囲内で取り進められているということをご理解をいただきたいと思っております。

次に保育所の建設に関わる子どもの将来見込みでございます。なかなか難しい問題で子ども産んでもらえばいいんだというような言

葉でよく言われますけども、そういう前に、やはり子どもを産んで育てるという環境、それから若い人たちのイメージを上げてあげる。モチベーションを上げるっていうのは変な話なんですけど、気持ちを盛り上げてあげる。そのことによって子育てもできるんじゃないか、子ども産んでも大丈夫なんじゃないか、学校まで入れられるんじゃないか。そういった気持ち、イメージ、モチベーションが上がるような政策を展開することで、そういったものが上がってくる。

一方で、そういった若者が占冠に定住をしていただけるような政策も必要かとも思いますけれども、そういったことでなかなか読めない子どもの人口増につきましては、そういったことでぜひ取り進めたいというふうに思っております。気持ちだけでいけるのかっていうご質問もあるかもしれませんが、なんとかやっていきたいということです。

併せて、若い世代の結婚、出産、子育てについては大変難しい問題ではありますけども、リゾート関係者の中では可能性があるんだなというふうに私も思っております。住宅のボイラーや子育て支援、保育所の建設もそうですし、保育時間の延長等もできるところから取り進めて行くということで、そういったことで環境作りを進めていくということでなんとかイメージアップを図ってまいりたいというような考え方でございます。

それから地方創生の関係でございますが、地方創生の4項目ですね。地方創生の中で4つの基本目標というのを設定しております。その中で28年3月の策定でございましたけども、人口減少対策の今後の5年間の取組みの方向性として、地方における安定した雇用を創出する。それから地方への新しい人の流れを作る。それと3番目として若い世代の結婚、

出産、子育て。4番目として時代に合った地域作りに対する取組みを実施するところ掲げております。

議員ご指摘の若い世代の結婚、出産、子育てについては、ただ今申し上げたような内容でございますけども、この数値目標の実績につきましては今年度終了後に集計を行いまして、学識経験者等で構成をしております占冠村総合戦略検討委員会で検証したのち、予定では6月議会に報告をしたいというふうに考えております。

現時点での把握では、ちょっと暮らしの利用者が12組。それからふるさと納税が1443万円。それから地域での転入者数が9名。それから放課後子ども教室が1か所。それから住民活動推進活動の実績としては5件といったことになっておりまして、遅れている項目もありますけれども、残り2年間で達成に向け見直しを行いながら、今後も取り進めたいというふうに考えております。

次に農地の整備面積の内容ということでございました。94.7haでございますけども、既存の農業者が使用している草地を整備するという内容のものです。草地整備希望農家数は5戸でございます。

次に林業の六次化の問題で、シコロの木の問題が出ておりましたけれども、夕張市の取組みを見ながら、検討はしたいなというふうに思っております。それから木材を利用した牛の餌の関係でございまして、林産試験場なり議会にて視察をし、可能性があるというふうにお伺いしておりますので、本年度予算においてもその議会調査費を計上しながら村も同行して内容を十分検討し、可能性があればぜひ取り組んでみたい課題だなというふうに現在は考えてございます。

それから鳥獣関係のアライグマ対策でござ

いますが、議員ご指摘のように占冠村にもそういう被害の発生が見られるということで、現在は罫をかけたりにして捕獲に努力をしているという現状にあります。

それから次に、新エネルギーの検討状況でございます。新エネルギーの検討委員会の検討状況につきましては、平成29年度につきまして本年2月、湯の沢温泉への薪ボイラーの際、専門的なアドバイスをいただいた北海道大学の山中教授をお招きし、開催したところでございます。会議では湯の沢温泉の導入からこれまでの効果を推計し、湯の沢温泉における薪代や人件費を含めたコスト自体は、重油のみの使用に比べ増加したものの重油代として村外に支払われている経費が村内で循環していること、雇用の創出に繋がったこと、これら薪生産による村内経済の波及効果は大きいのではないかとというようなことのご紹介をいただきました。

会議では、新エネルギー検討委員会の委員に加え、新たに建設する占冠保育所等の薪ボイラーの導入を見据えた保健福祉課などの関係職員も参加しながら、木質バイオマスエネルギーの推進の重要性やメリットなどの共有できる勉強会なども実施をしているという状況にあります。

地域交通の関係でございますが、すぐに使えない、使いたい時に空車がないとか限られた交通資源の中で運営がされているものから、なかなか予約者が殺到しますと、多くなりますとなかなか使いたい時に車がないという現状は私も聞いてございます。予約も早い者勝ちということもありますし、併せて当初、同乗といいますか相乗りタクシーだったということもあったんですが、現状、相乗りがどうも敬遠されているというようなこともあったり、なかなか難しい面を抱えていると

いうふうには聞いています。そんなこともあって先ほど機構改革の中でも出てはいたけれども、平成30年度に庁内プロジェクトチームを作って、村全体の交通体系を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから防災対策でございますが、災害に向けて、議員おっしゃるとおり逃げる方法。逃げるのはもちろん、私も言っているように、危ないと思えば避難所へ逃げるというのが一番の方法だというふうに常々思っております。防災計画等でいろいろ決めておりますけれども、毎年避難訓練も実施しながらやっているということでございますが、水害にあたっては雨量、それから河川水位を注視しながら、自主防災組織とも連携をして、早めの避難を促すということで考えております。防災タイムラインの導入を検討しながら、どの時点で避難をするんだということも含めて、仮に空振りに終わっても出すという勇気を持ちながら逃げることを優先に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に財政の歳入に見合った歳出ということでございます。自立推進計画以来、やはり歳入が基本で、それに合った歳出を組み立てない限り財政を健全に維持していくことはできないだろうということで、ここが本村の財政にあたっての基本的な考え方ということで、このことは肝に銘じて財政運営をしているつもりでございます。

歳入がないのに歳出が膨らんでしまえば、せっかく貯めた基金も減少し、最終的にそういった基金もなくなってしまうんじゃないかというご心配をいただいておりますけれども、むやみやたらに必要以外のものに財政を投入しなければ、様々な方法で一般財源なり、起債なり補助金を使いながら、努力して不足分を基金に、目的基金なりを使いながら運営を

していけばなんとかこの村で、言っている歳入に見合った歳出の維持を図っていけるのではないかということです。財政については将来困らないように、将来を見据えた中で運営をしてまいりたいということでご理解をお願いしたいと思います。

最後になろうかと思えますけども、スローガンというかテーマで住み続けたい、そのために何が必要なんだということをございます。これをいっぺんに解決することはなかなか難しいんだろうと思えます。議員言われるように、医療環境の整備、それから老人福祉関係の整備、やっぱり子育て支援の整備、それから学校教育や社会教育を含めて、いろいろな環境を少しずつでも整備しながら、ここに住んでもいいなとそういう気持ちになれるような環境を作っていくことが一番なんだろうと思えます。

お年寄りの心配ももちろん住みたくても病院がないから病院の傍に行くとか、そういったことは現実問題あるかと思えますけれども、現状、村の診療施設については必ず維持し、存続をさせ、医師を配置するという立場は変わりませんし、バスや地域交通を含めて病院の入り口から住宅の玄関までの交通体系をなんとか維持して、そういったサービスをしながらそういったものを守っていくということで、ぜひこれを積み重ねる中でそういった環境を作ってまいりたいというふうに分の中では考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） いろいろとご答弁くださいましてありがとうございます。1点だけ、この執行方針の中で今回ハコモノを作るのは保育所建設1点だけです。どうも私このハコモノ作りに引っかけちゃうんですよ。実は跳ねた考え方かもしれないけど、こ

れだけ子どもたちが減少していく中で、将来の子どもの教育、オギャと産まれてから15歳、中学校卒業するまでの教育ってやつが一番将来の子どもの成長のために重要なものだと思います。それに見合った保育体系は、どのような物を作れば一番保育環境によろしいかっていう問題があります。大体、村の試算では5名程度なので中学校3年生まで合わせたところでそう大きな数はいないし。特に小学校の場合、例えば5名ぴっちり産まれるとしても6年間あるから30人ですか。30人である大きな学校を維持するってことは大変だと思うんですね。

だから冒頭申し上げたように跳ねた考え方もかもしれませんが、将来小学校も中学校の高台に持って行って併設してはいかがかと、こういう考え方の発想のもとで質問しているわけでございます。そのへんを十分考慮に入れてこの保育所を建設については慎重に審議していただきながらやっていただきたいとこのように考えておりますので、この1点だけでも一回ご答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ハコモノという考え方でございます。基本的に大きな施設を作る場合は、そのランニングコストも含めて検討をしていかなければならないというふうに私も思っています。したがって、当然これだけのもの作ったらこれだけの経費かかるねということは想定をしながら建設をしていくということでございます。

保育所のあり方ですが、この間も申し上げたんですが、私としては将来0歳児保育から学校入るまでの保育環境を整備してぜひ占冠で子育てができるね、しやすいねというものを作りながら、そういった世帯が暮らしたいと思えるような環境を目指すというふうにか

えておりまして、議員言われるように、これが学校を含めて検討に値するということが、様々なご意見があれば検討しないということではなくて、そういったのも含めてトータルの判断をしてまいりたいというふうには考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私は提案の中で幼稚園と保育所と小中一貫教育というこういう施策の中でこうした方がいいんでないかっていうことを述べているわけです。いろいろと調べてみたんですけども、これに悪いっていう考え方のものは一つも見つかっていません。それと一般質問で述べたように水害対策だとか財政対策だとかそういう背景がありますので、そのへんを考慮しながら、恐らく村長の考え方でまさか中学校へ併設するということは、今は思っていないと思うんですけども、改めて考え直して建設に万全の方策を取っていただきたい。このように考えております。もう一度そのへんお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 幼保小中一貫教育という私にはちょっと耳新しい言葉なんですけども、なかなか今の現状においてこれら一つの教育目標として、私が打ち出すには若干早いのかなと。そのための環境整備を含めて、あり方を含めて、教育行政との調整も図りながら検討を進める課題ではあるとは思いますが、現状においてはそこまでやる前に、まだ小中一貫を始めたばかりだということで、そこをやっぱりいいものにしていくという努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） ここで11時05分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。村長の執行方針について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 何点かに渡って質問をします。基本的には執行方針を良とするものではありませんけれども、若干分からないところも含めて質問をしていきたいと思いません。

まず6ページの農業の問題です。ここにも書かれているように、後継者やUターン者、新規就農者が安心して就農できる体制を整えてまいると、こういう話であります。定例会の一般質問で、この問題について今、占冠村にとって新しい後継者やUターン者を含めて、就農する人たちが大変増えてきているという状況なんですね。特に、新たに農業に就く人たちとかUターン者、そういった人たちに対する支援策をとということで村としては検討してまいるとこういう話でありました。これらについては、今回の絶好の農業における就農者の状況を、やっぱり村としては生かして行く施策っていうのを具体的にしていかなければ、せっかくそういった意識・意欲のある方々を育てていくっていう村の任務もあるっていうふうに思いますので、そのへんについての考え方を伺います。

それから2点目は、長谷川議員も質問しましたけれども、7ページ串内の公共牧場整備事業と一体として道営草地整備事業を本村において行うということでもあります。後段のうちの村の94.7haについては話が出ましたけれども、これは一体のものですから、説明としてはこの両方をきちんと説明して、どれだけの事業規模で、どれだけの農家負担等々があるのか。そういったものが分かりませんので、

5戸の農家が希望しているということであり、ますけれども、串内草地の分についてはきつと子牛の哺育育成センターを作って、それらに併せてそれぞれの市町村の草地の整備改良を行うとこういう位置付けだというふうに思いますけれども、このへんについて詳しく説明をお願いします。

次に3点目です。8ページの私有林の育成うんぬんの中で、森林環境税の問題が出ております。これについては平成31年から具体的に予算化されて当初200億円から出発して、最終的には600億円と。うちの村でも議員さん、皆さんの議論でなんとか環境税を作ろうとこういうことだったわけです。その裏には、今なかなか林業予算が大変な状況の中でうちの基幹産業育てていくために、やはり新たな税を作ってそれを有効に活用していきたいと、そういう思いで実は森林環境税をなんとか国としてやれとこういうことで意見書等を上げてきたんですけれども、残念ながら中身を精査するとうちの村みたいに国有林が圧倒的に多い市町村にとってはこの交付される、交付というか森林整備譲与税っていう形で出てくる金が大変少ないとこういう実は問題があります。

特に北海道の各市町村は国有林や道有林を多く抱えている自治体が多いわけで、そういった意味からすると、この中身については大変不満のあるところだと思います。できればこのへんについても、やっぱり問題点を指摘しながら上部に上げていく。市町村会等を通しながらとか、国の機関に対する要請行動とかがあると思いますので、このへんについては国有林や道有林を多く抱えている市町村も、やはり多く配分されるようなものを目指していくべきだというふうに考えていますので、このへんについての考え方、取組みを伺います。

次4点目であります。林業従事者の養成ということでこの間取り組んでおりますけれども、なかなか人材育成事業、林業の担い手がこの村では育っていません。残念ながら。増えているのは他の市町村からこの村に2、3名来て別の事業体、森林組合の事業体の仕事をやっている。こういった人たちがいる、増えてきただけで本体の本村にある3事業体の中で林業労働者が増えているという状況にはまったくありません。そういった意味では、今、村でも人材を育成しているような予算も出ておりますし、その間やっていると申しますが、これらについて地元に着するような形をやっぱり作っていかねばならないし、森林林業が村の基幹産業というためには、そういった働く人たちの雇用の場を確保して、労働条件等を含めて改善しながら、この村で林業に従事してこの村で住んでいくという形を取っていけるような施策というものが需要だろうというふうに考えています。このへんについて村長の考え方の補強、意見を出していただきたいと思います。

次5点目であります。六次産業化の問題です。この間、議会でも何回かこの問題に触れて言ってきておりますけど、基本的に六次産業化そのものを否定するつもりはありません。大いにやるべきだと思いますけれども、問題は、それぞれ課を跨いで取り組んでいる問題等もありますし、なかなかこの取組みの中身が見えてこないというか、成果が即上がらないと。確かに林業そのものは投資しても、1年や2年で、または5年で成果の出るものではないので、このところについては将来に渡って見据えた取組みというのが必要だろうし、だからこそ今取り組んでいる事の総括をきちんとしてどこに問題があり、どこを延ばしていくべきか。そういったものを庁内で

ちんと課を跨いで検討しながらより良いものにしていくということが必要だろうというふうに思います。そのへんについての取組みについて伺います。

次に10ページです。商工振興の関係ですが、直接はこれに触れていないんですけども、考え方だけ聞いておきたいので申し訳ないんですけども出ささせていただきました。それは道の駅の横に、ある札幌かどっかの人が持っている土地が駐車場との間、未だ土地交渉が進んでいないと。村長も新しく変わりましたので、このへんについては早急に土地の買収等を含めて、道の駅付近の買い取り、そして開発こういったものを早急に着手すべきだと。

残念ながら今回、商工振興の中でもそれは触れられておりませんし、この間何代かの村長に渡って取り組まれてきましたけれども、未だ解決していない問題がずっと村づくりの中で残っているわけです。村長も新しく変わりましたので、このへんについては、そういった土地所有者の了解を得ながら何とかあそこの開発を道の駅と併せて進めていくべきだというふうに考えていますので、このへんについての考え方を伺います。

最後に7点目です。これは長谷川議員も質問しておりますけれども、地域交通の関係で、村としては住民のニーズを把握してより利便性の高い総合的な交通体系の構築を目指すということなんです。ここでも言われているように、多くの地域住民から今の地域交通ではやっぱり使いづらいと。足の確保という意味ではもっと別な形を考えていただきたいというのが多くの住民の声で、長谷川議員もそのことを言っています。

それで今回、庁内でプロジェクトチームを作って検討していくということですけども、

これらについてもやっぱり住民の要望からすれば1日も早く、足の確保をちゃんとしてほしいと。これはトマム含めてのことです。そのへんについて、庁内でプロジェクトを作って検討するってことですが、だからといって職員が毎日同じことを毎日検討するってわけにいかないわけで、そういうことを考えると、ある意味では一定の時間がかかってしまうということですので、できるだけ早急に検討をして、住民の立場に立った、足を確保するという立場で、ぜひ検討をしていく必要があるだろうというふうに考えます。以上7点について質問をします。答弁をよろしく願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、はじめに農業者の就労対策でございます。Uターン、Iターンを含めて、新規就農希望者ができるだけ利用できる内容の支援事業や補助制度を既存の中で拡張しながらこれらの改正、改善も含めて図ってまいりたいというふうに思っていますし、研修のプログラムなども検討を進めてまいりたいと思います。いずれにしてもきめ細かな聞き取りを進める中で必要に応じて支援事業等を検討していきたいということでございます。今回提案いたします予算の中にも、現行の補助施策の中でできるものについては計上して、これらの支援をするべく進めているということでご理解をお願いしたいと思います。

それから次に、串内整備の関係でございます。串内整備と併せて村の草地開発、整備ということで、先ほども回答したとおり、村でも94.7haの草地整備が行われるということでございます。当初、哺育育成センターの整備で富良野沿線1000haの草地整備面積が必要と

ということで、串内牧場460haを含む富良野管内815haの草地整備を行うということになったわけでございます。村の状況は先ほど申し上げたとおり、草地整備希望者が5名ということで、事業費的にはヘクタールあたり80万程度するそうですが、7576万円かかるようでございます。農家負担につきましては、国・道が75%、受益者が25%ということでございまして、概ねヘクタールあたり20万円の農家負担が発生をするということで1894万円の事業費を要するというふうに試算をしているところでございます。

それから次に、森林環境税でございますが、31年度から交付が予定されているということで、まさに我々も多くの森林を抱える北海道含めて、占冠村も94%が森林ということで大きな期待を寄せた税目でございますけれども、議員ご指摘のとおり、中身を見ますと民有林の除間伐事業を中心とする補助内容ということです。本村におきましては公有林も含まれないということですので、民有林で試算しますと民有林のしかも人工林ということになりますと、わずかに800haを越えるくらいの面積しか有していないということで、人工林だけで見ますと本当にわずかな税収にしか期待ができないという環境でございます。

こういった中身を、良とするのではなくてやはり森づくりを進める上で総体的な税の使い方等を含めて、議員言われるとおり、関係上級官庁等を含めて、村としても町村会と調整を図りながらぜひ改善に向けて要望を続けてまいりたいというふうに考えております。いずれにしてもスタート段階ではそういった内容でございますので、それはそことスタートをしながら、一応税としての立場が出てくるということですからこれを北海道にも、こういった山林の多い地域にきちんと反映でき

るような制度にしていだきたいということをお願いしていきたいというふうには考えております。

それから次の林業従事者の増加の問題です。確かに他の市町村の事業体で働いていて本村に暮らすという方は増えたかと思えますけれども、現実問題、村内の事業体の中で雇用が増加しているという環境にはないっていうのが実態かなというふうには思っています。そういった意味では、地元にある事業体できちっと雇用ができる環境作りっていうのは必要であろうと思えますし、やはり今の実態に合った機械の近代化を含めた事業体系ができる事業者をどう作っていくかっていうことが課題なのかなと思っています。

そのためにも事業がきちんと確立されて、そのことによって事業体が体力をつけ、うまく循環できるということが大事だろうと思えます。民有林だけではなかなか事業確保が難しいという環境の中で、本村における林業、森林というものについては国有林が大きなウエイトを占めてまいるというふうに思っていますので、ぜひこの国有林事業との連携を含めて村から国有林にも働きかけながら事業体が育つ、それから事業体がそこで仕事できる、そういった環境ができないのかどうかを含めて、国有林とも連携を図ってまいりたいなというふうに考えております。

次に六次産業化の問題でございますが、課を跨いで対応するというので総括を含めて、現状からどう今後進めていくのかということまで含めてきちんとしたものがいいかということでございます。林業の六次産業化につきましては、外部からのノウハウも入れてもらいながら様々な現状の中で課題をピックアップして、それをどう解決していくかということを進めているところでございます。

多くは地域として目指す方向として、外からの視点での林業、林産業振興、ビジネス化を含めてきちんと商業化していくと。それからマーケティング等に精通した販売促進支援をやっていくと。それからコーディネーターとの機能の発揮ができるような状況を作っていくということで、現在、林業それから木質バイオマス、猟区、鹿肉、鹿革の加工、メープルシロップ、アウトドア、山菜やきのこ加工、木工クラフト、銘木販売などで地域商社的な要素は抱えておりますので、これらが一体となって地域の中で上手く商社化して販売なり産業として成長できればこの現在進めている環境がやはり良くなっていくのではないかと思います。

課の総括ということでございますが、それぞれの課の連携ももちろん必要であります、私としては今回課の設置条例も提案させていただきましたが、農林課ということでもっと機能的に動きやすい体制を作って、これらの対応を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に商工振興の中の道の駅で土地の交渉が進んでいないということでございます。長年に渡り交渉を続けているということで、その都度議会にもご報告をしているんですが、なかなかそれが前に進んでいないという環境にはあります。花壇として使用することについては所有者からは了解を得ているんですが、交渉を続けているもののその土地の権利を持つ方々全員の同意がまだ得られないということで今の状況に至っております。

私有財産のもと、自らの土地を売る、売らないの判断は所有者の考え方でございまして、現在、お子さんが3名いらっしゃいまして全員の承諾をなかなか得られていないというのが現状でございますので、もう少し時間をい

ただいて議員ご指摘のとおり、理事者も変わったということでございますからそのへん村づくりの中身を、道の駅の状況等を含めて説明しながらまた前に進めればいいのかということ考えております。

それから次に地域交通でございます。今の地域交通が使いづらいということは既にいろいろな方から言われておまして、使いやすい状況を作りたいということで先ほど言ったとおり、もっと他の地域交通、それから巡回バス、いろいろなものを含めて庁内で検討しようじゃないかということになっているわけです。ここに住み続けるために絶対必要な交通機関だということで私としては位置付けておまして、現在村内にはJR、それから路線バス、巡回バス、過疎地有償運送など多くの公共交通が存在するわけです。それを活用しきれていない現状もあるんだというふうには思っておりますけども、まず、それらを整理しながら利用者の特性に合わせたきめ細かな情報提供をしていくことが必要なのかなというふうに思っています。

新たに交通体系を検討するにあたっては、先ほど申し上げたとおり全庁的なプロジェクトチームを立ち上げる予定ではございますけれども、利用者が何を使ってどこへ行きたいということをきちんと判断できる情報提供をまずやって、その後に中身を検討していくことで早い対応が必要というご意見でもありますので、こういう時はこう使うみたいな利用の環境、今のこういうものがありますということをもっと広く村民の皆様にも周知できるような方法を検討してまいりたいというふうに思っております。以上でお答えを終わりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 1点だけ、串内草

地の関係で農家負担がヘクタールあたり20万ということで中身は分かったわけです。この事業をやるにあたっては、メインは串内の哺育育成センター、これをやるために管内で1000haの土地を用意するという事だろうと思うんですね。その中身が本当に農家から土地をなんとか改良して草地増産を図っていききたい、使いやすい土地にしていきたいということで生まれたんなら十分理解できるんだけど、どうもそうじゃなくて道でやるためには、あんたら富良野沿線でこれだけ土地を用意しなさいと。こういうことでやって、ある意味では無理やり串内草地の全体の仕事を進めるためにうちの村も何が協力できるかということで農家にあたって5戸の農家からいいよと、こういうことのような感じを受けるんですよね。

本来それはそういうことじゃなくて、本当に土地の改良が必要だったら別にやればいいのか、どうもそのへんがなかなか理解できなかったとこういう面もありますけれども、農家が自己負担も含めていいよということで了解取っているってことであれば農家が判断したことです。それは了解しますけど、そのへんの経緯について94.7haだけを言ってもこの話は理解されないんですよ、本当は。その前段のメインは哺育育成センターがメインですからね。そのへんについて再度伺います。それで終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内の草地整備に関わってのそもそもの経過ということでございます。これは平成28年に串内牧場内に哺育育成センターの建設に向け富良野管内5市町村に対し、富良野農協並びに富良野酪農部会を中心に要望がありまして確認書を取り交わしてきたという事業でございます。当初、畜産

クラスター事業で整備を予定しておりましたけれども、事業要件が厳しくて道営公共牧場整備事業での事業展開を進めてきたという内容でございます。

この哺育育成センターの施設整備には富良野沿線で1000haの草地整備面積が必要でありまして、串内牧場が460haを含む富良野管内で815haの整地整備を行うことが議員ご指摘のようにこれ条件だったんだろうというふうに思います。振り分けられた815haの草地整備を占冠村から希望を取ったところが94.7haだという申請をそういったことで行ったというふうに聞いておりまして、事業期間としては30年計画で31年から7年間で実施するという予定になっているようでございます。

基本的に事業採択のために本当に、議員言われるように本当に必要だったのかということも直接は聞いてないので判断できないんですが、いずれにしても希望を取った結果そういった申し込みがあった、そういう話になったというふうに聞いておりますので、向こう7年間にかけてそういった事業を実施していくということで理解をしているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 4点ほど質問をしたいと思います。まず5ページの総合計画について、(1)村民が住み続けたいと思える村づくりを目指すということですが、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

それから6ページ下段の(1)、五十嵐議員からもありましたけれども、新規就農者が安心して就農できる体制を整えるということですが、今年はどうのような体制を計画しているのか伺いをします。

それから13ページ、(2)の村営住宅ですね。今年度よりボイラーの設置を希望する新たな入居者から有償貸付を実施するという事です。台数は決まっていると思うんですが今まで住んでいる入居者が希望した場合はどうするのか、そのへんについてお伺いいたします。

それから14ページ、環境衛生。一般廃棄物処理基本計画を策定するという事です、いつごろまでにこれを策定するのか、そのへんだけお伺いします。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 工藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず1つ目の総合計画の具体的な内容ということでありませうけれども、現在考えている状況というのは、先ほども若干お答えをさせていただきましたけれども、むらびと条例の第26条で最上位計画ということで位置付けておりますので、これが村づくりの計画としては一番上位計画だよということでございます。既存の個別計画とのそれぞれの整合性を図りながらこの計画を作ってまいりたいということです。

それとこの計画を作るにあたっては業者の委託業務は行わないで、職員なり自前で策定をしていきたいということです。これを作る委員会については、先ほど申し上げたとおり、立ち上げる内容を含めて現在議論中ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に新規就農の支援でございますけれども、いずれにしても新規就農希望者が利用しやすいような内容を検討しながら、改正・改善を図りながら支援をしてまいりたいということでございます。そういった方々につきましてはきめ細かな聞き取りを必要に応じてやっていき、検討をしていきたいということでございますけど、本村には新規就農等支援対策事

業や農業振興事業補助、それから農業貸付事業、それから畜産安定化事業、肉牛資質改良増殖事業など、様々な制度はあるわけですが、農業者によっては状況が変わるものもありますので、それら含めて聞き取りをしながら検討をし、支援をしてまいりたいというふうに思っております。

それから村営住宅におけるボイラーの設置でございますけれども、平成30年度には当初予算で計上させていただきましたけれども、まず、初年度ということで新たに入居する方から希望があればボイラー設置をして貸付をしてまいりたいというふうに考えております。今、貸付料については試算をしたところでございますが、入居者との協議を含めて現在、月額5千円程度予定しながら進めてまいりたいということで検討をしたところでございます。

14ページの一般廃棄物処理の基本計画でございますが、現在、精力的に会議されておまして30年度内に策定をし、報告を受けることになってございます。今の予定では3月30日に私のほうに報告をしたいということで日程調整がきておりますので、そういった中身が報告されるものというふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので何点か質問させていただきます。主な施策としての5ページ、持続可能な地域づくりの中に初日の一般質問でもさせていただきました保育所の建設です。村長はいろいろな項目で村に住みたい、住み続けたいなどいろいろ基本方針、方向性を上げていらっしゃいますが、子どもたちのいるところに人が集

まり活気が溢れますというような文言も4ページの中に記載されております。保育所建設に対してはまだ土地の見通しがまだ決めていないようであります。長谷川議員が保小中という一貫教育を質問されておりましたけども、村長もそこまではいかないよというお話でしたので保育所は別のところに建てられるんだろうなということでもありますので、住民の皆様との意見交換をしながらということでもありますので、もう一度ここをお返事いただきたいと思っております。

それと、12ページの集落対策です。中央地区、占冠地区、双珠別地区、25年度に方向が出されておりますが、双珠別は農業者が中心として成り立っているところでありますし、中央地区は官庁、いろいろな公共施設がございますのでここもなんとか成り立っていつているんだろうなと思っておりますが、占冠においてはここでは何も検討される計画が出ておりませんので、そこを1点質問したいと思っております。

14ページの環境衛生。工藤議員からも質問がございましたけれども、これが策定された以降どのように住民に周知していくのかお伺いしたいと思います。

あとは15ページの7の防災対策です。近年水害のほうには目がいておりますし、いろいろ施策もされておりますけども、ハザードマップが全戸に配布されてから何年か経過しておりますし、災害もハザードマップに沿った災害が起きているわけではありませんので、ハザードマップの更新が必要かと考えますが、そのへんのお答えもお願いいたします。ハザードマップを更新するという観点からは教育的な面から子どもたちの目線というものも必要かと思っておりますので、その中に子どもの目線を入れる協議をしていただければなというふうに思っておりますのでそこも回答をお願いいたし

ます。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず5ページの持続可能な地域づくりということに併せて、保育所の建設場所等再度ご質問がございました。占冠地域の集落対策を含めてぜひ考えて欲しいという切実な希望を願いなのかなというふうにお受け止めをさせていただきました。保育所の建設計画につきましては、一般質問の時もお答えしたように利用者の利便性や利用者のご希望に沿った形での建設位置を決定していくことがいいのかなということでお答えをさせていただきました。結果として中央地区で私としては考えていますというふうなお話をさせていただきました。

これについては同じでございますが、2つ目にあった集落対策を含めて占冠地域の集落対策ということで、これはぜひいろいろ検討してほしいということのお話だと思います。それぞれトマムもそうですし、占冠、それから双珠別含めてそれぞれの集落対策の方向性というのは住民がやること、行政がやることを含めて、お示しをしながらそれに沿ったことで進めてはいますが、なかなか結果としてご評価をいただけるような状況にないということは認識をしております。これらを一つ一つ進めてく中でなんとか全体の集落対策が進めばなというふうに私も思っています。なんかどうも具体性がないねと言われてそうなんですけども、何かを建てるとか何かを作るとかかっていうことはここで申し上げる材料がありませんので、それぞれの特性を生かした中でその地域の中で地域活性化を含めてできないかということでございます。これからまた中身をいろいろと検討しながらご期待に添えるようなものにしたなというふうに思っています。

ので、ちょっと歯切れ悪いですがご理解をお願いしたいと思います。

それから、ゴミの一般廃棄物の計画含めての住民周知でございますけども、策定以降、住民周知にかかってまいりたいというふうに思いますし、秋の住民懇談会ぐらいには方向性を含めて、少しはご相談できる内容になるのかなという時間的な考え方は持っていますけど、これちょっと予断を許さない話でもありますので、そういうなんとか情報提供だけはどんどんしたいと思いますし、いずれにしても分別収集の徹底というところではこれは早い段階にしなきゃならないというふうに思いますので、そこのところはどんどん情報提供しながら取り進めてまいりたいというふうに思っております。

それから防災対策のハザードマップでございますが、これについては議員ご指摘のとおり平成26年に改正をしております、道で策定した浸水想定区域がもとになって作ったものでございます。現状においては実態に合っていない部分もありますので、住民懇談会等でもご指摘をいただいております。見直しをする必要があるんだなというふうには考えております。

河川管理者も今、新たな防災浸水区域等の調査を始めるといってお伺いしておりますので、なかなかこの村単独で防災浸水区域を調査するとなると莫大な費用がかかりますので、河川管理者が取り進めた内容を反映できるものを使った防災マップの見直しってというのはこれから必要だろうと思いますし、全戸に配布しています防災のしおりも、内容が古いものもありますので、ぜひこういった新しい方もいらっしゃいますので、作り直す中で全戸に配布できるものならしたいということで検討を進めてまいりたいというふうに思

います。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 何度も保育所の関係、建設の関係を質問して申し訳ありませんが、設計までに1年という猶予がありますし、建設計画2年になりますのでいろんな住民の意見を考慮していただきたいと思います。

1つ質問し忘れてましたけれども11ページのニニウキャンプ場の水源のことなんですけども、この水源、いろいろボーリングされて時間が経っております。方向性を検討してまいりますということです、このボーリング後、そろそろ結果が出てもいい話ではないかなと思いますのでここをもう1点お答えをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の件につきましては議員言われるとおり、様々な住民のご意見を伺いする中で総合的に、総体的に判断をさせていただきながら取り進めたいというふうに考えております。

次のニニウキャンプ場の水の問題でございますが、現状におきましては今のところは使えないという判断をしております、違うところの結果が出て、それについて検討を進めたいなというふうに考えております。したがって、また本年度ももしかすると給水車の給水が必要になるかもしれないというお話はちょっと聞いておりましたけれども、なんとか利用者も増えている状況ですので確保してまいりたいというふうに思いますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会

議を開きます。他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで村長の執行方針に対する質疑を終わります。

### ◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（相川繁治君） 続いて教育長の教育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは2点ほど質問をさせていただきます。まず3ページ、確かな学力の育成の中に、個々の能力に応じたきめ細かい指導の充実に向け取り組んでまいりますとありますが、もう少し具体的に説明してください。

それから、もう1点目は9ページ。芸術文化の振興。これは非常に大事なことでありますが、なにせ人がいなくなって、昔はお花だとかお茶だとかいろいろなクラブが存在したんですけども、今はほとんどなくなってしまっている。これは人口減少の余波がここへきていると思うんです。そこで、村長の執行方針の中にもありましたように、住民登録人口が1500人を超える状況にあるとあります。恐らくこの大半は外国人だと思うんですけども、こういう方たちをこの占冠の文化の振興に組み入れられないものか。どういうふうにすれば我々と一緒に文化活動ができるのか。そのへんの考え方を、教育長の考え方をお願いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 議員の質問にお答えさせていただきます。最初に個々の能力に応じた細かい指導、その具体的な内容ということでございますけども、議員ご承知のとおり、本村の各学年における児童と生徒の数は大きな学校と比べれば約10分の1くらいの生

徒数でございますので、そういった中で各先生がそれぞれの児童生徒一人一人に寄り添った教育を行っているわけでございます。

それに加えて学力調査の状況等、大規模校では認証できませんけれども、本校においてはそれぞれの児童生徒の個人的な弱いところ、強いところそういったところを的確に把握できるということから、学力テストだけによることではなく、従来の先生方のやりとりの中を含めた中で寄り添った指導をもうちょっと深くできればなということでございます。実際問題やってないのかとなりますと、そうじゃなくて現在もやっております。それをさらに小中一貫と含めた中で小学校、中学校を持続した中での指導に結び付けていきたいという意味で書かせていただきました。

それともう1点、芸術文化の振興に関して外国人というご質問をされたんですけども、これについては、現在の学校教育の中で申しますとトママ学校に1名の外国人の方が在籍しております。そういったものを含めての答弁でよろしいかなというふうに思うんですけども、実際問題トママで初めてネパールの女の子なんですけれども、受けた時にどういった形で受けるのが1番いいんだろうかということで、苦慮しました。というのは授業を英語でやることのできる指導する人を連れてくるのかという意味も含めて、その受け入れに対して倶知安町の樺山小学校というところに視察に、勉強しに校長先生と行かせてもらいました。樺山小学校は在校生の約8割が外国人ということで、実は今トママのリゾートの関係で外国人の生徒が来るんですけども、樺山小学校ではどんなような形で児童生徒と接しているんですかと聞いた時にこう言われました。確かにその子に英語を持って指導するのもいいけれども、その子どもは何年かし

たらまたそれぞれの国に戻るということを考えるのであれば、あえて英語ではなく日本語で日本の伝統文化も含めた生活習慣の指導をするほうがよろしいのではないのでしょうかという指導を受けました。それでそれを持ち帰って実際にその子と最初の半月ぐらいは英語でやっていたんですけども、日本語で学習支援を付けてやりましたところ私たちとは違って子どもってというのは日本語の習得率っていうのがすごく早いんだなど。大体半年ぐらいで日常の会話はできるようになったということ聞いております。

それと文化との関係でいきますと、そういうことで日本の文化を日本語を通じた中で習得して体験してもらおうということを考えるのであれば、今トマムの学校教育の中ではトマムしか外国人の児童生徒はいませんが、今後、そういったような生徒が見込まれるということが予想されますので、日本の伝統文化、勉強も含めてですけれども、少しでも在籍している間に地域を通して、それとうちの村であれば神楽等がございますので、そういったものを知って将来本国に戻るかもしれないけれども、日本の状況を知ってもらえるような教育ができたらいいなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので4点ほど質問をしたいと思っております。まず、3ページの関係です。教職員の多忙化が社会問題化している中にありますが、安心して休暇取得できる体制整備や、部活動の指導方法の工夫など、教職員の働き方改革について取り組んでいきますと、こうなっています。この間もいろいろ超勤問題を含めて議論

してきたわけですがけれども、国のほうが中身は別としてそういう方向を打ち出しているということで、占冠村の教育の中でこのへんの取り組み方について、具体的なものがあるのか、またはこういったことをやれということで道教委を通じて来ているのか。具体的な中身が分かりませんのでそのへんについてまず1点伺います。

次に2点目です。文化やスポーツ活動の関係で、これも過去の去年の議会の中でも質問しているわけですがけれども、今回、青巖太鼓が残念ながら32年間で幕を下ろしたと。このへんについては指導者に対して、やはりどこかの時点できちんと村を上げてその努力に対して敬意を払って、表彰することが良いかどうかは別にしても、そういった形を村でなんとかすれという話をしてきました。当時の中村村長は表彰制度そのものが古いものだから新しいものに見直しを図って、そういったものに報いていくということで答弁をしているわけですがけれども、今回、去年の秋の文化祭11月で、結果的には青巖太鼓はなくなってしまったと。それに対する個人的にはご苦労さんとかそういうことはあったにしても、村を上げてきちんとしていくことが必要だと思います。

それからスポーツ関係では、高齢者を中心にゲートボールがこの間、火を消さないで頑張ってくださいています。その指導者についても、もう既にかなり高齢者で、日常生活で動くのも大変というこういう状況になってきています。少なくとも村がこういった文化や芸術、スポーツに取り組んでいる人たちに敬意を表するのであれば、そういった表彰制度を早期に変えていくなり、また、単独でも表彰していくということが一つのけじめだというふうに考えています。そのへんにつ

いて具体的なものがあれば、お示しをいただきたいというふうに思います。村政との関わりもあるので教育長単独で判断できない場合はそれはそれでやむを得ないというふうに思います。

次に3点目。ここでも書かれているんですけども、青巖太鼓そのものはクラブとしてなくなったけれども、なんとか太鼓文化を受け継いでやっていきたいということです。せっかく立派な太鼓が備わっているわけですから、ぜひこれを活用した方向を早急に検討して、きっと地域の中には太鼓をやってみたいという人もいるんだろうと思いますので、やっぱり教育側がきちんとアンテナ、それと情報を発信して、できるだけ多くの村民にそのことを知ってもらってやりたいという人を募って、きちんとやっていく。前段で青巖太鼓をやってきた人は今回辞めたわけですけども、そういった人との繋がりをより持ちながら、太鼓文化をまた再度作っていくということが必要だろうと思うので、そのへんについての考え方、または具体的な取組みがあればお知らせをお願いします。

次に4点目です。これも過去議論してきたんですけども、スポーツ団体を束ねているのは体育協会です。体育協会の実態からいけば、教育委員会から出た補助金、助成金を各スポーツ団体、体協に入っている人たちの団体に予算を配分して、その補助金を配ると。こういうことがほとんどの仕事で、本来の体育協会として地域のスポーツ振興をどういうふうにして体育協会が担っていくのかっていうのがなかなか見えてきません。これは過去にも何回か議論していますけれども、中身は同じです。このへんについても、やはり体育協会が積極的にやっていく。地域にはスポーツ指導員というか、昔の体育指導員、今、名前が

変わりましたが、そういったものもあります。やはり体育協会が中心になって地域にスポーツ活動を広め、根差していくということが必要だろうと思うので、そのへんについての教育委員会としての考え方を伺います。以上4点です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 五十嵐議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。1点目の教職員の働き方改革についてでございますけれども、これは国が教職員を対象に調査した結果、新聞の報道ですからあれですけども、過労死に近いような極端な見出しで書かれてございました。それでうちも校長会を含めて平成29年度から働き方改革に関する方向性を見出したいということで、各学校に実際の教職員一人一人の勤務の実態調査をさせていただきました。そういった実態を踏まえた中で、今、予想されるのが小学校においてもあと2年後、学習指導要領の改訂に伴って英語活動が教科化されて、今まで5・6年生だったのが最終的には3・4年生からはじまると。そういった中で授業実数、5・6年については70時間ということ踏まえますと教職員の方の今言った授業実数の確保という観点、それと今、ここに書かせていただきました働き方改革ということを含めた中で、なんらかの方法、手立てを行っていかないとだめですねという方向になりました。

それでうちの村として考えているのは、国が決めた方向じゃなくてうちの村としてできることはなにかないのかということで、平成30年度からとりあえずやろうというのが、今までは先生方はそれぞれ子どもが夏休み期間中も学校に出て勤務していたってこともございますけれども、なんらかの形で学校を休校日にして、お盆ですから連続して学校休校と

いう形をとって、先生方についてはその間仕事をしない。しかしながら実数にカウントするということはできませんので、年休を取っていただいて連続して休暇できる方向ができないかということで前回の教育委員会の会議の中でそういったことが取れるように検討して実施することにいたしました。これについては現在札幌市が全学校において実施しております。

それともう一つは部活動のお話でもございますけれども、一人の先生に集中することなく、中学校の例なんですけれども、部活動の指導の先生を何人かに分けてその一人の先生が土日に行くという形にならないような工夫もしていきたいと思います。それで国のほうでは部活の試合日程を作るとは言っておりますけれども、それについてはまだ具体的な指示は下りておりませんが、先生一人の負担を軽減したいということ。

それと今まで学校の行事、例えば土日に学校に来てもらって窓ふきとかそういった行事をさせていただいております。そういったことを労働時間の勤務の中でいければ、先ほどの実数の確保とも勘案してということは、土日に来てもらうってことは、月曜日には子どもたちは代休という形でとらせておりますので、その分実数の確保の問題と時間外の勤務を含めた中でそういった、これは学校、教育委員会が独自でこれはやめてっていうのではなくて、コミュニティスクール等の中で、個々の時間を、実数を確保したいのでという話を含めながらそういった実数の確保と勤務時間の改善に繋がっていけばいいのではないかとということで、平成30年度からそういった方向を一つ進めようというふうに考えております。これはうちの村の独自の方向でありますけれども、国も道もそういった授業実数確保

の一つの方法として、今言った学校行事のあり方についても見直ししてくださいという、そういう内容はないですけれども、そういった指導がきてございます。

それと芸術文化の話でございますけれども、議員から前にもそういうお話をいただいております。長年苦勞された指導者の表彰ということでございますけれども、現在、教育委員会といたしましてそういった表彰規定はございませんけれども、教育委員会だけでということじゃなくて村長部局とも太鼓だけじゃなくて他のことも踏まえたそういった機会についての検討について、村長部局とも相談をしてみたいというふうに思っております。

それと青巖太鼓のお話でありました。この件につきましては指導者の方から教育委員会の方に見えられて児童生徒の数が減ってきたということも踏まえた中で、現体制でやるというのは難しいので去年、文化祭をもって中止させてほしいんだっていう話をお聞きしました。

それで太鼓について今後どうするのかというご質問かと思っておりますけれども、現在コミュニティプラザに揃えていただいた太鼓一式、衣装等もございますので、うちの社会教育とも話した中で、学校だけということではなくて、一般の人も含めた中で新たなスタートができないか、その検討を今年度からしてほしいという話を今、しております。それと名前は申し上げられないんですけども、そういった話のある方面にしたらそういう指導をしてくれますよと。その方は1回占冠に太鼓で来たことがある人で、占冠は本当に一生懸命、子どもが太鼓をやっているのを見てすごいねということで、今後、中学校では伝統文化ということで太鼓だとか琴、今中学校でやっているのは琴だったと思うんですけどもそう

いった活動もやっておりますので、そういったほうと連携した中でなんらかの形でスタートができないか、そのへんの検討をしてみたいなというふうに現時点では考えてございます。

それともう1点がスポーツの振興でございまして議員のご指摘、体育協会のあり方を問われているのかなというふうに思います。体育協会も村の一つの団体でございまして、教育委員会とも議論した中で、今後の体育協会がどういった活動をして、どういった普及スポーツをやっていくのか、そのへんの内容についてのお話をさせていただきながらどういった方向ができるのか、現時点ではちょっとまだその検討はしておりませんが、各団体のまとめ役でもございますので、占冠村のスポーツのあり方について、今後相談、検討をしていかなければならないのかなというふうに今のご質問で思いました。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。  
○6番（五十嵐正雄君） 働き方改革の中で、村独自で教職員との話し合い、教育委員会、そういったところで進めていくということで、これについては国がどうのこうのっていうよりも村としてそういったことを働き方改革をやっていくということなので、それは積極的に進めていただきたいとします。ただ、気になるのは、うちの学校小さいわりには教育研究課題がたくさん与えられていて、それらの調査・報告が教職員に多く関わってきていると。そのために夜遅くまでそういった資料の提出のための作業が多いという状況がずっとあるわけですよね。このへんについてなんら触れられていないので、やはりこういう小さなところで先生方が来ると、先生方の仕事というのはいろいろな意味で多くなるわけで

す。ですからそのへんについていろんな調査、研究の課題を道や文科省の指定を受けてやってくこと、そのものはまったくだめだということは言うつもりはないんですけども、そのことによって、教職員一人一人の仕事の量が本来の子どもや生徒たちと直接関わって進めて行く教育じゃなくて、むしろ子どもたちから離れる仕事のほうが圧倒的に多いという現状。このへんについて今回の働き方改革の中で国は言っていないけれども、村としてやはりもう少し検討していく必要があるというふうに思っています。そのへんについての考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。若干認識が違うのかもしれないので、私の思いでちょっとお話をさせていただきます。基本的に調査、研究と申されましたけれども、調査につきましてはたぶん国から道にきてそれぞれの各学校にということで、うちの学校ではなくて調査業務っていうのは全道、全国すべての学校がやっているお話だと思っております。それでもう1つが研究の話でございますけれども、今、占冠村中央小学校を軸に3校で少子化人口減少に対応した活力ある学校推進事業という国からの指定を受けて3年間、今年度が3年目の最後という年で、この指定を受けてございます。この件に関しましては、基本的には勤務時間内での授業の実施ということで、この件に関して一般の教職員の方に時間外で超勤をさせるということはこれはさせておりませんのでその点は誤解のないように。しかしながら、今言ったように学校の中で言えばご承知かもしれませんが、事務処理の中でいけば教頭先生が一番、事務処理の仕事が多いのは事実でございます。それとは直接は関係な

いのかもしれませんけれども、結構占冠中学校を見た外部の方が「教育長、中学校、中央小学校の子どもがいる先生が夜遅くまで電気が付いているということが聞いたんだけど、見たんだけどという話で実態はどうなっているの」というご指摘も受けました、過去にです。

それで先ほど言ったように全学校にそういった話もあるんで、時間外勤務の状況の実態の把握をしてくれということで、それをさせていただいて、以前のようなそういった形でその特定の人が時間、夜遅くまでやっているという件については解消されたというふうにお聞きしておりますし、実際の時間外勤務はゼロではないというよりも、基本的に、学校は時間外勤務、超勤手当というのは賃金の中に入っているんで時間外勤務はないというのが原則でございますけれども、案件によっては生徒が帰った後に残っているということもございますので、それを含めた中で働き方改革ってということで、登下校時すぐ帰るってことはできないですけれども、極力先生方の負担を軽減するという方向で今後も学校側と協議をしながら、地域の皆さんの理解も得ながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） そうなんです、実態は教頭なんですよね。教頭は何しているかよく分からんけども、今聞けばそういったものを担当していると。例え教頭であろうと、担任は持っていないくても、教職員としてやっぱりそこに疲弊するような労働を強制しているような状況というのはいかがなものかなというふうに思うわけです。ですから学校全体で、そういった本当の意味での働き方改革っていうのを村独自として教育長もやるって言

っているわけですから、そういったものも含めて、ぜひ、先生方が次の日に残るといふかその体力的なものも含めて、精神的なものも含めて、抱えてしまうような教育現場というのはいかがなものかなというふうに思っています。そのへんについてもきめ細かに実態を把握して、改善するものは教育長から改善命令を出して、できるだけそういったことがないような形で進めていくことが、結果として子どもたちとの接する時間が増えたり、子どもたちに接する態度もより変わってくるというふうに思いますので、そのへんについて取組みをどのようにしていくのか伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。今、こういった内容で今年度働き方改革を実施するという方向は述べさせていただきましても、ご指摘のとおり、教頭先生がそういった形で過重労働を負っているということもございまして。そのことを含めた中で、今後、校長会との中で教頭先生、あるいは一部の先生に負担がかかるんじゃないかと、それは教頭であろうと校長であろうと皆で仕事を分け合って、少しでも勤務時間の縮減に向けた取組みに進むようにということで、今後も引き続き指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 2点ほど質問させていただきます。2番の学校教育の充実の中に、健やかな体の育成という文言がございます。その中に年齢に応じた望ましい生活・運動・食の習慣の確立に向けて生活習慣の改善に取り組んでいきますとありますが、これはどのようにしていくのかお答え願います。

それと6ページの地域とともに歩む学校づくりの推進。その中に、地域とともに歩む学校体制を整え、地域の資源を教育活動に活かしてまいります。その下のほうに郷土に学び、郷土を愛する心を育むために教育活動全体に通じてうんぬん、教育資源を積極的に活用して学習しますということなのですが、これはどのように地域の資源を活用していくのかお伺いしたいと思います。それに伴って、占冠には資料館というものが3か所に点在しております。社会教育のほうに確認いたしましたら、教育委員会で持っている部分が占冠地域交流館、あと駅前物産館の2点が教育委員会の監督する資料館だということで、それにしてもあまりにもあちこちに点在しておりますので、この資料館を統一できないかというふうに思います。学校の先生に確認しましたら、占冠のそういう資料はとても充実しているということで、常に子どもたちが見られる環境にさせていただけたらもっと充実するのではないかというお話を伺っていますので、そのへんのことをお聞きしたいと思います。

もう1点。3番の社会教育の充実の中の、家庭教育の推進ですね。この中に家庭教育講座というものが記載されております。この家庭教育講座、月1回の割合で開催されているようなのですが、参加されている子育ての方がすごく少ないように感じるんですね。この中身はすごくいい話をされているので、もっと広く進めていただきたいと思うので、この開催の関係をもっと充実させていただければと思いますが、この3点についてお答え願います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。学校教育の充実の中で、生活習慣、そして個々における食習慣とかそ

ういったご質問だったかと思います。基本的には学校教育、学校の中においては今言った論点の中のすべてが実際できるわけではございません。家庭でやるもの、学校でやるものといった区別があるわけですが、それが学校教育ですべてできるわけでもございませんので、今、学校においては例えば給食でございましたら、うちの村には学校給食センターがございませんので、そういう栄養指導できる教職員がおりませんので、そういった方に富良野から来てもらって、食生活や給食、食育を通した活動の内容、指導をしてもらうということと、それと生活習慣に直接繋がらないかもしれませんが、最近、新聞報道で出ているガン教育の指導ということで、実際に富良野保健所、それから旭川の日赤の先生にもお越しいただいて、学校だけではできない生活習慣を踏まえたそういった病気の予防等も含めた、指導の授業をしていただいております。

それで今言った個に応じたということによると思うんですけども、その個に応じた具体的な中身は申し上げられませんが、その子によっては食物アレルギー等いろいろございますので、そういった内容については個別案件ということでお母さんのほうと給食等の中身等踏まえた中で、そういった事故等がないようにその子のためにできる情報収集をして、その子のために学校が対応できることを対応していこうという、そういったきめ細かい指導をしていけたらいいねということで、学校と今進めて、そういった授業をさせていただきます。

それと地域と歩む学校づくりの推進ということで、郷土に学ぶということでどんなことをやっているんですか、っていう話でございます。その中で言えば総合学習の時間に日高

の道の駅に博物館があるんですね。その学芸員の方に実際に来ていただいて、それとは別に土曜学習とかで川の学校、山の学校等々はやっていますけれども、それとは別に実際に占冠の河原に事前に来ていただいて、これちょっとやらせになっちゃうんですけれども、化石を用意してもらってそれを実際に河原のここで、そこでいきなり探すってなるとできないので、事前に来てもらって、占冠はかつて海の底が隆起して日高山脈と同時になったってというそういう歴史の勉強をしてもらうってというのは一つでもございます。

それと先ほど言った北海道大学との連携の中で、雪の学校ということで、雪はどうやってできるの、そして雪がこれだけ積もっているんだけどそれがもし全部水になったらどのくらいの量になるのとか、川の学校の中では魚を捕獲して、魚の胃の中のどんなものを食べているんだとか、そういったこと。それと、実際に子どもたちに川下りが今、占冠で盛んなんですけれども、実際に遠足とは別なんですけれども、歩いてそしてそこから乗って川を下ってきたとか、そういった占冠でやっていることをです子どもたちにもそういった体験をとおして活動をしていきたいなど。

それで先ほど言った土曜学習とも含めてなんですけれども、学校地域本部等も活動させていただいて、占冠音頭もそうですし、地域の方に浴衣、そういったものの着方の指導とか、地域の方々と一緒にできることがあれば地域の方を講師に招いてそういった活動で地域を知ってもらおうというふるさと学習なんですけれども、そういった学習もしていただいております。

それと郷土資料館の話なんですけれども、郷土資料館っていうかそういう郷土の昔の歴史を知る道具を置いている場所、双珠別にも

あるだろうし、占冠にもあるだろうし、駅前にもございます。基本的にやっぱりその一つにしたっていう気持ちがありますけれども、それぞれの地域の思いもあって、地域でここに展示させて、双珠別小学校、占冠小学校だったんですけれども、それぞれ地域で維持、管理していくのでそういった形で置かせてくださいっていうことで残っていた経緯ございます。今3つ残っているだけですけれども、今議員からご指摘いただいたように、それぞれの地域にある資料などを子どもたちにも実際に、見て、触れて、話してもらってというそういった時間も必要なのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、現時点でそれを1つにするっていうのはちょっと今すぐはできませんけれども、議員の思いは今心に受け止めました。

家庭教育講座のお話でございますけれども、家庭教育学級ですね。それで議員のご指摘のとおり、確かに回数はやって中身も良いんですけれども、参加されている方というのが限定されているっていう状況がございます。今後についてはせっかく執行方針にも書かせてもらったこともございますし、今の子育て支援ということからも考えた中でも、今後そのへんのPR、チラシでの周知、せっかくやっているんでそういうものを啓発していきたいなっていうふうに思っています。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 郷土資料館のお話、今、具体的に1つにしてくださいって言うのは難しい話だとは分かっております。ただ今、管理人さんとかがはっきりしていませんので、なかなか自由に見られないという先生方のお話を伺っておりますので、もう少し自由に学校で見学できる方策をとっていただければと思いますけれども、これについても1回お

願いたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。学校については授業の一環、総合学習の一環としてやるので急ってことはないと思うので、学校とも連携・連絡させていただいて、その希望の時については、今日明日ということにはならないと思うので、事前に教育委員会を通して調整をさせていただきますという形で学校のほうには連絡しておきます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

---

### ◎日程第2 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第1号、財産の減額譲渡についての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 財産の減額譲渡についてなんですが、常任委員会でも説明を受けて私としては分かったのですが、村民の皆様に分かりやすく周知していただければと思いますので、この点について細かく説明をお願いしたいと思います。先の議員懇談会でも減額譲渡、何故するんだというご意見がありましたのでもう一度説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議員のご質問にお答えいたします。今回の減額譲渡につきましては平成29年1月23日に締結された調

停条項の履行によるものでございます。そして、こちらの調停条項につきましては全村的に行政区回覧とさせていただいて十分に周知させていただいているということですので、その履行後についてまで改めて行政区回覧等をする予定はございませんでした。ただ今議員のほうからより周知された方がよろしいのではないかというお話を頂戴いたしましたので、今後周知等について検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の減額譲渡についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第2号、財産の減額貸付についての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、財産の減額貸付についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第3号、指定管理者を指定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第4号、指定管理者を指定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第5号、指定管理者を指定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第6号、指定管理者を指定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

---

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第7号、占冠村課設置条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村課設置条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第8号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第9号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第12、議案第11号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正す

る条例を制定することについての件を議題に  
します。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、占冠村国民健康保険  
条例の一部を改正する条例を制定すること  
についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決され  
ました。

---

### ◎日程第13 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第13、議案第12  
号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一  
部を改正する条例を制定することについての  
件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村後期高齢者医  
療に関する条例の一部を改正する条例を制定  
することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決され  
ました。

---

### ◎日程第14 議案第13号

○議長(相川繁治君) 日程第14、議案第13  
号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条  
例を制定することについての件を議題にし  
ます。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、占冠村介護保険条例  
の一部を改正する条例を制定することにつ  
いての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決され  
ました。

---

### ◎日程第15 議案第14号

○議長（相川繁治君） 日程第15、議案第14号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第14号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第16 議案第15号

○議長（相川繁治君） 日程第16、議案第15号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条

例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 中ほどに第5号第1項中「保健施設」の次に「介護医療院」を加えるとありますが、この介護医療院とはどういうものかご説明願います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。介護医療院とは、日常的な医学管理や看取り、終末ケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた長期療養を目的とした介護保険施設でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第16号

○議長(相川繁治君) 日程第17、議案第16号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会

○議長(相川繁治君) お諮りします。議事の都合により、3月13日の1日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、3月13日の1日間を休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣言

○議長(相川繁治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後2時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 4月 16日

占冠村議会議長 相川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

平成30年第1回占冠村議会定例会会議録（第4号）

平成30年3月14日（水曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第24号	平成30年度占冠村一般会計予算	
日程第2	議案第25号	平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算	
日程第3	議案第26号	平成30年度村立診療所特別会計予算	
日程第4	議案第27号	平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計予算	
日程第5	議案第28号	平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計予算	
日程第6	議案第29号	平成30年度占冠村介護保険特別会計予算	
日程第7	議案第30号	平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算	
日程第8	議案第31号	平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算	
日程第9	意見書案第1号	核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書	
日程第10	意見書案第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	
日程第11	意見書案第3号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書	
日程第12		閉会中の継続調査・所管事務調査申出	
追加日程第1	選挙第1号	富良野広域連合議会議員の選挙	
追加日程第2	議案第32号	平成29年度占冠村一般会計補正予算（第9号）	

○出席議員（6人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

○欠席議員（1人）

5番 山本敬介君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	平岡卓	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘

林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
村立診療所主幹	合田幸	農業担当係長	杉岡裕二
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
環境衛生担当主幹	石坂勝美	林業振興室主幹	鈴木智宏
(教育委員会)			
教 育 長	藤本武	教 育 次 長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕
(農業委員会)			
会 長	安田堅吾	事 務 局 長	小林昌弘
(選挙管理委員会)			
書 記 長	多田淳史		
(監査委員)			
監 査 委 員	木村英記	事 務 局 長	小尾雅彦

○出席事務局職員

事 務 局 長	小尾雅彦	主 事	久保璃華
---------	------	-----	------

---

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

---

◎日程第1 議案第24号から日程第8 議案第31号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第24号、平成30年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第31号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、佐野一紀君。

○予算特別委員長（佐野一紀君） おはようございます。予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月9日付け、議長を除く議員全員をもって設置され、議案第24号から議案第31号まで、8件の議案審査の付託を受け、3月13日、審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑・討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案可決するべきものと決定いたしました。なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い

いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第24号、平成30年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第25号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成30年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第27号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第28号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第29号、平成30年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第30号、平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第31号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決しました。

---

### ◎日程第9 意見書案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第9、意見書案第1号、核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 意見書案第1号、核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年3月14日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、占冠村議会議員、長谷川耿聰、賛成者、占冠村議会議員、大谷元江。読み上げて説明をいたします。

核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書。核兵器禁止条約について国連会議は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で核兵器禁止条約を採択し、核兵器のない世界への歴史的一歩を踏み出したが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、核保有国と歩調を合わせ、この会議に参加しなかった。

この条約は、その前文に「核兵器の使用による被害者（ヒバクシャ）ならびに核兵器の実験

によって影響を受けた人々に引き起こされる受け入れがたい苦痛と被害に留意」することが盛り込まれており、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく核兵器による威嚇も禁じている画期的なもので、核兵器保有国にも条約に参加する道もつくられている。

占冠村は、平和の村宣言の中で「私達は、世界で唯一の被爆国民として被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを全世界の人に訴え、広島、長崎の惨禍をくりかえさせてはならない」ことを宣言している。

こうした立場から、国に対し「各国軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議や国際紛争の解決手段として武力行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らし、核兵器のない世界の実現に向け、真摯に努力するよう次の事項を強く要請する。

記、1、唯一の被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。2、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成30年3月14日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから意見書案第1号、核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第10 意見書案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第10、意見書案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を求める意見書についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 意見書案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年3月14日提出、提出者、占冠村議会議員、佐野一紀。賛成者、同じく、五十嵐正雄、賛成者、同じく、工藤國忠。

裏面をお願いします。意見書の内容について読み上げて提案させていただきます。2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか記載されております職種など多岐にわたっており、また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記、1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更を各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。

3、一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

4、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成30年3月14日、北海道

勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから意見書案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第11 意見書案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第11、意見書案第3号、障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第3号、障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書。このことについて、別

紙のとおり意見書を提出いたします。平成30年3月14日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、占冠村議会議員、工藤國忠、賛成者、占冠村議会議員、佐野一紀。

裏面をお願いいたします。読んで説明いたします。障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書。障害があるゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は増加しています。障害福祉政策は、居宅サービスはもちろん、入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいます。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイを余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題です。地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るべきです。地域の中の重要な社会資源と共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望します。

記、1、障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。

2、入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。

3、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地域公共団体に財政支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成30年3月14日、北海道勇払

郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。以上、ご審議宜しくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから意見書案第3号、障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決しました。

---

## ◎日程第12 閉会中の継続調査所・管事務調査 申出

○議長（相川繁治君） 日程第10、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題にします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時38分

---

### ◎追加日程第1 選挙第1号

○議長(相川繁治君) 追加日程第1、選挙第1号、富良野広域圏連合議会議員の補充選挙を行います。

お諮りします。

補充選挙の方法については議長において指名推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定しました。

指名いたします。

長谷川耿聰君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した長谷川耿聰君が富良野広域圏連合議会議員に当選されました。

---

### ◎追加日程の決定

○議長(相川繁治君) お諮りします。

ただいま村長から議案第32号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第9号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第2 議案第32号

○議長(相川繁治君) 追加日程第2、議案第32号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第9号についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) それでは追加でお配りしております議案書109ページになります。議案第32号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第9号についてご説明を申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第9号は、歳入歳出それぞれ1350万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億6390万円とするものでございます。

以下、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。113ページになります。14款、2項、国庫補助金におきまして7目、災害復旧費国庫補助金は道路橋梁災害復旧事業国庫補助金で、平成28年度に実施しております災害復旧事業の平成29年度交付分としまして1292万2千円の増額でございます。

19款、1項、繰越金におきまして1目、繰越金は、前年度繰越金で57万1千円の増額です。

次に歳出についてご説明をいたします。2款、1項、総務管理費におきまして、4目、財産管理費は財政調整基金積立金で1292万9千円の増額。こちらにつきましては災害復旧事業、平成28年度に事業は終了しております、今年度充当科目がないために財政調整基金に積み立てるものでございます。

8款、1項、道路橋梁費におきまして1目、道路維持費につきましては先の3月1日から2日にかけて起きましたトマム地区の雪害による

除排雪費用の増加によるもので、原材料費170万円を減額しまして道路除排雪機械等借上227万1千円を増額するものでございます。

戻りまして110ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから議案第32号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第9号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。平成30年第1回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 4月 16日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄